

下野神社沿革誌

卷之八

下野神社沿革誌卷之八

目次

○那須郡

○大田原町

○親園村

○野崎村

○佐久山町

○上江川村

○下江川村

○荒川村

○向田村

○境村

○烏山町

三

五

六

九

一三

一三

一六

二〇

二二

二四

○七合村

○武茂村

○馬頭町

○大内村

○大山田村

○那珂村

○湯津上村

○川西町

○黒羽町

○須賀川村

二五

二六

二八

三一

三二

三四

三七

四〇

四二

四七



下野神社沿革誌 卷之八

|            |    |         |    |
|------------|----|---------|----|
| ○ 兩郷村      | 四九 | ○ 金田村   | 六二 |
| ○ 伊王野村     | 五二 | ○ 東那須野村 | 六七 |
| ○ 蘆野町      | 五四 | ○ 西那須野村 | 七三 |
| ○ 那須村      | 五七 | ○ 狩野村   | 七四 |
| ○ 鍋掛村      | 六一 | ○ 高林村   | 七五 |
| ○ 附録本郡神職傳記 |    |         |    |

## 下野神社沿革誌卷八

### 那須郡

前大學教授兼陸軍教授從六位内藤耻叟 校閱  
 高雄神社々掌  
 栃木縣皇典講究分所商議員風山廣雄 謹編

本郡は管内第一の大郡にして國の東北隅に位し東北は常陸の那珂久慈の兩郡磐城の東西白川郡及ひ岩代の南會津郡に界し南は芳賀郡に連り西は摺谷郡と犬牙相噛めり地勢東北は山嶽圍繞し西南は稍平地にして田野其間に開け幅員東西八里南北凡十七里に達す面積九十三方里七分二厘に及へり所謂有名ある那須野原の所在地にして其廣漠たる地方なるを默想し得へきなり

郡内山岳河川に至ては郡の西北にある連山を那須岳と稱す之を分ては茶臼嶽男鹿嶽白笹ヶ岳南月山等の諸山巍々として聳ひ茶臼岳は實に郡中第一の高山にして高さ六千三百余尺而かも噴火山にして硫烟常に絶へず山麓には那須湯本及ひ板室三斗小屋等の温泉あり深山幽谷の間曳笈の客ひきまきらす夏時に至れば特

に來遊の客多しと云ふ更に東北磐城常陸の國境に跨りて八溝山あり山岳秀靈の氣亦以て呼吸するに足るべきか河川の大なるは那珂川にして源を那須岳山麓に發して東南に向て流下し蛇尾川餘笹黒川木俣奈良三藏野上武茂箒及ひ荒川の各小流又は支流を合せて一大流となり芳賀郡の東端を走りて常陸の國に入り那珂の湊に注ぐものにして上流は最も流れ急にして砂石を轉し舟楫の便を通せざるも中流に至り河漸く大に河流又緩にして二十餘里の間船筏の便あり其沿岸黒羽久那瀬上境等に各河岸場ありて貨物運送最も便なるものあり加ふるに是又灌漑の用に供せざるはなし適水害のために堤防橋梁等を破壊せらるゝあるも未だ鬼怒川渡良瀬川の如く太甚しきに至らずと云ふ

原野に至ては那須東原西原糟塚原湯津上原夕狩原等ありしか此皆那須野原と總稱せるものにて那須岳の東南麓にありて渺茫たる一大原野あるか近來開墾地多く開かれ移住者續々として來り住し又貴顯紳士の別墅と多く有りて原頭諸種の事業起り來ると共に漸く殷盛の地に至りしを見るなり

本郡道路交通に至りては國道は鹽谷郡矢板町より來りて郡を中斷し磐城の白河

に至る又舊奥羽街道は鹽谷郡喜連川より來りて郡の西南佐久山を経て太田原より郡の北東を中斷して白河に通し而して日本鐵道東北線は此兩街道の中間に在り並行して白河に達するあり其他關街道會津街道ありて往來交通の便あり

本郡名勝の地及ひ舊跡の尋ぬべきもの多し又神社佛寺少しとせず今爰に其の二三を記さん最も有名なる舊跡としては湯津上の那須の國造の碑にして俗に笠石と稱す其形扁石をくほめて笠の如く碑の上にあり故に此名あり此碑は 文武天皇の庚子年に建しものにて日本第一の古碑あり碑の高さ四尺許あり今を去る千數百年前の建碑に係り碑面文字の磨滅せしものあり且つ久しく荆棘の間に埋まれたりしか水戸源義公之を發見し祠を建て番守を置き之を保護せられ以て今日に及ひしなり次に那珂村の那須の與一宗隆乃靈祠及ひ福原愛宕邸上の廟川西町に於ける佐藤次信忠信兄弟の石塔伊王野村の義經の陣跡豊田の將軍塚等なり勝地には湯本板室の温泉地を主とし那須駒ヶ瀑等あり名所として傳へらるゝものは那須の殺生石那須の篠原あり那須の篠原は三嶋及ひ太田原より東磐城の國境に至るまでを那須野と云ふ古昔養和保元より天文の時に至り所謂那須野七騎

等の土豪此間に割據し互に土地を開き人民隨て殖し以て今日に至る今の那須野と稱するもの十の五を存すと云ふ東鑑に建久四年四月二日右大將源賴朝宇都宮朝綱小山朝政那須光資等に命して那須野原を狩りたること見へたり金槐集に「ものゝふの矢あみつくろふこてのうへに散たはしる那須の篠原」の歌あり此歌は鎌倉右大臣第一の秀逸なりと賀茂眞淵の稱美せしものにて有名なり又蒲生秀郷の歌に「世の中に我はあにをかあすの原あすわさもなく年や經ぬへき」其他多く枚舉に違あらす

殺生石は那須村大字湯本にあり往古那須野に怪狐あり三浦介義明千葉介常胤上總介廣常をして其悪狐を狩り殺さしむるに怪狐靈石となり觸るゝもの人類鳥獸皆死す故に殺生石の名あり寶治年中に至り源翁命を受けて那須野に來り其怪を熄めしめたりと云ふ此石は高さ五尺許あり柵を繞らして今に人の近づくを禁す古城趾には太田原黒羽鳥山三輪佐久山蘆野伊王野高楯等あり神社には那須湯本の温泉神社健武の健武山神社及び三輪神社等は延喜式内にして有名かり其他郷社九社村社二百四十社及びひ有名の無格社十三社ありて其氏子戸數一万五千八百

十余戸を有す寺院には須賀川の雲巖寺湯津上の法輪寺あり能く考古の資料たらんか

本郡古來の沿革を尋ぬる本郡は往古那須國と稱せるを今の下野に合せて一郡となせしものあり其那須と云へる名稱の起源は鬼怒川と那珂川との間にある中洲と云ふ意味より斯く取りしものからんか始め崇徳帝の天治二年三輪郷に城きしを那須權守と稱し藤原道長の曾孫貞信賊を討つ功を以て從三位下野守に拜す邑を那須に賜ふ福原に居り又高楯に從り居て那須を有す是に於て須藤を以て族となす后又更めて那須と云ふ此則ち那須家の始めにして六代の後に至り資隆と云ふ人從五位下下野守に拜し下野大壺小山政光の妹を娶りて男子十餘人を生むあり其季を娠むに際し期過れとも分娩せず此時八幡大櫛二神を祈る蓋し二十四ヶ月に彌りて生る此則ち一宗隆にあり成長し治承四年源義經に從ひ平氏を討つ讚岐の八嶋に於て扇的を射たるを以て其名末代の譽を擧げ后兄弟分れて各所に割據し那須七騎と稱し一族聲望隆盛たるに至りしは此時にありけり宗隆數代後那須家は兄弟又分れて福原鳥山の両城とあり而して福原を上那須と呼び鳥山を

下那須と云ふ又數代后那須資房に至り之を合せて一家となり其后永正より天文  
年間に及び諸所にて戦争あり實に盛なる那須家の威勢も衰ひ行きしは是非もな  
き事なれ天正十八年豊太閤の小田原征伐に當り那須資晴其怒りに逢ひ領地を奪  
はれ同族なる大關太田原福原千本蘆野の諸家其領地を分與せられ所謂那須七騎  
なるもの是あり後徳川家治世に當り此等の諸家間に多少の消長興廢を來せしも  
敢て記すへき事なく尋て明治維新の大業のなるに及び那須七騎鳥山大久保氏は  
悉く版圖を奉還するに至れり后廢藩置縣の令出るや明治四年十一月を以て宇都  
宮縣に屬し后栃木縣に屬し更に町村制實施せられ以て今日に及びしものなりと  
す

#### 太田原町

本町は太田原、刈切、淺野の舊宿村を合せて一の自治區となせしものにて其幅員  
東西十四町南北三十二町あり舊太田原は舊奥羽街道の要路に當り人家連櫓櫛比

し刈切淺田は東南部に位し地勢東北は蛇尾川を隔て、金田村に隣し西北南の三  
面は平原相連り西那須野村に界し土地平坦最も繁盛なる一市街地にして町民は  
商工業に従事し淺野刈切は農業に従事し頗る勤勉の風あり而して近時葉烟草專  
賣支局を設けられ其商業益々隆盛を來せるなり

古來沿革に付ては往時は太田原藩領にして太田原藩の治廳所在地にあり明治維  
新に及び版圖を奉還するに至り明治四年十一月宇都宮縣の所轄となり次て栃木  
縣に屬し第三大區九小區に編入せられ其后刈切は別戸長役場に屬せしか後遂に  
今の自治區に合併して一町となれり

本町は郡役所々在の地にして村社ありて戸數一千八百二十餘戸人口八千五百餘  
人を有せり

#### 太田原町大字太田原鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈神 建物 本社二間 拜殿間口二間 末社九社 華表

一基 氏子<sup>五十三戸</sup> 社掌兼社司山本靜衛<sup>全町全</sup>

總代員

大字住

本社は文明三年十二月十七日の創立にして元宇新田地の中島に勧請せしか寛永六年八月中領主丹治政清

一夜神人枕上に現はれ告て曰く我は是れ中嶋の愛宕なり宇北町の清き地に祭らは火災を能く守らむ我言を疑ふこと勿れと言ひ了つて忽に見えず因て今の地に移遷すと云ふ社域九百五十二坪高燥の地にして古杉老樹蔚々として繁茂し石燈數十階階れは石の燈籠左右に並列し幽邃にして頗る雅致あり

同 町大字淺野鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭神陰曆二月初五日八月十五日 建物 本社間口一丈三尺 奥行七尺五寸

枳茸 幣殿間口二間 奥行三間 枳茸 拜殿間口六間 奥行三間 枳茸 神樂殿間口三間半 枳茸 木鳥居

一基 石燈籠二基 末社祖靈社加勢友之助之靈一社 六角石 重量四十貫目あり天然の奇石にして寛政年中

京都某殿の庭石なるを太田原の金屋助八なるもの二十七年 鐵燈籠二基 洗手磐一基瓦 寶

物 神鏡一面 矢乃根一本 太刀一振 水晶玉一個徑一寸 氏子四十八戸 社掌加

勢熊次郎全町大字全 七番地住

本社創立は安政二年三月十五日にして加勢友之助淺野定次郎山口又兵衛の三氏天保十二年中大田原飛騨守に誓願し那須野原二万五千丁歩の曠野開墾に着手しより十五年目の春に到り村民と計り鎮守神を創建せんと諸神の名稱を書き抽籤して八幡大神の籤を掲げれば加勢淺野山口の三氏等悦びて宮殿を造營し以て勸附せしか濫觴にして后明治十二年八月再建全三十年十月六日官の認可を得て本大字三千七百二十一番地の二號今の地に移轉す當時本郡大田原町外六ヶ村有志の寄附ありて巨大壯觀なる社殿とはなりぬ

社域四百九十二坪平坦の地にして馬場の入口には神橋ありて左右には梅櫻枝を交へ花時には衆人西より東より塵至し雜沓を極む

親 園 村

本村は親園、實取、瀧澤、瀧岡、花岡、宇田川及び荻の目の舊七村を合併して一の自治區をなせしものにて其幅員東西三十四町南北三十二町あり舊奥羽街道に沿ふて各大字を連絡せり地勢狭少にして西南に帯川東北に蛇尾川ありて土地平坦地味又可なり村民の風俗概して素朴勤勉の風あり

古來沿革を尋ぬるに往時は各領主を異にし太田原藩領に或は旗下の采地に分屬せられしか明治維新后廢藩置縣に當り荻ノ目村を除き他は枳木縣第三大區八小區に編入せられ后一戸長役場の下にありしものにて町村制實施に當り荻の目村を合併して一村となるあり

本村には村社七社ありて其氏子三百九十戸人口三千七十餘人を有せり

親園村大字花岡鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命少彦名命 祭日九月十五日 建物 本社間口三尺五寸奥行三尺

板葺 拜殿間口二間半 萱葺 木鳥居一基 末社八社 氏子<sup>五十一戸</sup> 社掌小林伊集衛<sup>全付全</sup> 大字住

本社は建久八年九月の創立にして一村の鎮守神なり社域二百八十坪平坦の地にして宇小種嶋篠合森に在り境内には古杉亭々と高く聳ひ幽邃にして神威の儼たるを表するも如し

同 村大字親園鎮座

村社湯殿神社 祭神大山祇命 建物 本社間口六尺 拜殿間口三間 末社十社 氏子<sup>百十二戸</sup> 社掌同上

本社創建不詳社域九百三十三坪を有し宇御山に在り石木二造の華表を有し境内には老樹蒼蔚にして宏壯を極め毎年八月一日四月八日を以て大小の祭典を行ふ

同 村大字宇田川鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺五寸 拜殿間口四間 氏子<sup>八戸</sup> 社掌同上

本社は往時一村の鎮守神なりしか寛政四年正月許可を得て一村社を止められしも明治三年九月復舊して村社に列せらる社域二百八十四坪境内には末社四社及び華表等ありて頗る幽邃なり毎年十月廿一日を以て大祭を執行せり

同 村大字瀧岡鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺二寸 拜殿間口三間 末社十三社 氏子<sup>三十七戸</sup> 社掌

本社創立は建久六年九月にして那須與一宗隆の勸請なりと口碑に傳はれり社域八百八十五坪宇宮の内の清酒なる地に在り

同 村大字瀧澤鎮座

村社日枝神社 祭神大山咋命 建物 本社二尺 拜殿間口三間 氏子<sup>二十一戸</sup> 社掌

本社創立不詳社域五百八十七坪宇瀧の上に在り

同 村大字實取鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社三間五葺 拜殿間口三間 末社一社 氏子<sup>三十二戸</sup> 社掌阿美靜<sup>野崎村大字海葉住</sup>

本社創立不詳社域三百九十余坪を有し萬延二年八月拜殿を再築し本社は明治三十一年十二月氏子の盡力により輪奐たる宮殿を再建し木鳥居石の燈籠左右に並列し風色頗る佳なり祭典は毎年九月九日を以て執行せり



同 村大字萩野目鎮座

村社諏訪神社 祭神健御名方命 建物 本社間口三尺 拜殿間口三間 末社二

社 氏子十一戸 社掌 總代 貝

本社創立は久壽二年にして往古より鎮守神たり社域四十九坪字澤添に在り

野 崎 村

本村は薄葉、平澤、豊田、成田、澤、上下石上の舊七村を合せしものにて幅員東西三十四町南北一里余にして一の小村たり舊澤村は殆ど中央に位し他の部落は四圍に散在せり地勢西南は丘陵起伏して鹽谷郡と隣し東北は原野相亘り箒川中央を流れ灌漑の利あり村民一般農耕を業とし風俗篤實にして勤勵の風あり古來沿革に付ては往時各領主を異にし太田原藩領に或は旗下の采地たりしか維新后に至り栃木縣に屬し第三大區八小區及び九小區に分屬し后又三戸長役場乃所轄に屬し后町村制實施に際し之を合せて一自治村となせしものあり

本村には村社七社ありて其氏子戸數四百六十余戸人口三千三百九十余人を有す

野崎村大字成田字八幡鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社一間檜綿葺 拜

殿間口二間 葺葺 末社四社 木鳥居一基 氏子五十戸氏子總代川上三二郎 社掌高

野重明 全村大字全住

本社創立は文明年間にして鎌倉の人高野貞之と云へるもの故ありて當地に來居し或時重病に罹り危篤なりし時自ら古郷なる八幡宮に病平癒を祈願せしに忽ち靈驗ありて病快癒せり故に報賽として鎌倉八幡宮を遷坐し一祠を建て勸請せしか濫觴なり後村民舉て崇敬し一村の産土神と稱し爾來社殿の建修及び祭典費に至るまで氏子村民之を負擔し隆盛に至る明治五年郷社に定めらる全十年八月行政區劃の都合により村社に列せらる社域二百三十一坪境内小丘にして老松古杉天に聳ひ幽邃にして雅致あり

同 村大字薄葉鎮座

村社温泉神社 祭神大日貴命少彦名命譽田別命健御名方命 祭日九月九日 建

物 本社間口三間 茅葺 拜殿間口三間 茅葺 明治廿二年再建 末社一社 鳥居一基 石燈籠

二基 氏子 本戸數六十三戸 總代 藤田初太郎山本留吉 社掌 阿美靜 全村大字全住 現在戸數七十五戸 渡邊鐵彌藤田金三郎

社傳に曰く元暦年間那須與一宗隆源義經の命を受け讃岐の八嶋に於て扇的を射る時八幡温泉諏訪の三神を心中に祈願して末代の名譽を得るにより郡内所々に八幡温泉諏訪の社を勸請せしなりと本社も又其一社にして那須家代々崇敬の神社たり後永録七年福原家臣薄葉外肥行國當郷の(狩野郷名御庄)小守となる

悉く本社を崇信し冥護を得て遂に大守に進みしを以て本社を再建し社領七石を附し阿美信定を神主に仰付られしより今や三百三十余年奉仕怠ならず毎年九月九日大祭を執行せり社域四百七十九坪宇館野の平坦の地に在り境内には老杉古樞高く登り中にも杉大木(周囲四丈三尺)ありしか明治廿五年落雷のために枯れしはいと惜むべし

同 村大字下石上鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 祭日九月十九日 建物 本社間口三間 茅葺 木鳥居一基 氏子六十五戸 社掌同上 總代三員 譽田別命

本社創立年月詳ならず再建は文化八年正月にして宏壯なり社域四百二十坪清酒の地にして境内には古杉蒼鬱にて風致愛すべし

同 村大字澤鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 祭日陰曆九月九日 建物 本社間口三尺五寸 拜殿間口二間 鳥居一基 氏子四十九戸總代三員白石久雄 社掌齊藤津守 全村全大字住

本社は正治年間創立にして領主澤村七郎滿隆の勸請なり神職は往古より齊藤家代々祠官たり本社は弘化年間まで字班の目に鎮座ありしか祠官齊藤出雲守代邸内に移遷し後故ありて舊境内に復鎮す慶應年間現今の地に奉遷す社域三百三十六坪高燥の地にして境内には古杉老樹蒼蒼として頗る雅致あり

同 村大字豊田字湯泉鎮座

村社湯泉神社 祭神大己貴命少彦名命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社九尺 枅葺 拜殿間口三間 萱葺 木鳥居一基 氏子七十戸總代四員關谷伊 社掌關谷喜一郎 全村全大字住 佐次全文彌君島常三郎

本社は神田九郎朝隆の勸請にして文治三年の創立なり後那須家代々崇敬の社なり 社傳に曰く天治年間八溝山に岩嶽丸の強賊在りて人民を惱す事夥し 帝敕聞に達し相摸の須藤貞信も自ら上奏す茲に於て貞信に下命あり天治二年十二月二日相摸を發し下野に著し那須郡に陣し八溝山に向ひ岩嶽丸を速に討平けたる功を以て下野那須權守に任せらる後六代を経て資隆に至り男子十一人あり即九男朝隆を全郡神田村(明治九年神田村を改め豊田村と稱す)に封し神田九郎と稱し本村中央なる寄居に館を築き當館鎮護の神として館の南方三町の所に湯泉神社を勸請せり其後神田家興亡の浪に動搖せらる後三百九十年を経て天正十八年福原資孝の領する所となり寛文十二年十月本社を崇敬して神田三反十六歩を寄附せられ明和九年九月拜殿を再建せしも本社再築に至ざるを氏子一同遺憾とせしも更に明治三十年九月を以て壯麗なる本社拜殿を改築せしは氏子一同の盡力なりと云ふ 社域三百四十四坪平坦の地にして古杉老松森々と聳ひ神寂ひて雅致あり

同 村大字平澤字鍛冶内鎮座

村社湯泉神社

祭神 大己貴命 少彥名命

建物

本社 間口二間 奥行三間半

末社三社

木鳥居一基 石

燈籠一基

文政元年 福原常産奉納

同燈籠一基

文政十三年 奉納

氏子 二十二戸 總代渡邊瀬平 森嶋 德太郎 渡邊善次 佐藤榮太郎

社掌同上

社傳に曰く抑下野國那須郡上庄石上郷平澤村湯泉神社は祭神大己貴命少彥名命にして那須與一宗隆の勦討なり是より先 後鳥羽天皇の御宇元暦二年二月廿日讃州八嶋の浦に於て源氏は風伯枝を獲すの松下に隊伍を聯ね平氏は怒濤巖を嘯むの海中に軍艦數十艘を並へ對陣日既に哺を過るの折柄盛賊せし一舟を漕に漕き寄せ當時美人の聞へある玉虫官女をして墜して其舟楫に建たる竿頭の軍扇を射するを荐りに請はしむ茲に於て源氏大將義經其射手を昌山重忠に命す重忠病を以て辞す依て其器を問ふ重忠答曰命中の違者は下野那須の領主那須太郎資隆全十郎爲隆若くは其弟與一宗隆に加すと義經即十郎に命す爲隆固辞するに一の谷巖の時崩岩に觸れ弓手に疵生し其痛未全癒せざるの故を以てす大將焦慮怒に耐へず爲隆を軍中より追退け次て弟與一に命す與一年纔に十七歳兄の覆轍を鑑み亦固辞するを得ず即命を奉し只一騎遙に進んで滔々たる海中に乘入れ既に海水鞍の前輪を漕すも隔ると數百步鏑矢舉て打番以見渡せば扇面の日章夕陽に映し其紅輝旭に向ふ如し故に之に中るを懼り船亦涼沈の定らす爰を以て挿際を射切に加すと觀念し心中に正八幡大神別て我國の神明日光權現宇都宮明神那須温泉明神願くは扇的の真中を射させ給へと祈念して矢を發す羽風海面に起り鳴鏑未た耳に達せざるに其矢既に扇要を切断し欬上遠く飛て湖に濫す扇は亦飄飄として小蝶の舞ふ如く渺々波上に墮て漂ふを見て源平兩軍賞譽の聲暫く鳴も止さりけり宗隆心勇み汀に近く駒を寄せる折柄伊勢三郎譽を鳴して馳來り將命を傳て曰美姬の側に在りて長刀

を振り立舞ふ處の一武者を射殺せと因て手早に矢を番ひ身向き反りながら征矢を發し海中に倒す是此舉をなすは平將か殿嶋神社に祈り曾て高倉院が奉納せられし所の軍扇を請へて的として彼我の武運をトせしものなれば源平盛衰の前兆斯に顯然たり實に源氏の名譽なり故に宗隆文治二年願朝の命として家兄十人を聞き父の家督を繼かしめ次て那須の武者所に任し尙扇的の賞として武藏の太田信濃の角豆庄若狭の東宮庄丹波の五賀庄備中の在原庄を賜はり功を日本全國に發揚せられて恩遇甚厚し故に宗隆は常に鎌倉に在留せしか全五年源願朝自ら將として海衛追討の時兵を沿道に徵す爰に於て宗隆始めて古郷に歸るを得たり(以上那須記に明也)茲に於て射扇の所誓を果す爲め産土宮と尊崇する那須湯本の温泉神社を領内に分祀せんことを合して各村落に勸請せしむ(今に陰曆五月六日より八日迄本郡一般に田植休むは該神社を分祀せし日に其因するものと云へ傳ふ)本社も分祀の一にして宗隆直轄の地なりしか後十五代那須太郎資永の時に至り一家の内亂に據り嫡家亡ぶ時文安三丙寅年十二月なり次て鳥山城主那須資持杖流より出て嫡家を繼ぐにより其領地と成しか天正十八年那須修理太夫資晴豊臣關白の怒りに觸れ所領を沒收せられ鳥山城退去の砌り一門福原安藝守資孝の領地となる當時本村には那須家臣岡下總守在居せしか那須家亡ひしを以て所領を沒收せられ後福原家の臣となり後主家の姓を賜り承應二年頃には福原將賢と稱し本村内に於て高四十六石余又全家臣に大番又右衛門なるありて高廿一石余を知行し俱に湯泉神社と崇敬し敬神の道厚かりしか天明の凶歳以降知行を上知し屢米取となり神官は其始詳ならざるも福原家領地以後は佐藤眞集の代より世襲して神事を司り慶應二年佐藤山城の養子大内藏なる者東京都に居りたる

縁故を以て町尻宰相輔卿の傳奏により本社に准る神位を賜はられし由なりしか大内藏なる者猶父と折合す且領主の許可を得ずして上京し夥多の社金を費したる應により神位を携帶の儘逃亡せしを以て今は其証なし又明治元年領主福原内匠實生は各藩に奉先して勤王を唱ひ出陣し白川民政局を管轄し爲に朝廷より賞金若干を賜はられしも表高三千五百石込高七千五百九十二石余合高一万石以上なりしも表高一万石ならざるを以て藩知事に任せられず中木夫となり次で領地を上知せしむ故を以て普代相傳の家臣一百有名と一町十村の士民に離別し東京府貫屬士族となり上京するに重る故に本社も年々祭祀料を以て領主より賜ふ處の粟米數十俵を失ひ次で神官佐藤山城も歸農し元境内も廣く森に山林等數町歩ありしか今の社境に減縮せられ餘は有租地となり人民の所有に屬せられたり依て今日に至りては氏子の負擔に歸し僅に舊典を存せるのみ

### 佐久山町

本町は佐久山、福原、大神及び藤澤の舊一宿三村を合せて一の自治區を合せしものにて其幅員東西一里廿四町南北之に同じ佐久山は人家多く相連り中心をして各村之に聚集するの狀あり而して舊奥羽街道之を貫き且里道各村に通して交通の便あり地勢東北は籐川を控ひて自然の區域をなし西南は丘陵相連り一區をなすものゝ如し町民は概して質直にして農商を業とし最も佐久山は商業を營むもの多し

古來沿革に付ては往時各々所屬を異にし佐久山は福原氏の領邑にして福原侯の治廳あり各村は旗下及び福原氏領に分屬せられしか維新乃后第三大區八小區に編入せられ更に二戸長役場に分れしか町村制實施に當り再ひ之を合せて一自治村となす全戸數四百七十戸人口三千百八十余人を有せり  
本村には有名ある八幡の郷社及び村社四社福原の愛宕丘山に在る那須與一の碑等あり

### 佐久山町大字福原鎮座

郷社八幡宮 祭神譽田別命 祭日陰曆正月十四日 建物 本社三間枋葺 大宮造總樺木  
彫物付土臺花 拜殿間口五間枋葺 神樂殿間口三間杉皮葺 神橋長七尺 木造 欄干檜縁付總  
崗磨石なり 奥行三間 奥行二間 巾六尺 木鳥居一  
基 末社七社 寶物 滋藤弓一張 太刀三振 鉾五本 鎗五本 古鏡一面 籠  
五流 掛軸一幅 基本財産畑一反三畝二十三歩 氏子 福原八十八戸并廿  
最上郡湯津上村 五ヶ宿村總代 員 社掌齊藤  
大字蛭田住

社傳に曰く天喜五年の創立にして源義家救命を蒙り父頼義と共に奥羽鎮國として下向の途次此地に滯陣

せしめ戦勝を祈らん爲爰に一小祠を建て山城の石清水八幡宮を祀りしか濫觴にして夫より本地を八幡村と號くと云ふ今に關所の清水沓切澤等の古蹟あり后嘉承元年の秋須藤權守貞信か八瀨山中の凶賊岩武丸退治の時も本社に祈願し速に其功を奏す后此八幡村に居城を構ひ城下を北岡町と改稱し當時本社を彌々崇敬して須藤家の氏神とし土木を起し社殿を造營せしむ元暦二年與市宗隆か讃岐の八嶋にて神の冥助により扇的を射るの功を以て本領安堵歸城して宮殿を再築し宏壯輪奐ならしめ増子氏を神職に命し別當には金剛壽院を置き毎年糶五十俵を給し大小祭は勿論常に奉仕せしむ又祭祀料として毎年糶二俵を寄附せらる貞保四年十月十四日遠江守資彌の代に至りて國除せられしより祭祀料給米等も廢せらる后元録十五年二月三日那須資徳の代取立られ福原村の内高千石の知行を賜り徳川の旗下となり那須家の上席たり此時社領として水田五反五畝歩を本社に寄附し天明七年十月那須資明家老高瀬治右衛門總奉行竹尾吉左衛門に命して宏大高潔優美なる宮殿(現今の社殿)を再築せしめ寛政三年三月を以て遷宮の式を行ひたりと北岡町は後福原村と改め八幡村は福原村の字名とはなりぬ明治三年社領も旗下奉遷ともて歿收せらる那須家の氏神なるも福原全村八十八戸の鎮守となり全五年二十五ヶ宿村の郷社となる社域二千四十七坪平坦にして東北に里道を回らし南西には山嶽屹立し山容秀麗にして喬くに似たり境内には古杉老檜蔚々として天日を蔽ひ晝尚暗く神寂ひて頗る雅致あり

同 町大字福原鎮座

村社湯泉神社

祭神大己貴命  
少彦名命

祭日陰曆九月十九日

建物

本社四尺四方

雨覆二間四方

拜殿間口九尺  
奥行二間

鳥居一基

氏子八十戸  
總代員

社掌同上

本社は建久六年の勸請にして明治五年村社に列せらる社域百四十七坪字大宿の平坦の地にありて古杉蔚々として聳ひ清酒たる境なり

同 町大字佐久山鎮座

村社温泉神社

祭神大己貴命  
少彦名命

建物 本社五尺四方

末社一社

木鳥居一基

石燈籠

三基 假拜殿一棟

氏子二百六十一戸  
總代員十四員

社掌蓮田勇仁全町大字全住

本社創立は永録年中にして福原城主四郎久隆の勸請にありて本社拜殿其他建物に至るまで壯麗輪奐たる社なりしも明治三十年中弓徒火を失したために本社除きの外建物悉く灰燼に歸し今僅に假拜殿のみを存す境地四百九十五坪平坦の地にして馬場の高き一町に餘れり境内には老杉古櫻ありて花時には滿地雪に埋るゝか如し西丘山を控へ東には箒川の清流滾々として日夜音を聞き頗る風色閑雅なり

同 町大字藤澤鎮座

村社温泉神社

祭神大己貴命  
少彦名命

祭日九月廿九日

建物

本社間口二尺五寸  
奥行三尺

板葺

拜

殿間口三間  
奥行二間

萱葺 末社二社

氏子二十一戸  
總代員

社掌齊藤最全郡湯津上村大字蛭田住

本社創立年月不詳社境三百坪高燥の地に古杉蔚々として風色頗る佳なり

同 町大字大神鎮座

村社白川神社 祭神須藤權守貞信靈 祭日九月十八日 建物 本社四尺板葺

鳥居一基 末社五社 氏子三十一戸 社掌同上

本社は建久八年九月十八日の創立にして往古より一村の鎮守神と崇敬あり社域六十坪古杉亭々として高く聳ひ社實には古鏡一面を藏す

同 町大字福原愛宕山鎮座

無格社千勝神社 祭神猿田彦命 合殿二座須藤權守貞信靈 那須與一宗隆靈 祭日八月八日 十一月十五日 建物

本社三尺四方 鳥居一基 石燈籠二基 信徒八十八戸 社掌同上

本社は建久五年八月那須資之の創立にして明應三年天和元年明治十四年の再建なり社域四百六十八坪高丘の地にして櫻樹を植へ花時には一簇の香雲松樹の深翠と相映し頗る眺闊に富む竹尾元東有志に譲り明治廿五年八月八日を以て那須與一宗隆の碑を建設す碑の高さ一丈巾四尺五寸稻井菊銘石に刻し題額は公爵近衛篤磨にして前大學博士岡松辰の撰文弘前藩主新岡久頼の書にて左の如し

那須藤氏其先出大政大臣道長道長曾孫貞信堀河在國以討賊之功拜從三位下野守賜邑那須屋福原又從高栢至今皆有遺趾存焉貞信既有那須於是以須藤爲族後又更曰那須其顯實自餘一君宗隆云君考曰資隆於貞信爲六世孫亦拜從五位下下野守娶下野大壺小山政光妹有丈夫子十餘人而君其季也相傳小山氏姫君遇期未媾曆八幡大櫛二神蓋彌廿四月而生君於兄弟次爲第十一因號曰餘一源頼朝之舉兵於伊豆弟義經至自東奥將有輔

頼朝資隆携君與其兄爲隆謁義經於塗次自是得從在軍中及義經與諸平戰八嶋日彌諸平軍船上建一竿竿頭挿紅扇當中誓日者去岸數百步一少婦盛飾立船首亦舉扇慶令射之義經問誰能命中者衆皆推君君固辭弗聽遂攬轡入海與扇相拒四百許步兩軍皆罷觀時海上風波舟搖撼不止扇亦與夕陽相映發目眩不得視據鞍賦而賦麟少焉微張目見風稍定丞注矢引滿久而後發正中扇破斷之扇乃隨風飄揚項之始墜於水兩軍不覺齊聲譁陣軍散頼朝賞君功賜邑於丹信若武備五州其在丹波者曰五賀信濃曰角豆若狹曰東宮武藏曰太田備中曰荏原併舊所食地爲一万八千項後數歲君入都詔拜下野守還至伏見遇疾而卒實文治五年八月八日也殯于即成院既又歸葬於福原君卒時年三十四無子初資隆娶宇都宮朝綱女生一男曰資光及君卒頼朝令資光承後賜偏諱更名頼資拜肥前守於是立祠祭君靈焉每歲以君卒日奉祀傳數十世有兄弟不相協者伯仍居福原是爲上那須叔居於烏山是爲下那須下那須亦世祠於恩田每歲以九月十日奉祀數世伯家絕嗣於是承叔後者併而有之又數十世曰資晴方豐大閤時喪邑更賜嗣子資景五千石嗣曰資重及東照公入江都爲美濃守蚤卒資增山正利弟爲嗣曰資祇資祇立益一万五千石併舊爲二万石得列爲諸侯居於烏山又以弘前公子嗣曰資德資德因事貶爵特賜秩千石爲高家傳數世至王室中與其地皆隸於有司先世時嘗分爲七支號那須七熾今猶在而其臣隸子孫亦數十家傷奕世華胄不能復如舊時而餘市君祠廟猶儼在愛宕邱上遠近民有事必禱焉且此邱也南倚三面臨鉦野林樹遠抱層巒巖嶂於雲煙漂渺之際最爲地靈於是乎欲益裝飾祠廟且立碑表之遺烈并令斯民得沐於鴻澤也使來請銘銘曰  
藤氏之裔邑於那須 相承數世延於東隅 維餘一君大振其烈 蓋世之譽由於一發 誠是奇中万衆傾倒 百步柳葉古稱其巧 比之於君復詎足道 巧高賞重賜邑實多 子孫相繼以世其家 綿々千載隨隆隨汚 偉彼

祠廟屹在高壇 維是臣庶勝仰其德 迺伐山石維銘是勳 垂之無窮以介嘉福

上江川村

本村は下河戸、上河戸、南和田、金枝、鹿子畑、穂積の舊六村を合せて一の自治村とあせしものにて其幅員東西一里十八町南北二里十町各部落は西北より東南に延長して民居接續し地勢東西に山脈連亘し西は鹽谷郡と界を接し東は佐久山町に連り北は野崎村に隣し南は下江川村に連續し江川は村内を流れ灌漑の便あり村民質直にして親密の風あり古來沿革に付ては往時は幕府領若しくは旗下の采地たりしか維新后に至り栃木縣所轄となり第三大區四小區及び八小區に編入せられ後更に一戸長役場の所轄となり次て町村制實施に及び合同して一村とあるなり

本村には村社七社ありて其氏子戸數三百余戸人口二千五百十余人を有す

上江川村大字下河戸北ノ内鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 少彦名命 祭日十月十五日 建物 本社三尺四方板葺 拜殿間口三間 奥行二間 末社五社 鳥居一基 氏子二十五戸 社掌齊藤最全郡湯津上村 大字野田住

本社創建年月不詳社境百八十二坪古杉亭々として聳ひ社實には古鏡一面を藏す

同 村大字下河戸鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 少彦名命 祭日九月十五日 建物 本社間口二間半 板葺 拜殿 間口三間 萱葺 末社六社 鳥居一基 氏子二十五戸 社掌同上 奥行二間 本社は字御神山に鎮して社域四百四十坪老杉若樹蔚々として風致佳なり

同 村大字上河戸鎮座

村社加茂神社 祭神別雷命 祭日三月十八日 建物 本社間口一尺石宮 鳥居一基 氏子三十五戸 社掌同上 本社勸請年月不詳社域九十六坪

同 村大字南和田鎮座

村社磐裂神社 祭神磐裂命根裂命 建物 本社間口二尺 拜殿間口九尺 末社 四社 氏子十八戸 社掌同上 本社勸請年月不詳社域三百十八坪字東山に在り

同 村大字穂積鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命伊弉册命大名牟智命水速女命 建物 本社間口二尺五寸 拜殿間口九尺 氏子三十九戸 社掌

本社は天正元年の創立にして福原八幡宮を遷祀す社域百七十坪宇邊に在り

同 村大字鹿子畑鎮座

村社氷川神社 祭神素盞鳴命 建物 本社間口三尺 末社一社 氏子四十三戸 社掌

本社創立は寶曆二年にして往古より鎮守たり社域五百二十二坪宇古屋敷に在り

同 村大字金枝鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命譽田別命素盞鳴命 建物 本社間口二間二尺 拜殿

間口三間 末社六社 氏子五十四戸 社掌

本社創立不詳社域一千四百三十四坪宇赤坂に在り

下 江 川 村

本村は熊田、月次、南大和久、藤田、三箇、上下川井、及び志鳥の舊八村を合せて一自治區とあせしものにて其幅員東西一里十町南北二里にして地勢東西相面して

山脈對峙し其西山脈は斜に走りて南方に至り諸村を隔つ而して江川は北より來りて中央を貫流し荒川又西南の一方を流る村民概して朴直にして農耕を業とし頗る勤勉乃風あり加るに敬神の志厚し

古來沿革を尋ぬるに往時は烏山藩に或は幕府旗下等の采邑に分屬せられ各々其所領を異にせり維新后廢藩置縣の令出るや宇都宮縣の所轄となり次て栃木縣第三大區四小區に編入せられ次て二戸長役場に分屬せしも遂に町村制實施に當り更に合併して一村となれるあり

本村には衆庶崇敬の郷社鳴井神社の所在地にして其他村社九社及ひ有名の無格社一社ありて戸數六百六十餘戸人口五千二百五十余人を有せり

下江川村大字月次鳴井鎮座

郷社加茂神社 祭神柯遇突智命 祭日陰曆三月二十五日 建物 本社間口六尺 燈籠二基

五尺造高 雨覆二間銅葺 拜殿三間半板葺 木鳥居一基 社務所一棟 燈籠二基

氏子五十戸 社司齋藤義丸全郡荒川村大字田野倉五番地住

本社創建は和銅年中山城國加茂大神を遷座して勸請する所にして領主烏山大久保氏代々崇敬の社にて明



治廿九年中貴族院議員大久保忠順子鳥山留臣を引卒し本社に詣て大幕登張掛鈴一個奉納せらる抑も此大神は五穀成就を祈るに靈驗ありとて信するもの遠近より屬至す本社の前側に一の巖穴ありて清水潺々と湧出して如何なる旱魃の時と雖ども涸ることなく瀧洒す故に往昔より本社の靈水と稱す夏日旱魃の時此の水を借りて雨を祈るに必ず感應ありとて往古より信仰するもの多し噫盛んなる哉神の威徳配すたに尙畏き心地するかこれには本社馬場は狹隘にして本社へ詣するもの不便なるを以て明治年間に至り氏子中山清太郎奉納せり其内氏子野尻竹次郎外鳥山町田中とめの兩氏か幾分の補助をなし土地を献納して長六十間幅三間の馬場とはなれるなり社域七百五十坪高丘の中腹にありて老樹蒼蒼として圍繞し景趣頗る幽邃なり石燈十八階登り又三十階躋れば久宮知康翁の碑あり篆額に貴族院議員正四位大久保子爵の書にして文は磯田教道の撰書なり是久宮翁門人の建つる所なり夫より三十階の石燈を登れば拜殿に達す前を望めは南一帯水田にて江川の清流澄々として其中央を貫く東西北の三方は皆山林にして春は白櫻雲の如く山中に點綴し秋季には紅錦を晒すか如くにして一層の佳趣を添へるなり

同 村大字熊田字宮下鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉册命速玉男命事解男命 建物 本社九尺 拜殿間口三間  
奥行二間

木鳥居一基 末社二社 石燈籠二基 氏子百十五戸 社掌熊田晋全村大  
總代員 宇全住

本社は 推古天皇の御宇足原麻喜京都より來り本社を勧請せしか濫觴にして熊野三所大權現と稱せしか

孝徳天皇の御宇大化三年本村の鎮守神とし全年九月一日卯刻の旭に向て地形の工事を始め漸次宮殿を造營し神領八町歩を附せられ頗る隆盛の神社なりしも貞應年中那須與一宗隆五世の孫彌四郎光信か本村へ部を築き居住せしより神領を沒收せられ神田四畝三步を附せられたり奉仕は熊田山明王院を以て別當に充て祭典嚴めかしく行ひしも寛永年中鳥山城主松平石見守の代に至り神田を收めらる爾後祭典修繕等は氏子の負擔となり漸々衰頽に至りしも維新の際村社に定められ熊野神社と改稱し別當明王院も復飾して本社に奉務せり社域三百坪平坦の地にして境内には古杉老柏繁茂し幽雅にして深遼の趣きあり

同 村大字志鳥鎮座

村社愛宕神社 祭神軻遇突智命 祭日陰曆十月二十四日 建物 本社石 雨覆間口  
四間

奥行 鳥居一基 氏子百十四戸 社掌瀧口八郎全村大字全  
總代員 百五番地住

本社創建年月詳ならず社域八十九坪高丘の地にして高さこと平地より八十間あり本社は南向にて大字の中央に鎮す境内には若木班々として四方の眺望に富み殊に天氣晴朗の日は四方の山岳を望む遠くは富嶽をも望み以て神氣爽快と共に神威の畏こきを覺ゆ

同 村大字下川井鎮座

村社鹿嶋神社 祭神武甕槌命 祭日陰曆三月二十一日 建物 本社一間 雨覆間口  
四間

奥行 拜殿間口三間 木華表一基 石燈籠二基 氏子百餘戸總代小川松五郎鈴木 社掌  
平吉高野金三郎栗田秀吉

本社は大同年間の創立にして常陸國鹿嶋本宮より遷座す後川井上總之介武勇守護の神と崇敬し本社を再  
建し高野氏に命じて祭祀を掌らしむ慶長年間宇都宮國綱と不和になり遂に闕られ落城の後は一村の鎮守  
神たり神職は往古より高野家代々奉仕せしか維新の際止めらる代りて川井大造明治二十六年まで奉仕せ  
り社域七百二十一坪高燥の地にして境内には老杉古檜の大木森々として生ひ茂り幽靜にして雅致あり

同 村大字上川井鎮座

村社日光神社 祭神大己貴命 建物 本社五尺 拜殿間口三間 末社六社 氏子  
四十戸 社掌 總代員

本社創立は寶龜九年八月にして淺香丸本國宇都宮神社を遷祀して勸請せしか濫觴なり社域百八十三坪戸  
谷の清酒たる地に在り

同 村大字藤田鎮座

村社鹿嶋神社 祭神武甕槌命 建物 本社七尺 末社二社 氏子七十四戸 社掌  
本社は寛永十二年九月二十八日の創立なり社域五百七十六坪宇明神下に在り

同 村大字三箇字中代鎮座

村社三嶋神社 祭神大山祇命 建物 本社間口二尺 末社三社 氏子二十四戸  
社掌 總代員

本社創立は天明六年にして社域百七十二坪を有す (三箇は往古入江野堀戸田の三村なりしか維新の際合  
併して三箇村と改め明治六年各社を以て村社に定む)

同 村大字南大和久鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 建物 本社間口四尺五寸 末社二社 氏子三十八戸  
根裂命 總代員

本社創立不詳社域三百二十二坪を有せり

同 村大字三箇鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈命 建物 本社間口一尺三寸 拜殿間口三間 末社七社  
氏子六十六戸 總代員 社掌

本社は文政十二年三月八日の創立にして社域三百六十六坪字東にあり

同 村大字三箇字堀の内鎮座

村社湯泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口一尺八寸 拜殿二間 氏子十五戸  
社掌 總代員

本社創立不詳社域四百八十二坪を有せり

同 村大字志鳥八幡山鎮座

無格社八幡宮 祭神譽田別命 祭日陰曆四月十五日 建物 本社間口九尺五寸 雨覆間口三間 杉皮葺 拜殿間口二間 杉皮葺 末社二社 木鳥居一基 燈籠二基 氏子奥行三間 信徒七十五戸 社掌同上

本社は文龜四年の勸請にして奉仕は八幡山大泉院に於て往古より代々別當職たり社域百二十坪高燥の地にして石燈二十階躋りて社前に達す境内には老樹亭々として高く聳ひ幽邃頗る翫すへし

荒川村

本村は田野倉、大金、岩子、東原、小川原、森田、小埜、高瀬、大里、曲田、曲畑、八ヶ代、福岡、鴻野山、小白井、宇井及び小倉の舊十七村を合せしものにて其幅員東西一里三町南北一里六町あり地勢西南に山脈ありて芳賀鹽谷の両郡と境界を接し東北一帯荒川を以て限れり村民の風俗醇厚温良にして農業に従事し専ら勤勵の風あり

古來沿革に付ては往時各村領主を異にし太田原藩或は森田佐久山又は旗下乃領地に分れ維新后栃木縣に屬し第三大區四小區に編入せられ後一戸長役場の所轄

に歸し次て町村制實施に當り更に荒川の一自治村とあるに至れり

本村には村社十九社及び戸數五百三十余戸人口四千七十余人を有せり

荒川村大字田野倉鎮座

村社八龍神社 祭神豊玉比咩命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口九尺 拜殿間口三間 杉皮葺 末社二社 木鳥居一基 氏子三十戸 社掌齊藤繼定全村全大字

本社勸請は大同二年にして再建は元曆元年九月四日なり后寛永十一年十一月又元錄七年なり拜殿再築は

明治二十一年なり往古より一村の鎮守神にして明治五年村社に列せらる神職は往昔より齊藤家奉仕せり

社域五百四十五坪にして田野倉の極東に突起せる一小丘にして平地より高きこと一町にあり境内には老杉古樹亭々として翳蔚し後は荒川の激流滾々として其麓を流れ断崖絶壁削るか如し奇巖突出將に落と

して河中に留めり又本社の西に有名なる瀧ありて榮出の瀧と稱す瀧に望めは岩滑かにして苔封み冷風颯として衣を吹徹し飛沫而を侵して三伏の候と雖とも寒冷肌に迫り直に落ちて匹練の如く岩にくたけては珠玉の亂れ飛ぶに似たり此瀧は本村大字鴻野山長者ヶ原より源出する長者川の下流荒川の落口にして瀧壺に男釜女釜の淵ありて早魃の時此淵の水を汲むときは必ず雨降ると言傳ふ殊に此の境は眺望に富み且山水明眉の地にして那須郡屈指の社なり

瀧間に神祠を祀れるを古人の詠したる國詩あり

露つもり張り落つる。田野倉の瀧の岩間に神とせよとせる

同 村大字小埜字森田境鎮座

村社八幡宮 祭神息長足姫命譽田別命足仲彦命 祭日二月十五日  
九月十九日 建物 本社間  
三尺五寸 奥行三間半 拜殿間口二間半  
木鳥居一基 明治五年九月  
氏子十五戸 社掌關新平  
全大  
字一番 奥行三間 氏子中奉納  
地住

本社は天長十年二月五日の創立にかゝり往古より一村の鎮守神にて明治五年村社に列せらる神職は關氏  
代々奉仕せり社域六百十三坪高燥の地に在りて馬場の長さ五十余間鳥居前及び拜殿の前に二段の石礎あ  
り之を隣れは老杉古榎及び杉楡の若樹森然として繁茂し神寂ひて古雅を帯ひ老若樹の深翠頗る絶佳なり

同 村大字森田字鹿嶋鎮座

村社鹿嶋神社 祭神武甕槌命 建物 本社間口二間 拜殿間口四間  
奥行三間 末社二社  
華表一基 氏子二十二戸 社掌  
總代員

本社創立年月詳ならずと雖も衆庶崇敬の社にして明治五年宇都宮縣第六大區一小區の郷社に定められ齊  
藤繼定を祠掌として奉仕せしむ社域五百九十八坪を有し清酒の地にあり而るに明治十年行政區劃と共に  
村社に列せらる

同 村大字森田字さこ田鎮座

村社鹿嶋神社 祭神武甕槌命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口四方 拜殿間口  
奥行萱葺 石鳥居一基 明治二十六年九月 石燈籠一基 天保十五年六月  
同一基 万延元年九月  
末社二社 氏子四十八戸 社掌  
總代三員

本社は寛永二年二月二十四日の創立にて森田領主大田原頼母丹治清在の勸請なり往時は社領七反余歩を  
附せられ領主代々崇敬の社にして明治五年村社に列せらる神主は創立以來明治六年五月十九日まで關氏  
にて奉仕せり社域四百九十七坪高燥の地に在り石燈十五級を踏みて境内に至れば若杉榎の老樹蒼蒼にし  
て風色佳なり

同 村大字小倉鎮座

村社鹿嶋神社 祭神武甕槌命 建物 本社間口二尺九寸 拜殿間口二間半  
末社三  
社 氏子三十七戸 社掌  
總代員

本社は長承二年の創立にして常陸の鹿嶋神宮を遷祀せし社にして社域三百二十四坪字鎮守山の清酒の地  
に在り

同 村大字大里鎮座

村社星宮神社 祭神天御中主命 建物 本社一尺 拜殿間口九尺 氏子十九戸  
總代員

社掌

本社創立不詳社域三百三十六坪字青木原に在り

同 村大字大金鎮座

村社湯泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺 末社二社 氏子十六戸 社掌  
少彦名命 奥行五尺  
本社創立不詳社域百五十九坪平坦の地にして社木森々然として風色閑雅なり

同 村大字東原鎮座

村社住吉神社 祭神中筒男命 建物 本社間口二尺一寸 氏子六戸 社掌  
奥行三尺三寸 總代一員  
本社は寛文二年九月にして字上中原に在りて社域七十八坪を有せり

同 村大字大里鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉諾命伊弉册命天照皇大神 建物 本社間口二尺五寸 末  
社二社 氏子十九戸 社掌欠 往古より明治六年五月まで  
總代三員 關氏代々奉仕の社なり  
本社創立は承安二年紀伊國熊野本宮を遷祀せり社域二百四坪境内には古杉老檜森々として繁茂し神々たる境にあり

同 村大字鴻野山鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命磐裂命根裂命 建物 本社間口五尺 拜殿二間 末  
社一社 氏子四十一戸 社掌齊藤義丸住所  
總代一員 全上

本社創立不詳社域一千四百三十一坪字中峯に在り

同 村大字岩子鎮座

村社春日神社 祭神天兒屋根命 建物 本社間口二尺 氏子七戸 社掌  
奥行三尺 總代一員  
本社は元文五年正月の創立にして一村の鎮守神たり社域百十六坪字西鎮に在り

同 村大字小白井鎮座

村社日枝神社 祭神大山咋命 建物 本社三尺 拜殿間口三間 氏子二十四戸 社掌  
奥行二間 總代一員  
本社創立不詳社域三百六十二坪字清水端の地に在り

同 村大字曲田鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉諾命伊弉册命 建物 本社間口三尺 拜殿間口三間 氏子  
二十一戸 社掌 總代一員  
本社創立不詳にして社域二百六十八坪字本郷に在り

同 村大字福岡鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社間口二尺七寸 拜殿間口二間半 末社一社

氏子二十四戸 總代員 社掌

本社創立不詳字宮本に在りて社境七百六十六坪を有せり

同 村大字八ヶ代鎮座

村社諏訪神社 祭神健御名方命 建物 本社間口五尺八寸 拜殿間口三間 末社二

社 氏子四十四戸 總代員 社掌

本社創立は大同二年九月にして信州諏訪神社を遷祀す后享保三年二月二十日神位宗源宣旨を以て正一位を授けらる社域百七十三坪清酒の地にあり

同 村大字曲畑鎮座

村社高尾神社 祭神高麗神 建物 本社間口一間一尺 拜殿間口三間 氏子四十七戸

社掌

本社は建武元年九月の創立にして字宮本に在りて社域四百五十二坪を有せり

同 村大字宇井鎮座

村社春日神社 祭神天津兒屋根命 建物 本社間口二尺三寸 末社四社 氏子八戸

員 社掌

本社は應永二年の創立にして一村の鎮守神たり社域四百四十五坪字山下に在り

同 村大字小河原鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口二尺四寸 氏子十一戸 社掌

本社は明暦元年九月の創立にして字林下に在りて社域四百六十七坪を有せり

同 村大字高瀬鎮座

村社湯泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口一尺八寸 拜殿間口二間半 氏子十三

總代員 社掌往古より明治六年五月 まで關氏奉仕の社なり

本社創立は寛延三年にして湯本村温泉神社を奉遷す社域六百十七坪を有せり

同 村大字高瀬鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口二尺 拜殿間口三間 氏子十八戸

社掌

本社創立は文錄元年二月にして宇都宮に鎮座せる八幡宮を奉遷勸請すと云云社域四百二十三坪を有せり

神職は關氏往古より明治六年五月まで奉仕せり

向田村

本村は神長、南瀧、南野上、南向田、及び落合の舊五村を合せしものにて其幅員東西凡廿五町南北凡一里にして關街道あり地勢東方一半那珂川に沿ひて土地平低なり一半は丘陵を隔て、鳥山町と隣し西南一隅山脈相連りて芳賀郡に界し西北の一隅亦連山起伏し荒川は西部を流れ江川は中央を貫流せり村民概して朴直の風あり専ら農耕を業とし又製紙をなすものありて良品を出せり

古來の沿革に付ては共に往時は鳥山藩の領邑に屬し維新后更に栃木縣第三大區五小區に編入せられ次て一戸長役場の所轄となり次て町村制に當り之を合せて今の一自治体となすに至りしものとす

本村には村社五社及ひ戸數三百九十戸人口二千七百八十余人を有せり

向田村大字神長鎮座

村社神長神社 祭神大己貴命田心姫命味耜高彥根命 建物 本社間口一間半 拜殿間口三間 奥行二間 氏子七十八戸 總代員 社掌

本社は本國二荒山神社を奉遷せし社にして社域二百十九坪を有す

同 村大字南向田字宮内鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉諾命伊弉册命大己貴命健御名方命 建物 本社間口六尺 拜殿間口三間 奥行二間 氏子百二十二戸 總代員 社掌

本社創立は天智二年にして元暦元年諏訪社を合祀す社域三百三十六坪を有せり

同 村大字落合鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命根裂命 本社間口一間 拜殿間口三間 石華表一基 石燈籠二基 末社二社 氏子四十二戸 總代員 社掌

本社は字登屋の高丘にありて大同二年九月十九日の創立なり社域六百坪境内には古杉老松ありて風景頗る佳なり

同 村大字南瀧鎮座

村社諏訪神社 祭神健御名方命 建物 本社間口二尺五寸 拜殿間口二間 末社二社 氏子二十一戸 總代員 社掌

本社創立年月不詳社域百五十六坪字諏訪入に在り

同 村大字南野上鎮座

村社鹿嶋神社 祭神武甕槌命 建物 本社間口一間四尺 拜殿間口三間 末社三社

氏子七十七戸 社掌 總代員

社傳に曰く 推古天皇の御宇二條大納言高房卿ありて當地に配流せらるる故に野上二條と號す時に高房子なし依て鹿嶋神社へ祈願し遂に一子を産む此より崇信彌厚く一祠を建て鹿嶋大神を勧請し常に祭祀怠たらず後大同四年七月十日宮殿を再建し一村の鎮守神となす社域四百六十九坪清酒の地に在り

境 村

本村は上下境、大木須、小木須、小原澤、大澤、宮原及び横枕乃舊八村を合せて一の自治區となす其幅員東西一里十五町南北一里廿四町ありて舊各村小部落をかして散在し其間に茨城街道あり地勢山脈圍繞し東は常陸の國界と接し南は芳賀の郡界に連り西大半那珂川を控ひ山陵起伏し那珂川沿岸を除き概ね峻險あり風俗溫良にして農耕を營むもの多く亦製紙を業とするもの少あからずして佳品を出す

古來の沿革に付ては往時は共に烏山藩領に屬し明治維新后共に栃木縣第三大區

五小區に編入せられ次て二戸長役場に分屬せられ更に町村制實施に當り相合して現時の一村となるものとす

本村には有名なる宮原の郷社及び村社八社ありて戸數六百七十餘戸人口四千七百二十餘人を有す

境村大字宮原字森内鎮座

郷社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口四間 木羽葺 拜殿間口三間 廊下

間口九尺 華表一基 石燈籠四基 末社 寶物 軍扇一本 烏山城主大久保佐渡守常春 初臣享保十二年八月奉納

奥行一丈 鷹一本 全大久保佐渡守忠郷朝 臣寶曆十二年八月奉納 軍扇一本 全大久保佐渡守忠美朝 臣嘉永三年正月奉納 氏子 向田村境村烏山町七合村 社司欠

社掌黑崎登喜齋 烏山町住

本社創立は延暦十四年にして將軍坂上田村麿東夷平定祈願の爲め齊藤宗隆に命して筑紫山(今烏山舊城趾)に勧請せしか濫觴にして大同二年故ありて琵琶原(今の宮原の地)に遷座せしむ後那須家は勿論成田板倉、永井、稻垣、大久保の諸氏崇敬して代々社領を附せられ本社及び一切の建物造修祭典費をも藩廳費となして社頭を維持せられ明治維新の後藩主版圖奉還と共に社領を上知せられ營繕祭典費も廢せらる明治六年宇都宮縣第四大區二小區の郷社に定められ全八年栃木縣の郷社に改たまる 神職は本社勧請以降



明治年間まで齊藤家にて代々祠官及び大官司職を以て奉仕す正八位齊藤松壽伊勢神宮禰宜に榮轉す後今の社司社掌の奉務たり

縁肥(寶曆七年鳥山藩主の贈寫せるもの)に曰く宇佐八幡宮の神職齊藤々左衛門大夫宗隆靈夢に感し神靈を奉して東國化導の爲め東下し下野國那須郡湯津上村に到り征夷將軍坂上田村麿に謁し其由來を陳述せしに當時將軍數千の鳥空中に一の神幣を擁し飛行せるを看出し奇異の思を起し直に其群鳥の止まる地に宇佐八幡宮を勸請すへしと齊藤宗隆に命し延曆十四年鳥の止まる筑紫山(是より鳥山と云ふ)に勸請せり後大同二年本社之神幣飛出し琵琶原(此の琵琶原は三那那珂川を繞らし天然の地形琵琶の狀をなす故に此の名あり)に飛降せしにより爰に宮殿を建て遷座せしむ此より琵琶原を改め宮原村と稱す後應永廿三年那須家の澤村五郎資重筑城し筑紫山八幡宮は本城の守護神とし本社も又鎮護の神として深く崇敬あり永錄三年那須修理大夫資胤佐竹氏へ應援をなし奥州小田倉合戦の節本社に戰勝を祈願し勝利により其報賽として本社之御扉六枚に寄附を添へて奉納せられ其後那須家福原に移り後鳥山城主數氏代るも皆本社を以て鳥山本城の鎮護領内の總社として社領五石を寄附せられて崇敬あり 社域三千二百八坪平坦の地にして二百七十餘間の長馬場を有し(此馬場は鳥山に向へ)境内及び馬場の兩側には古杉森々として風致頗る幽邃にして雅致あり(明治十八年本社維持の一端とし馬場兩側杉樹枯葉の跡地へ齊藤松壽發願者となり縣廳へ願濟之上漆苗木を寄附して植付しは本縣に於て鄉村社境内に植付の嚆矢とす

同 村大字下境鎮座

村社稻積神社 祭神稻倉魂命大已貴命少彥名命 建物 本社間口一間一尺 拜殿

間口四間 奥行三間 末社四社 華表一基 氏子百四十六戸 總代三員 社掌

社傳に曰く本社は那須下野守資清の嫡子宗資源氏に属し平治の亂に一家滅亡により浮浪の身となり甲斐國に在りし時稻荷大神を崇信して本領安堵を祈願し遂に心願成就して歸國本領安堵しければ報賽として本社を勸請すと後明應四年の再建なりと社域一千四百六十七坪字外城平に鎮し境内高燥の地にありて眺望に富み又本社裏には奇岩怪石の一丘ありて其岩中に毎年稻を生し悉く豊熟せるを以て稻積の社と云ふ神職は往古より小林家にて代々怠たらずして奉仕せりと

同 村大字上境鎮座

村社十二所神社 祭神天神七代地神五代之大神 建物 本社九尺 拜殿間口三間半

氏子百五戸 總代員 社掌

本社創立は明應七年にして一村の鎮守神と崇敬す社域三百九十一坪を有せり

同 村大字小原澤鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口五尺 末社三社 氏子三十五戸 總代員 社掌

本社は慶長二年の創建にして社域百五坪を有し字宮戸の地に在り

同 村大字大木須鎮座

村社八坂神社 祭神素盞鳴命 建物 本社間口一間 奥行一間半 拜殿間口三間 奥行二間 末社一社  
氏子百二十戸 社掌  
本社は永録三年の創立にして一村の鎮守神たり社城二百二十三坪字宮内に在り

同 村大字小木須鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口二尺五寸 奥行四尺八寸 拜殿間口三間 奥行二間 末社五社  
氏子九十九戸 社掌  
本社創立は大同元年にして一村の鎮守神たり社城三百坪字川戸上の坪に在り

同 村大字小木須字森前鎮座

村社示現神社 祭神柿本人麿朝臣大己貴命 建物 本社間口一間 奥行五尺 拜殿間口三間 奥行二間 末社  
三社 氏子九十七戸 社掌  
本社は上古柿本人麿朝臣を祭りしを文治四年神田城主須藤權守眞信當國一の宮二荒山神社を奉遷し柿本  
慈眼大明神と稱せしか後又示現神社と改稱す社城五百四十坪清瀨の地に在り

同 村大字横枕鎮座

村社十二所神社 祭神天神七代地神五代之大神 建物 本社間口四尺 奥行一間 拜殿間口二  
行一間 氏子三十二戸 社掌  
本社創立不詳社城三百六坪字芦ヶ澤に在り

烏 山 町

本町は舊烏山を改めて烏山町とあし獨立して一の自治區をなせしものなり位置  
は本郡南部に於ける一市街地にして商家櫛比し西南は向田村に接し北は七合村  
に隣し而して丘陵起伏し高地少からず東方一帶那珂川を控ひ水流は山麓を沿  
ふて流れ關街道は町の中央を貫通して黒羽地方に通すへく其他の幾條の里道相  
通し交通往來に不便を感ずることなし

古來沿革に付ては往時は烏山藩の治廳の在りし所にして同藩の領邑に属し維新  
后廢藩置縣の令と共に宇都宮縣の所轄とあり次て栃木縣に属し一戸長役場の支  
配とあり次て更に新自治体をあすに至りしものなりとす  
本町重なる物産は紙烟草にして地方多く之を産出す

本町には村社一社有名の無格社四社ありて戸數七百余人人口四千余人を有す  
烏山町大字烏山字仲町鎮座

村社八雲神社 祭神素盞鳴命 祭日陰曆六月廿日よ 建物 本社間口五尺五寸 神門  
一棟 華表一基 石燈籠二基 銅製水盤一基 末社一社 氏子四百八十戸 社掌黒崎登喜壽全町全  
大字住

本社創立は永録三年にして諸國疫病流行により疫癘消滅祈願の爲めに町内中央の地に勧請す延寶六年石  
垣を造築す後天明年間及び明治八年全十年中町家火災の際本社も延焼に罹る故に今仮殿に在りしか目今  
壯麗なる宮殿建築中にあり社域廿七坪清酒の地に在り祭典には遠近の士女四方より慶至し賽する者多く  
此日種々の山臺を造り出し頗る奇觀にして之を烏山園祭と稱して其名世に高し

同 町字泉町鎮座

無格社金刀比羅神社 祭神金山彦命 祭日三月十日 建物 本社間口六尺 拜殿間  
二間奥行 末社三社 木鳥居一基 信徒三百五十人 社掌同上  
二間半 總代二員

本社創立年月詳かならず社域百十四坪平坦の地にして泉町に鎮す東に七合村の日操の連山に相對し那珂  
川を下瞰し頗る幽靜にして愛すべし

同 町字金井町鎮座

無格社愛宕神社 祭神阿遇突命 祭日陰曆正月廿四日 建物 本社一間 拜殿  
間口四間 華表一基 末社一社 信徒五百人 社掌同上  
奥行二間 總代二員

本社勧請は天正十九年にして社領五石を附せられ衆庶崇敬の社なり社域四百三十二坪高燥の地にして二  
百八十餘階の石燈を躋れば老松翁蔚として繁茂し東一市街を下瞰し境村の花立大將小屋の高山に望み最  
も眺闚に富むるの境なり

同 村字金井町東岨鎮座

無格社東岨稻荷神社 祭神稻倉魂命 祭日陰曆二月初午日 建物 本社間口五尺  
華表一基 信徒百四十人 社掌同上  
總代二員

本社は往古本町光福寺境内に勧請在りしか享保十一年本地に遷座せりと社域四百坪平坦の地にして境内  
には古松老櫻ありて開花爛熳の時には賽人頗る多し

同 町字田の尻鎮座

無格社巖嶋神社 祭神思兼命 祭日陰曆八月一日 建物 本社六尺 拜殿間口  
九尺 華表一基 末社一社 信徒二百五十人 社掌同上  
總代二員

本社は烏山町五社の一社なれとも創立詳ならず社域二百廿五坪馬場の左右に神池ありて境内には老松櫻  
樹ありて秋の紅葉水面に相映し風色頗る愛すべし

七合村

本村は大桶、谷淺見、中山、瀧田、興野、白久及び谷田の舊七村を合せて一の自治

區を造りしものにて其幅員東西廿八町南北一里十四町あり地勢狹長にして西は山脈を以て限り東は那珂川に瀕し興野は那珂川の東にあり而して山岳又其東に擁し自ら一區域をなせり村民は何れも農耕に従事し頗る暇勉の風あり古來の沿革に付ては往時は共に烏山藩の領邑たりしか維新后更に栃木縣に屬し第三大區五小區に編入せられ次て一戸長役場乃支配に歸し后町村制に當り今の一村とばあれり

本村には村社八社及ひ戸數五百余戸人口三千九百六十余人を有せり

七合村大字興野鎮座

村社日枝神社 祭神大山咋命 建物 本社間口一間半 拜殿間口四間 末社二社

華表一基 氏子百六十二戸 社掌

本社創立は大同二年九月十五日にして士民崇敬の社にありて明治五年郷社に列せる全十年村社となる社城九百坪字山玉山の清酒の地に在り大祭は毎年陰曆九月十五日執行せり

同 村大字瀧田鎮座

村社東江神社 祭神武甕槌命 建物 本社間口四尺五寸 拜殿間口二間 氏子七十一戸 總代

員 社掌齋藤齊 全村全大字住

本社は延曆十四年の創立にして田村將軍東夷征伐の時戰勝祈願のため勸請すと云云社城九百九十九坪高燥の地に在り

同 村大字谷田鎮座

村社御靈神社 祭神國常立命 建物 本社間口三尺 末社三社 氏子三十三戸 總代 員

社掌

本社勸請は應仁元年九月にして一村の鎮守神たり社城二百九坪字森脇に在り

同 村大字谷淺見鎮座

村社示現神社 祭神味耜高彥根命 建物 本社四尺 拜殿間口二間 末社一社

氏子四十五戸 社掌岩村寅之助 全郡武茂村住

本社は天文十三年十月松野本社より分祀して示現大明神と稱し一村の鎮守神たり社城四百五十九坪字西坪に在り

同 村大字中山鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 建物 本社間口一間 氏子四十一戸 社掌

本社勸請年月不詳社城百三十八坪字白坂に在り

同 村大字中山鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社一間 拜殿間口三間 氏子十戸  
社掌 奥行二間一尺 總代員

本社創立不詳社城九十三坪字木通澤に在り

同 村大字白久鎮座

村社十二所神社 祭神天神七代地神五代神 建物 本社四尺 末社一社 氏子  
四十二戸 社掌 總代員

本社創立不詳社城百四十一坪字東原に在り

同 村大字大桶鎮座

村社三嶋神社 祭神大山祇命 建物 本社間口五尺 拜殿間口二間 末社一社  
氏子九十三戸 社掌 總代員 奥行三尺八寸 奥行九尺

本社創立不詳社城二千四百十三坪字新地の平坦の地に在り

武 茂 村

本村は久那瀬、松野、東富山、北向田及三川又の舊五村を合せて明治二十二年町

村制實施に當り西武茂村と稱し一の自治區を合せしか同廿四年中武茂村の馬頭  
町と改稱するに及び本村も又同廿八年に至り西の一字を削り單に武茂村と稱す  
るに至れり其幅員東西廿八町南北二里十町にして東は鷺子山脈を以て限り其脈  
西走して南北二面を圍繞し地勢極めて高峻あり西方一帶那珂川を以て限り七合  
村と界を接せり村民朴直にして農業専ら勤勉の風あり

古來の沿革に付ては往時共に水戸藩領に屬せしか明治維新后に至り宇都宮縣所  
轄となり次て栃木縣に屬し第三大區六小區に編入せられ一戸長役場の所轄に歸  
し次て町村制實施に當り更に新自治体をなすに至りしあり

本村には村社六社及び戸數三百九十余戸人口二千六百二十余人を有せり

武茂村大字北向田字葭の芽鎮座

村社向田神社 祭神日本武命須佐之男命大己貴命事代主命 祭日陰曆 正月十四日  
日六月廿六七 建物 本社一間 拜殿間口四間 杉皮葺 末社九社 一の鳥居木造一基  
日九月十九日 四方 奥行三間 總代員 社掌横山鐵五郎 全村大字全  
二の華表石造一基 石燈籠二基 氏子六十戸 五番地住

社傳に曰く本社創立は大同二年にして八劍神社と稱す元曆年中那須與市宗隆崇敬の社なり天文十一年武

茂城主武茂左衛門尉藤原守綱宇都宮二荒神社の御分靈を遷座し本社に合祀し示現太郎大明神と改號し大に土木を起し社殿を宏壯ならしめ武茂郷十八ヶ村の社鎮守神とし祭典も嚴めかしく行ひ且馬頭郭外に神輿渡行ありて(今に毎年六月廿六日馬頭町へ出御の例あり)盛式なりと后永録十一年藤原朝臣豊綱大權那となりて拜殿を再築す元錄年中水戸の領地となり中納言源光國領内巡視の節本社に參詣ありて社號を改め向田大明神と尊崇し神鏡を奉納し(今本社に藏す裏に奉納向田大明神水戸光國と彫刻あり)神田貳反六畝步寄附せらる后享保十八年本社再建す又寛政九年九月再建拜殿は明治廿九年再築し宏大美壯となす神職は天文年間治部太夫にして貞享年中新太夫と云ふ享保年間より荒井氏奉仕す社域一千五百坪平坦の地にして境内には老槻古杉社殿を圍繞し鬱然として繁茂し深遠にして又幽雅なり

同 村大字松野鎮座

村社二荒山神社 祭神大己貴命 建物 本社一間 拜殿間口二間 雨覆一棟 末

社十一社 木鳥居一基 石燈籠二基 氏子八十三戸 社掌岩村寅之助 全村全

本社創立遠遠にして詳ならず往時は日光三社大權現と稱し田村將軍奥賦退治の時本社を以て守護神と崇敬す延喜二年十月本殿再建す(此時の氏子は松野村八十四戸入山新田十七戸)今富山(松林新田十二戸)今谷淺見(天文年間松野城主八田四郎より上總介資通の代まで本社を以つて氏神と崇敬す天文十三年十月松林新田は別に一社を建て示現大明神と稱し鎮守と崇む寛永十八年入山も分村して諏訪明神を鎮守とす(明和六年入山村を改め富山村とす)此より松野一村の鎮守とはなりぬ奉仕は勸請より岩村家にて神職たり社域四百三十二坪登ること三町余境内には老杉古檜蔚然として繁生し本社に北側に清瀧ありて奇巖怪石處々に起伏し飛泉の音響々として杉風と相和し宛も仙境の如し

同 村大字久那瀬鎮座

村社一渡神社 祭神伊弉諾命伊弉册命 建物 本社間口三尺五寸 拜殿間口三間

末社廿六社 氏子八十八戸 社掌横山鐵五郎 全村北

本社創立詳かならず社域三百八十一坪高丘の地にあり境内には石鳥居屹然として千年の昔滑かなり夫より八十階の石燈を躋りて廣庭あり又石燈十二階上りて拜殿に到れば石の燈籠左右に並列し老杉古檜櫃の大木ありて雅致掬すへし社前に地主塚在り傳へて往古此に本社ありたる處と云へと其來由詳かならず

同 村大字東富山鎮座

村社諏訪神社 祭神健御名方命 建物 本社間口三尺五寸 拜殿間口三間 氏子百十

總代 社掌黑崎登喜壽 烏山

本社創立詳ならず往古より一村の鎮守神にて社域四百七十九坪を有し高燥の地に在り神橋を渡れば十三階の石燈を踏み華表を沿り又三十余の石階を登れば本社に達す本社に廻らすに石垣を以てす境内には神池あり又古杉老樹及び里俗觀音櫻と稱するものあり此の櫻は花中に葉を生し世に珍らしきものなりと云へり

馬頭町

本町は町村制實施に當り始めて武茂村と稱せしか明治廿四年中改めて馬頭町と唱へしものにて馬頭、矢又、健武、和見及び小口の舊五村を合せしものにて其幅員東西一里十五町南北二里にして舊馬頭は舊各村の中心をあして一小市街をなせり各部落は東北に在り地勢岡陵起伏し土地自ら高燥にして武茂川其中央を流れ舊馬頭は商業繁盛の地にして風俗活潑なるも他の大字部落は農耕を專業とし風俗敦厚あり物産は葉烟草及び蒟蒻精粉等多く産出せり

古來の沿革に付ては往時は各村とも水戸藩領にして明治維新后廢藩置縣の令出るや明治四年十一月宇都宮縣の所轄となり同年七月栃木縣に屬し第三大區五小區に編入せられ後數次の變遷を経馬頭矢又及び健武の三村は一戸長役場に他の二村は別戸長役場に分屬せられ次て町村制實施に及び和見小口の二村を合せて一自治体をあし武茂村と稱せしを后改めて今の本町となるに至りしものとす本町には延喜式内郷社及び鷺子山上神社別雷皇大神の所在地にして往古より有名の神社なり其他村社二社ありて戸數七百十餘戸人口四千五百十餘人を有せり

馬頭町大字健武字武部鎮座

郷社健武山神社

祭神日本武命金山彦命

建物

本社開口一間三尺

拜殿開口三間葺葺

神門

本社の前にあり

木鳥居一基

石燈籠二基

石磴

本村木村與惣兵衛飯塚善左衛門外氏子

奉納

末社四社

氏子

百二十五戸

社司欠社掌今瀬富次

大字住

本社創立遼遠にして詳ならずと雖も延喜式内下野十一社にして有名の神社たり

社祀に曰く本社は承和二年五月丙子下野國武茂神に従五位下を授く此神座は探砂金山にありと續日本後肥に見へたり今尙本社砂金山の中腹に鎮座し衆庶尊信の社なり往古本社は武茂郷に屬し以て水戸領邑にあり源烈公殊に崇敬して弘化元年正月を以て那須郡に在る水戸領十八ヶ村の總鎮守と定めらる社域七百八十五坪高燥の地にして北には健武山聳立し西に宮澤川潺流し前には武茂川の清流滾々として日夜鐺踏せり境内には老杉古檜の大木雜然として繁茂し神寂ひて古雅に富み頗る風色愛すへし

同 町大字矢又字鷺子山鎮座

郷社鷺子山神社

祭神天日鷺命

相殿二座祭神大穴持命少彦名命

大祭陰曆十月十五日

日十六日

小祭

陰曆正月初四日

渡御祭陰曆六月十六日

鷺子村

建物

本社開口三間五尺

興行三間半

軒高十八尺五寸

組物彫物濱縁向拜附

前向

向拜柱は櫻の丸彫にして牡丹唐獅子及ひ松竹梅雲龍花鳥仙人等を刻せり

屋根銅葺

拜殿 饌殿

神樂殿

神輿殿

隨神門

額殿

末社十九社

齊戒舎

華表二基

一の鳥居矢又大那地 各一基 寶物 大政大臣三條實美揮毫せる扁額及 氏子 矢又大那地鷺子  
總代 信徒 那須郡廿三村常陸國那珂久慈二郡の内十八村毎年二月 社司長倉秀愷全村全 社掌  
員 一日より五月六日まで毎日代參二人宛各村日參せり 大字住  
欠

本社は忌部祖阿波國天日鷲神を祭祀し大同二年の創建にして寶珠上人の勸請なり相殿に大穴持少彦名の二神を合祀し三枝祇の大神と稱す後建久三年十月源頼朝本社を崇敬して社殿を造營し永錢十五貫文宛宮殿修理料として下賜せらる又建保二年三月源實朝先規に任せて永錢を下賜せらる後慶安元年十月廿四日を以て徳川三代將軍家光より常陸國那珂郡鷺子村地内に於て高拾石下野國那須郡矢又村地内に於て高拾石及び除地一百石を附せられ山林竹木社有にあり其後徳川將軍代々深く崇敬し先例の通朱印除地等寄附せらるるに明治維新后上知せらる後 今上天皇より朱印除地奉還に對し遞減録金を宇都宮縣を経て下賜せらる此れを社有財産となし保存の法を設け今や巨額の資金とはなれり 本社創立以來の棟札は大同建久應永延寶年間のもは往時社守か火を失し宮殿及び寶物と共に灰燼に歸せりと云ふ今現在するもの天文廿一年元龜二年全四年寛保三年天明三年文化十二年のものにして殊に本社は天明三年の再建にして芳賀郡千本村益淵田野邊村の町井の兩棟梁彫物師は千本村の石原藤助にして精緻巧麗洵に人目を驚かす隨神門は文化十二年三月の建立にして安養閣と云ふ是又芳賀郡の千本村河井棟梁の作にて頗る壯麗なり奉仕は往古より伍智院と号し二十五代世々連綿として本社の別當たりしか明治維新に際し復飾し長倉の本姓に復し今尙勸續せり社域二千四百坪高嶽の地にして境内には古杉老樹直立森然として社殿を擁し幽

靜にして番領主源義公巡國の途上山中十景七奇名勝を撰みしか後源烈公其志を繼ぎ臣青山昌敏に命し碑文を筆記せしめ鷺子村井友右衛門の寶弟宗七に命して建設せる碑石あり左に抄録す

鷺子山十景 海天旭日 富士晴雪 晃山霽色 鳥山城壘 鹿浦睡臥 村家炊煙 野寺晚鐘 雨堤晚晴  
杉林初月 珂川帆景

### 山中七奇

社内神酒 講に曰く是は年中の洗米を集め置き十月大祭前に至り其洗米を以て一夜の神酒を社内に醸す則天の酎酒榊神の御敷の任に一夜の酒なり

井中石龜 是は祈年なる天水分神水速女神を祭る大神の御供を炊く神井なり俗に龜井戸と稱す井底恰も大龜に似たる石全底滿て其龜頭より出泉せり

禁不淨 神井は若し婦人月經又は白人胡久美等の者汲取時は忽ち濁水となり種々の水色に變す神職不淨を祓はされは素水に戻らす今尙如此

神鳥雌雄 是は當山中に鳥二羽に限る毎年雛を産み親鳥下山す里俗二羽鳥と稱し又はみさきとも唱ふ

三穗葦 是は矢又村芳の目と云ふ所に在り三柱大神の幣串に挿く必ず一株より三本宛連接して生す毎年是を用ゆ

三房柿 是は隣村健武村宇細田坪に在り此柿實必ず一箱より三實を連熟す三柱大神の菓實に捧げ



阿良佐巨 是は神田當人耕し其糶を和稻荒稻となし十月豊明祭に當人禮服にて社内に散布する時は夜明くるなり其蒔しめたるを農民拾取り新年祭の後苗代に交へて蒔くの慣例なり

同 町館山鎮座

村社靜神社 祭神譽田別命 天手力雄命 祭日四月三日 建物 本社間口一間半 枋葺 瑞籬本社周圍  
 拜殿間口四間 鳥居一基 氏子三百五十戸 社掌高瀬利全全町住

本社は往古より馬頭村に鎮座せしも遠遷にして創建年月詳かならず本村は往昔武茂村と稱せしも天正年中分ちて馬頭健武の二村となりし時馬頭村の鎮守は八幡宮たりし事明かなりしも元錄年中水戸藩主徳川光國公の命により社地を全村上郷の山腹を撰みて遷座し靜神社と改め天手力雄命を奉祀せり云々

明治六年五月中齋祀を闕へ以て譽田別命天手力雄命の二神を合祀し村社となす該地は氏子人民の日々詣するに便ならざるより氏子熟議の上明治三十三年二月中官の許を得て本町中央なる字館山に遷し神殿其他の建物等巨大壯麗にして輪奐たり境内には松杉榎の常磐木繁茂し社殿を擁し頗る雅致あり別當は大同年中より大法院と號す元錄年中水戸藩主の命により隆眞院と改め本社及那珂郡野口村佐伊喜神社の奉仕を命せられ年番別當六ヶ院にて社領八十三石余配當せる其一院なり天保十四年中水戸領内各宗寺院廢止の際別當隆眞院を改め高瀬隆之助と稱し靜神社の神官を命せられしより明治五年神官改正まで奉仕す明

同 町大字小口鎮座

村社二荒山神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二間半 拜殿間口三間 末社三社 氏子五十三戸 社掌

同 町大字和見鎮座

村社羽黒神社 祭神稻倉魂命 建物 本社間口五尺二寸 拜殿間口三間 末社二社 氏子七十五戸 社掌

同 町根古屋鎮座

無格社別雷皇大神 祭神天津瓊々杵命 祭日三月十九日 建物 本社間口一間半 拜殿間口三間 鳥居一基 氏子三百五十戸 社掌大久保忠恕全町住

本社は相州藤澤山遊上人吞海大和尚正和元年七月中諸國巡遊の際下野國武茂村の勝地を撰み藤澤と名命し一字を草創して藤慶山香林寺と云ふ其境内に別雷皇大神を勧請し院内鎮護の神となす抑も此の別雷皇大神は山城國上加茂大神并に紀州熊野大神を奉遷すと云々

治六年五月より西山真太郎奉仕兼務す全十五年高瀬安三郎祠掌を命せられ全二十五年より高瀬利率務す

後元録年中水戸源義公の命に依り馬頭村字根古屋の今の勝地に寺宇及神社を遷移し園田六石四斗三升六合山林一町八反歩の除地を賜はれり祭祀は香林寺開祖より代々僧侶にて奉仕せしも廿五世相阿賢通和尚の代に至り明治二年七月領主水戸源慶篤公の命により寺宇を廢し別雷皇大神へ園田山林とも社領に附替へ尙特旨を以て住職をして該社神官に補せらるへき旨命により賢通和尚復飾して西山真之亟と改め本社に奉仕す全五年社領を上地し神官を廢せらる神官西山真之亟は速に歸農し眞太郎と改む后全六年本郡齋子山上神社祠掌に轉任し以て別雷皇大神及び六小區の村社祠掌の兼務を命せらる全七年九月二荒山神社の主典に轉任し尙齋子山上神社祠官兼務を命せらる后全社權禰宜に進み遂に縣官に轉し全十三年縣官を辭し歸郷し教職に従事し權少教正に累進し全廿一年七月教職を辭す其後本社奉祀は高瀬祠掌兼務となり全二十七年九月より大久保忠恕の現職たり社域四百六十九坪馬頭町の中央なる平地に老樹蔭蔚として社殿の結構壯麗にして嚴肅人をして崇敬の心を生せしむ境内に其阿上人の蹟みたる碑あり曰く「加茂川の清きなかれの水上を東の人も没て仰けや」前教正西山眞太郎氏の社頭に奉納したる歌あり曰く「天地とともに二葉のほふひ草かけてそ祈る加茂の神かき」

### 大内村

本村は大内、大那地、谷川及び盛泉の舊四村を合せしものにて其幅員東西一里十町南北一里卅四町余にして常陸の太子街道は域内を貫き其他幾線の里道開通せ

るあり地勢連山四方を圍繞し土地自ら高峻にして域内岡陵起伏せり村民の風俗直實勤勉にして農業を専務とす

古來沿革に付ては往時は共に水戸藩領に屬し明治維新の後栃木縣に屬し第三大區六小區に編入せられ一戸長役場の所轄に歸し次て町村制實施に當り現時の一自治村となりしものとす

本村には村社四社及び戸數三百五十余戸人口二千三百五十余人を有す

#### 大内村大字大内鎮座

村社戸隱神社 祭神天手力雄命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口六尺 針丹

葺 拜殿間口三間 萱葺 末社七社 石華表二基 石燈籠七基 鹽漱石一基 寶物

古鏡一面 氏子百六十余戸 社掌小室甲子三全村大字全

本社は信州戸隱神社の分社にして大同元年正月の勸請なり享保十五年本社改築す后弘化元年再建す神職は往古より小室氏世襲せり社域一千九十八坪平坦の地にして古杉檜及び老樹蔭蔚森々優美にして前は峯巒を繞し後には大内川の清流涼々と共に高く聞へ風致頗る幽邃なり

#### 同 村大字盛泉鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口五尺 枅葺 雨覆  
間口二間 奥行二間半 拜殿間口三間半 萱葺 末社五社 木鳥居一基 石燈籠二基 碑一基  
氏子九十余戸 總代一員 社掌同上

本社創立年月詳ならず往古より一村の産土神たり社城九百六十二坪高燥の地にして縣道より入ること六十余間磴道を夾みて兩側には老松古杉並列して高く聳ひ風色頗る秀麗なり

同 村大字谷川鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命少彦名命 本社間口一間 奥行五尺 拜殿間口三間 奥行二間 末社三社  
氏子四十七戸 總代一員 社掌

本社創建不詳社城二百坪字宮本に在り

大山田村

本村は大山田下郷、大山田上郷、及び小砂の舊三村を合せて一自治區とあせしものにて其幅員東西一里廿四町南北四里廿四町あり而して西方の一面漸く開けて那珂川に望み他の三面は山岳重疊して之を限り地勢險夷相半し武茂川村内を流る村民農耕を業とす且つ古來陶器及び葉烟草の名産地たり

古來の沿革に付ては維新前は共に水戸藩領に属し維新后更に栃木縣の所轄となり第三大區六小區に編入せられ更に又數次の變遷を経て大山田上下郷と小砂と二戸長役場に分れ次て町村制實施に當り合して一村となし以て今日に至れり本村には村社三社及び戸數三百六十余戸人口二千九百余人を有す殊に珍らしきは大山田下郷武茂川の東岸字幌附と云ふ所に天然に成れる陰門の形石ありて里俗岩姫と稱し又御寶石と呼ぶ

大山田村大字小砂鎮座

村社示現神社 祭神大己貴命 祭日陰曆三月九日 建物 本社間口六尺 枅葺 雨覆  
間口三間 奥行三間 杉皮葺 拜殿間口三間 萱葺 末社四社 木鳥居一基 石燈籠二基 氏子百十戸  
總代三員 社掌和地武之助 全村大字全八七番地住

社傳に曰く本社は天治四年の創立にして下野那須神田館主淡海公十四世の孫首藤權守藤原貞信の勸諭にして其裔孫世々崇敬し社領を寄附せらる后宇都宮國綱の男彌五郎金綱武茂庄を領し馬頭に館を造營し領内巡視の節本社に詣て舊記を閲し社殿を再興し且神田を附し氏神と崇敬す降りて守綱佐竹氏に屬し永録年中那須修理大夫資晴と不和となり遂に戰鬪を開きし際本社兵燹に罹り寶物舊記等灰燼に歸す依て氏子

村民の力に依り一小祠を再建す慶長年中豊綱佐竹義重の命により常陸の大賀邑に所替となり程なく佐竹義重も羽州秋田へ國替となる后本村檢地役人伊奈備前内藤修理之進長谷川七左衛門嶋田次兵衛等本社の舊記及社領証文等尋問あれとも往古兵火にて焼失したる趣申立るも相立かたく遂に社領致收せらる此時武茂庄は水戸領地となる亦断ると雖も許されずして如此零落の小社となれり噫興廢は免れずとは蓋し悽愴なる哉社域五百四十五坪大字小砂の中央高倉山の山麓丘陵の上に在り一等里道は本社の方に沿ひ石燈四段にして階級百拾余階を躋りて拜殿に達す本社直裏は懸崖十數尺にして奇觀たり境内には古杉巨楡老樹鬱蒼として繁り晝尚暗く常に異鳥の棲息しあるを見る眺眺佳勝ならざるも森巖高雅にして神威の魏々たるを覺ゆ

同 村大字大山田下郷鎮座

村社篠尾神社 祭神素盞鳴命 祭日陰曆三月十五日 建物 本社間口五尺枋葺 拜殿間口三間二尺 萱葺 末社十二社 木鳥居一基 石燈籠二基 寶物古鏡一面 氏子百十四戸總代佐藤忠夫 社掌益子定次郎全村大字全百十四番地住 矢内卯之吉益子龍次郎 社傳に曰く本社は那須國下川の邑と唱へし頃嵯峨の武臣大山太郎元信と云へし人本地に來りて原野を開き家屋を經營し能く人民を撫育繁殖し遂に村名を改めて武茂郷大山田とす其時大山太郎平常信仰する由

雲なる素盞鳴命を奉祀せんと益子某(益子氏祖先)を出雲に使はして倭川上に棲める大蛇を討亡したる尊の分靈を奉戴し大山田の清地に鎮め奉る故に入俵山八雲の森と云へ又大蛇の尾を割し所以を稱へて篠尾大神と稱し奉りて大山氏代々崇信せりと其后數百年を経て水戸佐竹の家臣小野崎正其の邑を押領し該氏の食邑となりしも代々本社を崇敬せり后水戸徳川家となりても代々崇敬を加へ社領九石二斗七升九合を寄附せらる奉仕は勸諭より益子家世襲す社域百十坪(外一千七坪境内編入願中)高丘の地にありて西は高倉山に連脈し南は石打山に聳ひ北は愛宕山に接す東は小野崎の舊館龍海山(里俗龍害又は要害山と云)あり境内には古杉老楡檜榊交讓木あり満山落々として生ひ繁り其の間に古櫻ありて春は亂發し艶雪香雲凝て流れす亦馬場先には武茂の清流濺々として耳を洗ふか如し實に山水明眉の一佳境なり

同 村大字大山田上郷二渡の森鎮座

村社上迺神社 祭神素盞鳴命 祭日陰曆二月廿八日 建物 本社間口五尺枋葺 拜殿間口三間 萱葺 末社五社 寶物古鏡一面 氏子九十六戸總代谷田部徳三郎澁井 社掌同上 奥行二間 兼藤田太郎兵衛益子實益子剛 本社勸諭年月遼遠にして詳ならず口碑には八雲の森の分社にして往古は上篠尾大明神と稱せしも寶曆三年より三方大荒神と改稱したるも王政維新に際し上迺神社と改號し村社に列せらる奉仕は益子氏世襲たり社域四百八十八坪平地にして境内には老杉若杉楓の古木は森々として社殿を擁し梅櫻互に枝を交へて

馬場を夾み花時には滿地雪に埋るゝ如く冷香水の如く人を撲て來り眺閣絶奇なり

那珂村

本村は小川、吉田、高岡、片平、東戸田、三輪、恩田、藥利、芳井、淨法寺の舊十村を合せしものにて其幅員東西五十町南北四十五町を有するに過ぎず而して小川吉田は關街道に沿ひ其他の部落は西部に點々として聚落せり地勢西南山脈を負ひ帶川那珂川の兩流は北東部を走れり村民農耕を専務とし又漁業を營むものあり本村往來交通に至ては關街道南北に通し里道西に開け其他幾線の道路連絡し且郵便局等ありて不便を感ずることおし古來沿革に付ては往時は代官旗下の采地に分屬せられしか維新后に至り更に栃木縣の所轄となり第三大區八小區に編入せられ一戸長役場の支配に歸し次て町村制實施に當り之を一團となし以て今日の自治村を合せり本村には有名なる延喜式内郷社及び村社十社ありて戸數五百四十余戸人口三千九百三十余人を有せり

那珂村大字三輪字宮元鎮座

延喜式内

郷社三和神社 祭神大物主命 建物 本社間口一間 拜殿間口三間 末社三社 木

華表一基 氏子四十五戸 社司欠社掌佐藤貢全村大字小川住

社傳に曰く本社は大和國三輪山に鎮座せる大國主命の和魂にして其上代國々に遷し奉りて三和神社とも稱す延喜式に載するところの三和神社は是れ也長治二年藤原貞信敕を蒙り八溝山の惡徒嚴嶽丸退治の際本社に祈願をなし遂に惡徒を討退せしを以て天養元年本社拜殿を再建す爾后那須家の崇敬社たり社域六百九十七坪を有し境内には古杉老樹蒼蔚として瀟洒社殿嚴肅神寂ひて雅致多し是亦郡内的一名社なり 奉仕は明治以前妙法寺にて勤務し全六年より小泉友嗣官祠掌には小笠原勝紀命を拜してより全廿年まで奉仕し今の本社は全氏拮据驅勉して全十三年工事を起し全十六年竣功せしと云后佐藤貢兼務たり

同 村大字小川字仲の内鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 少彥名命 建物 本社二間 拜殿間口三間 萱葺 末社八社 石

華表一基 木鳥居一基 氏子百六十一戸 社掌同上

社傳に曰く本社は往古尾川明神と稱す長治二年藤原貞信八溝山の賊徒退治の時本社に祈願し速に平け從

三位下野守を拜し邑を那須に賜ふ福原に居城し大治元年社殿を營築す後建久四年四月右大將源頼朝那須野狩の時那須太郎資光本社に祈誓す此時尾川明神を改め温泉神社と稱す是れより那須家崇敬社たり社域五百五十坪平坦の地にして境内には古杉森然として繁茂し幽邃にして頗る雅致あり

同 村大字淨法寺鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 祭日九月二十九日 建物 本社間口四尺 奥行三尺五寸 拜殿間口二間半 末社十二社 華表一基 氏子四十二戸 社掌小笠原勝紀全村全大字住

本社創建詳ならずと雖も往古湯本村に鎮座せる延喜式内温泉神社を遷祀したる社にして一村の鎮守神たり社域百八十三坪平坦の地にして前に渺々たる田圃の中に炊煙の登るを見裏には帯川の清流錯雑として神威の畏こさを覺ゆ奉仕は小笠原氏にして往昔那須家の造修せしも今は氏子の負擔に屬す

同 村大字恩田字御靈森鎮座

村社御靈神社 祭神那須與一宗隆靈 祭日九月十日 建物 本社間口二尺五寸 奥行三尺二寸 拜殿間口三間 木鳥居一基 氏子十五戸 社掌佐藤貢全村大字 小川住

本社是那須與一宗隆の靈を祀りたる社にして其裔孫資重の勸請なり天正年中社殿を造營し御靈神社と稱す社域六百十三坪田野の中にありて榎津の清流本社の東端を走り涼々たり本社は往古より那須家の最

も崇敬の社にして福原氏の定紋を附せり境内には鏡油駒か橋等の舊跡あり今は只古杉老樹の亭々として高く聳ひ且水聲の恙なく存して鳴るものあるのみ

同 村大字片平鎮座

村社熊野神社 祭神伊佐那岐命伊佐那美命事解男命 建物 本社間口一間 拜殿二間 末社三社 氏子四十四戸 社掌 總代員

本社創立は建久九年九月紀州熊野より奉遷す社域四百五十四坪字竹之内に在り

同 村大字芳井鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺五寸 拜殿間口二間 末社一社 氏子二十四戸 社掌 總代員

本社は天正十八年九月廿九日を以て那須總社高尾森檀山鎮座大宮神社を福原庄入晩の里に奉遷す云々入晩の里は蒔田にて今の芳井なり亦檀山は同郡湯本村温泉神社なりと傳ふ社域七百二十坪字湯泉の清酒なる地に在り

同 村大字芳井鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口一尺九寸 拜殿二間 末社二社 氏子 總代員

十一戸 社掌  
總代 員

本社勸請不詳社域五百五十四坪字八幡前に在り

同 村大字高岡鎮座

村社麻弓神社 祭神八千戈命 建物 本社間口二尺 拜殿間口一間半 末社五社  
奥行一尺五寸 奥行二間

氏子十五戸 社掌  
總代 員

本社創立は應仁元年九月にして本村鎮守神たり社域六十三坪字屋敷上に在り

同 村大字東戸田鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺六寸 拜殿間口二間 末社三社  
奥行三尺八寸 奥行三間

氏子二十七戸 社掌  
總代 員

本社創立不詳社域百三十二坪を有せり

同 村大字藥利鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺五寸 拜殿間口二間 末社一社  
奥行二尺五寸 奥行九尺

氏子三十一戸 社掌  
總代 員

本社は湯本村延喜式内温泉神社を遷祀す社域五百十坪字宮八保に在り

湯津上村

本村は湯津上、佐良土、蛭田、蛭畑、新宿、片府田、狹原、小船渡の舊八村及び品川開墾地を合せて一の自治區をなせしものにて其幅員東西廿四町南北一里十二町あり地勢那珂箒の両川南端にて相合し東南西の三面を圍み北方一面漸く開けて金田村と境界を接せり地平坦にして地味又可かり村民専ら農耕を業とし勤勉の風あり

古來の沿革に付ては往時は幕府領に太田原藩領に旗下の采地にして各々其領主を異にせしか明治維新后共に栃木縣の第三大區八小區に編入せられ後一戸長役場の支配に屬し更に町村制に當り之を合せて今日に及ひしものなりとす

本村には日本第一の古碑及び村社十社ありて戸數五百五十余戸人口三千六百二十余人を有せり

湯津上村大字蛭田大堀原鎮座

村社日枝神社 祭神大山咋命・祭日九月十五日 建物 本社間口三尺 枅葺 拜殿  
奥行三尺

間口九尺 萱葺 木鳥居一基 末社三社 氏子七十五戸 社掌齊藤最全村大  
奥行六尺 總代 員 字全住





村社温泉神社 祭神大巳貴命 祭日九月十五日 建物 本社二尺板葺 拜殿間口六尺萱葺 末社二社 華表一基 寶物 鏡一面 氏子三十八戸 社掌同上  
本社創立不詳社域四百八十二坪杉檜班らにあり蓋し當時の實況なり

同 村大字片府田鎮座

村社温泉神社 祭神大巳貴命 建物 本社間口二間半 末社一社 氏子三十三戸 社掌

本社は文治三年九月十五日那須與一宗隆の創立にして那須嶽神社を奉遷して勸請す云々社域五百五十坪字關場道に在り

同 村大字佐良土鎮座

本社温泉神社 祭神大巳貴命 建物 本社二間 木鳥居一基 末社五社 氏子九十五戸 社掌

本社創立は朱鳥元年三月にして社域三百九十四坪を有す

同 村大字小船渡鎮座

村社二荒神社 祭神大巳貴命 建物 本社間口三尺五寸 氏子八戸 社掌

本社は貞和四年九月の創立にして福原城主那須五郎の勸請なり往時は那須家に於て社殿等修理せり云々社域百二坪字天拜の清地に在り

同 村同大字鎮座

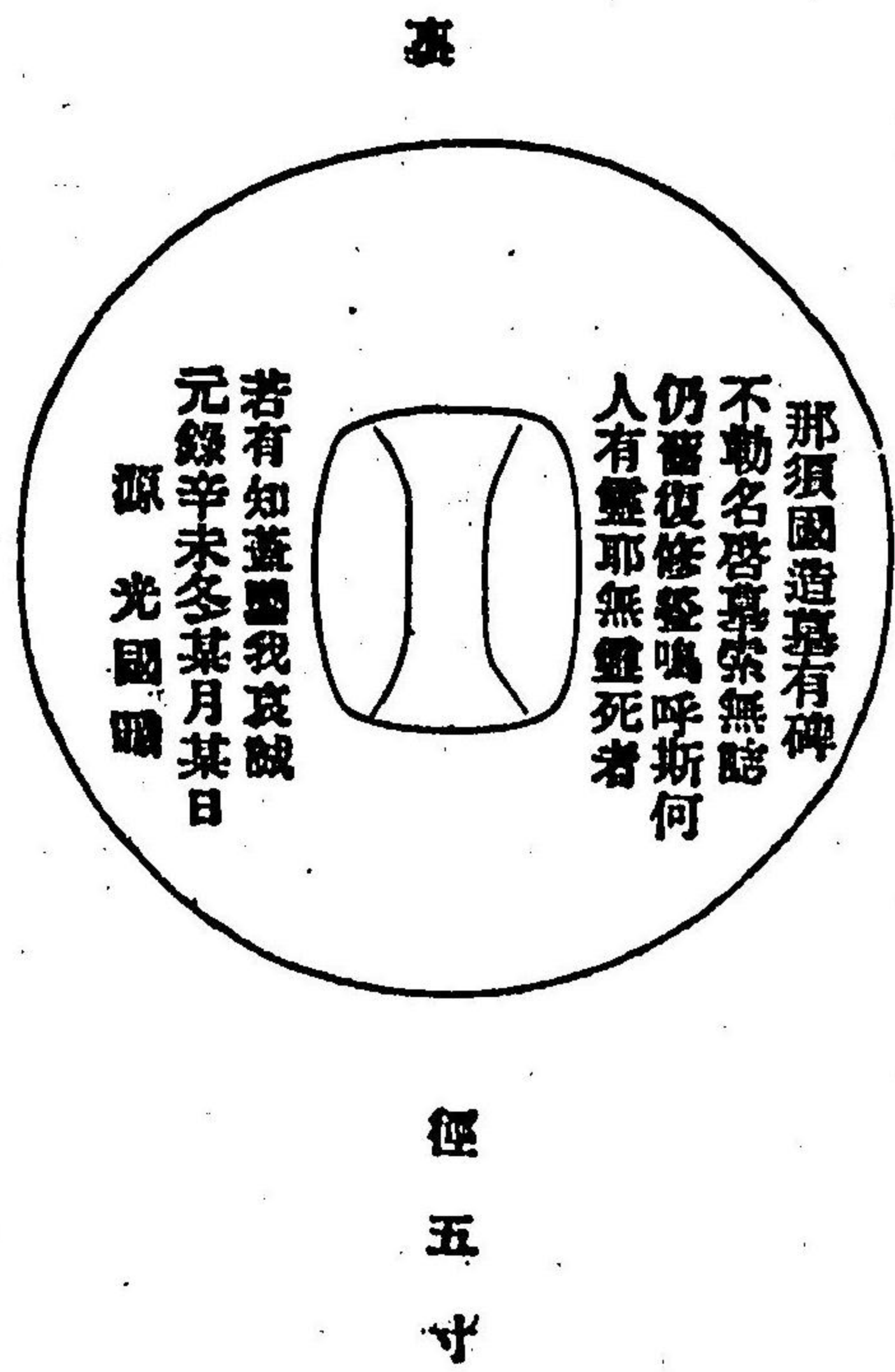
無格社笠石神社 祭神那須國造彦狹嶋命 建物 本社桁行壹間梁間一間軒高 前面二扉 臺切石 高さ三尺 廣さ十尺四方 拜殿間口四間 木鳥居一基 石燈籠二基 信徒一万人 社掌伊藤眞榮 全村全大字住

本社は俗に笠石と稱す其碑の形扁石を窪めて笠の如く碑の上にあり故に此名あり此碑は文武天皇の庚子年に建立せしものにて日本第一の古碑にあり碑の高さ四尺にして正面砥の如く磨きて左右其他は自然石なり碑文は一行十九字宛八行にして一百五十二字あり其文に曰く「永昌元年己丑四月飛鳥淨御原大宮那須國造追大登那須直拿提都督被賜歲次庚子年正月二壬子日辰節物故意斯麻呂等立碑銘德云爾仰惟殞公廣氏尊胤國家棟梁一世之中重被貳照一命之期連見再甦碎骨視髓豈報前恩是以曾子之家無有孀子仲尼之門無有罵者行孝之子不改其節及老心澄神照乾大引童子意香助坤作從之大合言喻守故無翼長飛無根更固」此碑は天和の始めまで蔓草の中に埋没し知るもの少し當時本地は水戸藩領にありしか領主中納言源光國之を聞き儒臣佐々宗淳に命じて監せしむるに該碑に其名なく故に墓を啓かしめ索むるに詰なし仍て舊に復

左圖の如き鏡を堂中に納めて元禄四年二月堅八間横七間の塚を築き其上に寶形造の堂を立て碑を安置し別當大寶院と置き保護せしむ明治維新后官の允許を得て笠石神社と改號し無格社に列せる此碑文に關して佐々宗淳源白石長久保赤水伊藤東涯浦生君平等の考釋あれとも其文長ければ茲に省けり明の心越師此碑を讀みて詩あり「碑殘草宿在荒村千古遺風今尙存曠昔君臣斯不再空令後世讀余論」

水戸中納言源光國卿

那須國造堂中に納たる鏡の圖



同 村大字狹原鎮座

無格社琴平神社 祭神素盞鳴命 祭日三月十日 建物 本社間口二間萱葺 末社

五社 鳥居二基 石燈籠三基 信徒五百名 社掌奥澤良榮住所 總代三員 前全

本社創立は寛政三年四月黒羽藩士高柳金太郎松本立春植竹三左衛門磯又右衛門の四氏崇信に依り本社を建立し殊に領主大田原藩主崇敬によりて祭田八畝歩の除地を寄附せらる社地は狹原中央西側にあり民有社地二百九十四坪境内には古杉老榎森々として神威とともにもに隆んなり

川 西 町

本町は黒羽向町、大豆田、余瀬、蜂巢、檜木澤及び寒井の舊一町五村を合せ一の自治區となせしものにて其幅員東西二十町南北一里十八町を有せり地勢狹長にして頗る平坦山岳なく東方一帶那珂川を控ひ黒羽町と相對し西南北の三面は平野田園遠く開け黒羽向町は商家櫛比し大豆田檜木澤寒井は關街道に沿ひて相連れり黒羽向町は商業に他は農耕を業とし頗る勤勉の風あり古來の沿革に付ては往時は共に黒羽藩の所領にして維新后栃木縣に屬し第三大區七小區とかり后三戸長役場に分れ次て町村制に當り現時の一町となりぬ

本村には村社六社無格社一社ありて戸數四百七十戸人口三千二百余人を有す

川西町大字余瀨鎮座

村社雷神社 祭神別雷神 祭日陰曆二月廿日 建物 本社間口二尺二寸 拜殿間口三

二 木鳥居一基 石燈籠二基 氏子三十六戸總代連實又重 郎薄井仁平薄實源吉 社掌津田四郎全町大字全住

社傳に曰く本社は人皇六十一代醍醐天皇の御宇延喜十三年の夏大旱魃にて禾苗枯死せんとす民衆大に憂ひし時粟野行磨民衆の苦悶を救はんとして山城國加茂神社に詣て懇に祈願し御分靈を請ひて歸郷し粟野驛の西丘なる清地に鎮して勸請し雨を祈るに天俄然として黒雲を生し一聲の怒雷轟然として大雨盆を覆かへすか如くに降り來り禾苗勃然として起さぬ衆大に喜ひ此れ靈驗の著しきを頌して宮殿を宏壯ならしめ粟野驛の總鎮守神と尊崇す后永承六年鎮守府將軍源賴義其子義家奥州征討下向の時常粟野驛に對陣し軍兵を募り吉日を撰みて本社に戰勝を祈り軍勢を率ひて西の丘に登り白旗を翻して魚鱗鶴翼の備をなせしと此より西の丘を改て白旗山と稱す又粟野驛の西側に白旗驛と云ひ東側を寄勢宿と云ふ(東側に軍勢を寄せ集めたるを以て名けしと云ふ后勢を瀬と書り)同五年奥州平き歸途本社に報賽し神領二町歩を寄附せらる今に其田字を八幡田と稱すと后ち人皇八十一代高倉天皇の御世治承四年源義經二十騎を率ひ駿河に赴く路次常粟野驛に宿陣し往昔源賴義父子か奥州征討下向の砌り軍勢を揃し地なるを聞出し白旗

山に白旗を押し立て我に従はんものは疾く來れと令を出して兵を募しに那須資隆の十男十郎爲隆弟與一宗隆等來り属へて君臣の契約をなし臣僚を引率し本社に詣て戰勝を祈願し側に白旗觀音を創立し一大塚を築きたり今此塚を土人傳へて義經塚と云ふ白旗觀音の詠歌に「祈りをくしるしをこゝに白旗の山に」と度またかへりこん」云々

文治三年那須與一宗隆四國の八島の扇的の功にて那須に司たるを以て本社を崇敬し神領二十石を寄附せらる后永錄三年黒羽藩主大關右衛門佐高増崇敬して社領二十石を附せらる本社に藏せる寶物は粟野驛間屋某より奉納せし鯛口にして年號の字形あれとも磨滅して明かならず次は久壽二年三浦介義明那須野狩の時本社に祈誓して野狐を射止めし弓の奉納あり次は永錄五年本村蓮實與惣の献する古鏡なり次は慶應三年本村落合欣一郎より奉納の太刀にして氏の祖先内匠忠次軍功に依り小山判官義次より拜領せしものにて家寶として傳る處の清景の名刀なり次は雷神社由來配の古書なり社城三百五坪にして白旗古城趾の西百間を距る小丘にて高さ八十尺ありて數階の石礎を躡れば左右に石燈籠並列して丘上平坦にして稍廣濶なり社殿の周圍には古杉老樹翁鬱として天を蔽ひ晝尚暗く幽靜にして自ら神威の儼たるを覺ゆ殊に眺望に富み余瀨の八景一目に下瞰す其名稱を擧れば八幡田の飛螢、白旗山の秋月、直笠落雁、粟野夕烟、新築霽雪、廣前富士見、秋村の穂波、歸一の梵鐘等なり

同 町大字寒井鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口四尺二寸 拜殿間口二間 華表一基

末社三社 氏子五十四戸 社掌大野浪江全村全

本社創立遼遠にして詳かならず后寛政四年三月十二日再建社城三百三十八坪平坦の地にありて境内には古樹亭々と高く聳ひ神寂ひて頗る雅致あり

同 町大字黒羽向町鎮座

村社高岩神社 祭神伊弉諾命 建物 本社間口一間三尺 末社九社 氏子二百三十三戸

社掌

本社は天文三年三月字石井澤に勧請せしか濫觴にして明治三年今の境地に移遷す社城百六十八坪平坦の地にして字上町に在り

同 町大字檜木澤鎮座

村社湯泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺九寸 氏子四十一戸 社掌

祭神少彦名命 氏子總代一員 社掌

同 町大字余瀨鎮座

無格社愛宕神社 祭神伊弉册命 祭日陰曆二月二十四日 建物 本社間口二尺

鳥居一基 寶物 神鏡一面 由來記二卷 御像繪一幅 氏子十一戸

社掌津田四郎住所全上

社傳に曰く本社創建は享祿三年六月二十四日にして進賢與惣の勸請なり抑本社勸請の由來を尋るに大永元年正月二十日白旗宿北方なる一民家より火を失し折しも烈風にて白旗余瀨の兩宿火災に罹り僅に殘家ありしのみ后全三年極月八日又もや失火し兩驛大半類焼し驛民の困苦甚たし又享祿二年八月二十日祝融の災ありて兩驛概ね灰燼となる七ヶ年の内に前後三回驛民益々貧困に陥り朝夕炊煙の上る能はず遂に荒廢し徒に草萊の繁茂するを見る災餘の光景寂寥たり此時驛民の曰く斯の如く火災の屢々起るは實に天の爲せる禍にて人の爲る所にあらず宜しく此時にあたり鎮火の神を祀りて祝融の災を除くべしと議成り享祿三年二月十二日驛民進賢與惣上京し同月廿八日京都愛宕山別當成徳院に着き勸請の事を議し御分靈を乞へ請け歸郷し兩驛の中央に祠を立て勸請し驛民彌尊信して大正院源久を以て奉仕せしむ此によりて火災順に其跡を絶ち驛民榮ひ人足り炊煙豊に白旗の山腹を包み歡聲洋々として湧か如くに至る后天正三年大關右衛門佐高増黒羽城に移るや白旗南城趾を本社境内地に寄附し社領二十石を附せらる故に驛民宮殿を改築し本社を奉遷す別當大正院は勸請年月より十五世奉仕せしか明治八年より津田四郎社務を掌る社地東西廿一間五分南北三十三間面積七百十坪高さ八十尺ありて東は斷崖直下し西には市場川涼々として

其麓を流れ南は堀切を隔て、義経塚に至る北は空濤を越へて白旗本城跡と相對す境内には老杉森々として蒼蒼し馬場の左右には櫻樹を植へて春は萬櫻亂發し艶雪香雲凝つて流れず風色焉然として掬すへし

### 黒羽町

本町は黒羽田町、八鹽、前田、堀之内、北野上、北瀧、片田、矢倉、龜久の舊一町八村を合せて一の自治區となせしものにて其幅員東西一里南北三里十八町にして人口の多きこと六千余人に至る黒羽田町は商家連擔櫛比し北野上前田堀之内は茨城街道に入鹽北瀧片田矢倉は馬頭街道に沿ふて相連り地勢山脈連亘して東北南の三面を限り西方一帶那珂川を控ひて川西町と相臨めり黒羽田町は商業者多く繁盛の市街地にして風俗活潑の風あり他は農業に従事し専ら勤勉せり古來の沿革に付ては往時は黒羽藩廳の治所にして同藩の領邑に係り明治維新后廢藩置縣の令出つるや明治四年十一月宇都宮縣の所轄に歸し次て栃木縣に屬し第三大區七小區に編入せられ次て二戸長役場の支配となりしか町村制實施に當り更に之を合せて一の自治團體とあし以て現時に及ひしものとす本町には官祭招魂社及び村社十三社有名の無格社一社戸數八百余戸を有す

### 黒羽町大字前田八幡館鎮座

村社鎮國神社 祭神 正殿天照大御神 應神天皇 反正天皇 左殿大己貴命 豐城入彦命 右殿丹治比古王 左大臣志麻朝臣 大關氏二十七世靈碑 祭日陰曆九月十五日 本社は往時黒羽藩主崇敬の社にして王政維新に際し第四大區七小區の郷社たりしか明治十年八月村社に列せらる 建物 本社間口二間土藏造高欄濱縁付 拜殿間口四間萱葺 神樂殿間口三間杉皮葺 末社五社 木鳥居一基 神門一棟 石燈籠二基 石獅子二基 寶物 太刀一振長さ三尺二寸文化十三年 大關土佐守増業奉納 神號扁額從四位左少將松平越中守源 定信筆文化十三年二月奉納 大神宮儀式解一部十二冊内八之卷 欠寫本 日本後紀殘闕一部十冊 百練抄一部五冊寫本 神代口訣一部十四冊 日本紀纂疏一部八冊 雲圖鈔壹冊寫本 貞觀儀式一部五冊寫本 同私考一部五冊寫本 律疏義一部三冊寫本 國々風土記一部九冊板本一冊 寫本八冊 本朝神社考一部二冊 延喜式神祇一部五冊 古語拾遺節解正誤一部一冊 日本紀畧一部十三冊 鏝抄一部一冊 北山抄一部十二冊 冬良公聞書一部一冊 西宮記一部七冊 類聚三代格一部四冊 類聚雜要抄一部三冊 内裡式一部一冊各寫本 縁記一卷 大關土佐守増 修建梁碑銘に曰く 鎮國靈社 伏惟我 先公下毛之野披草萊而居歷 世布徳仁恤累洽業撰文并書

令廣胖君嗣立繼業念 祖聿脩國郡皆有 八幡神祠士民奠祭頻繁維新今茲臣民腎職以溫泉明神及 先公二  
十七世神碑配祀令祭脩葺殿宇洒掃庭廡時以清酌奠奠奠之意奉號曰

飲國靈社自是萬斯年靈德厚固國民永綏徽臣茂清奉公命謹記歲月告之久

文政二年己卯五月十日 黑羽臣

大沼助兵衛藤原茂清

主祀小泉甲斐守 斐

文撰者 水戸 立原萬翠軒

本社氏子二十戶

總代三員

社掌小泉檀造全町全大字  
八三番地住

社傳に曰く本社は久壽二年下野那須野狩の時須

藤權守貞信及び千葉之介常胤三浦之介義明上總介廣常等か弓矢の神に祈誓し陣營の西の岡を下して齊ひ  
祀れるを以て狩野の八幡館と稱す此れか本社勸請の濫觴にして后建久四年四月右大將源頼朝宇都宮朝綱  
小山朝政那須光資等本社を崇敬して再建す應永元年三月那須刑部大輔資氏も又再營す後那須太郎資之全  
五郎資重兄弟不和にて遂に亂國となる其際本社拜殿共に兵燹に罹り寶物等も悉く灰燼に歸す后天正年中  
大關侯黑羽に築城の時筑紫の宇佐と山城の男山に齊祭る八幡大神の御分靈を奉遷し改めて北八幡宮と稱  
す其後裔土佐守増業丹治の出る所を慕ひて河内國丹南郡丹治比神社に至り丹治比古王左大臣志麻朝臣の

神靈を拜し祖宗の神木と清植を請ひて黑羽に持歸り文化十三年十一月を以て八幡温泉の二神に配し大關  
氏世々の神靈をも合祀し四座の神祠となす后官許を得て文化十三年十一月鎮國神社の號を賜はられ神祇  
管領長上從三位下部良長公の揮毫せる扁額を掲げて神田三十五石を置き本社拜殿神樂殿舞樂殿假屋等建  
並て鹽噺石盤には勸誓の臣廿一名の姓名を刻し社域千有三坪高燥の地にして古櫻老杉等々として高く聳  
ひ境内清酒にして五社の末社を配置し毎年黑羽藩主親ら齊戒して社殿に參向し祭典を行ひ社意を慰め奉  
りしる星移り物換り廢藩の後は社頭大に破壞し唯根越來りし柳の葱々として年に長し月に榮るのみ

同 町大字黑羽田町宇大宿鎮座

官祭招魂社

祭神黑羽藩士高橋亘理長雄以下二十四人靈

建物 本社間口一間  
奥行五尺

拜殿間口三間  
奥行二間

石華表一基 高燈籠石積立一基

社務所間口五間  
奥行二間

社掌小泉檀造全  
町

大字前  
田住

本社は明治二年十二月九日の勸請にして黑羽藩知事從五位大關増勘及び全藩士一同の創建なり而して官  
祭人名のものは皆戊辰の役に戦死したるものなり社域三百十三坪高燥の地に在りて甚だ眺闕に富み遙に  
富衆に對し入染芙蓉遊徳なく青天を衝き白々玲瓏たり西には黒髮の諸山を望む山勢秀抜にして翠色濃か  
に染むか如く近くは市街及び那珂川を俯瞰し脚を伸へて踏藉し得るか如し境内には多く櫻樹ありて花時

には萬花亂發し遠くより望めは霞の如く近頃は瑠璃を綴るに似たり實に此地の一勝地なり  
大祭は毎年十月十三日を以て執行せり

同 町大字北野上鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 祭日陰曆正月七日 建物 本社一間 拜殿間口三間  
杉皮葺 木鳥居一基 末社十二社 氏子百四十三戸 社掌小室古石全村全  
社傳に曰く本社は大同二年の創立にして後 近衛天皇の御宇久壽二年那須野狩の時三浦介義明千葉介常胤上總介廣常等本社に祈願し屢靈驗ありしを以て宮殿を造營す後那須家代々の祈願所となる后又伊王野次郎左衛門資永次に資勝資宗資信まで代々永錢八十文を寄附せらる永錄八年九月大關右衛門大夫清増再脩を加へ拜殿を造營し永錢七十六文を寄附せられ后又十三石の除地を附せられ毎年正月七日黒羽藩主躬自ら參向ありし社なりしか文久三年大關領地改革の事ありて除地沒収せらる社域三百二十六坪黒羽より

大子街道の北側宇田澤の高丘に在り石の神橋(明治三十四年氏子増子巳之吉寄附)を渡り十五階の石燈を隣り木の大鳥居あり又廿五階上りて拜殿に致れば宮殿結構にして古色藹然たり境内には老杉及び眞柳御用松の古木亭々と高く聳ひ神寂ひ幽邃にして頗る雅致あり

同 町大字北瀧宮本鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 祭日九月十九日 建物 本社間口三尺 板葺 拜殿間口  
三間奥 萱葺 木鳥居一基 石燈籠二基 氏子七十五戸總代深澤和吉 社掌瀧本政雄全  
大字全七十 五番地住

本社創立は慶雲年中にして館野眞眞の勸請なりと云々

維新前は温泉大明神と稱し大膳院にて代々奉仕せしも明治三年四月復飾し瀧本驛馬と改め本社に奉務せしむ社域二百二十坪高燥の地にして石燈二十階隣れば清酒たる境に古杉及び楓の老樹蒼蔚にて周圍二拾余尺ありて枝四方に蔓延し其幾百年を経たるを知らずと云へし故に古社にして神威の尊きを知るのみ

同 町大字黒羽田町鎮座

村社八雲神社 祭神素盞鳴命 建物 本社間口二間 鳥居一基 末社一社 氏子  
百二十四戸 社掌田代龜齡全町  
總代 員

本社は慶長五年まで大宿の地にありしを阿久津村に移轉し(后阿久津村は)黒羽田町と改稱せり寶永二年本社大に修理を加へり社域百九十二坪平坦の地に在り

同 町大字前田鎮座

村社愛宕神社 祭神伊弉册命 建物 本社三間 氏子五十戸 社掌  
阿迅突智命

本社創立年月不詳社域八百十六坪愛宕山に在り

同 町大字前田鎮座

村社飯綱山神社 祭神豊受姬命稻倉魂命級長津彦命 建物 本社間口四尺 氏子  
五十五戸 社掌小泉檀造全町全 大字住 總代員  
本社創立不詳社域二百四坪字飯綱山に在り

同 町大字片田鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺五寸 拜殿間口三間 氏子  
社掌 少彦名命 奥行二尺二寸 總代員  
本社創立年月不詳社域三百九十九坪平坦の地にして字根岸に在り

同 町大字片田鎮座

村社湯泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口五尺 拜殿間口四間 末社四社  
氏子二十二戸 社掌 少彦名命 奥行一間二尺五寸 總代員  
本社は勸請不詳社域百二十六坪字寺山に在り

同 町大字堀野内鎮座

村社岩室神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺 末社四社 氏子四十七戸  
社掌 少彦名命 奥行三尺三寸 總代員

本社は往時領主大關氏より祭祀料として年々米七斗つゝ寄附せられ領主崇敬の社たりしか廢藩ととも  
止めらる社域百五十七坪字岩谷に在り

同 町大字龜久鎮座

村社生駒神社 祭神大宜津昆賣命 建物 本社間口二尺 拜殿間口三間 木鳥  
居一基 石燈籠一基 氏子三十八戸 社掌 總代員

本社創立は寛政八年にして衆庶崇敬の社にあり毎年二月初午日には多くの馬參詣ありて境内に群集す社  
域三百六十三坪高燥の地にあり

同 町大字片田鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺五寸 拜殿間口二間 末社八社  
氏子三十戸 社掌 少彦名命 奥行三尺 總代員

本社は文治元年三月の創立に係り領主大關氏の建立なり社域四百二十二坪字宮本にあり奉仕は往古より  
齊藤靜真の代まで勤続せり



同 町大字八鹽鎮座

村社鹿嶋神社 祭神武甕槌命 經津主命 建物 本社間口二尺五寸 奥行四尺 末社一社 氏子四十一戸 總代 氏 社掌

本社創立不詳社域二百六十一坪字北山に在り

同 町大字矢倉鎮座

村社鷺子神社 祭神天日鷺命 木花開耶姬命 建物 本社間口二尺五寸 奥行三尺 氏子十四戸 總代 氏 社掌

本社勸請年月不詳社域二十一坪字富士山に在り

同 町大字北瀧御手谷鎮座

無格社綾織神社 祭神豊玉彦命 豊玉姬命 祭日四月八日 八月八日 建物 本社石寶殿 鳥居一基 氏子七十五戸 總代三員 社掌瀧本政雄住所 全上

社傳に曰く本社は持統天皇の御宇此里に館野賢と云ふ長者あり其子女に綾姫と云ふありて機業裁縫に熱く心を傾けるを以て父賢か子女の斯道の熟達を祈んか爲めに御手谷乃高山に綾織姫大明神を勸請し倍々崇信するにより子女能く機織養蠶に上達し綾絹を織り出しこかは其名近郷に高く遠近の子女皆教を受けて其業を擬むと云ふ往昔世に那須絹と稱せしは此里に始むと云々今に機織養蠶家は信仰して毎年四月八日より八月八日まで詣するもの盛集す本社は北瀧の東端字御手谷の山にありて社域九十六坪高丘の地にして本社の前に綾織池の舊跡あり古昔は水漫々たる湖水にて上下に二瀑布ありしを以て上下瀧村と稱せしと云ふるに延寶二年の秋暴雨にて山崩れ湖水漲り出て今は小なる池(池地九十坪)を存するのみ因に云ふ館野長者は數世を経て館野御前の代に至り康平年中安部頼時に荷擔せしを以て源頼義に亡はされ今に其館跡を字館野御前と稱す且上瀧下瀧兩村を合併し明治維新の始めに北瀧村と號す后明治廿二年中一の自治區に入り黒羽町とはなれり

須賀川村

本村は須佐木、須賀川、雲岩寺、川上及び南方の舊五村を合せしものにて其幅員東西二里二十四町南北五里二十四町あり地勢山岳重疊して四方相連り平地少く須佐木須賀川は茨城街道に沿ひ各部落山間に散在せり一道の溪流其間を走るものあり之を須賀川と稱す村民朴直にして農耕に従事し頗る勤勉の風あり古來の沿革に付ては黒羽藩及び幕府の領邑に属せしか維新后共に枋木縣に属し第三大區七小區に編入せられ後一戸長役場の所轄に歸し次て町村制實施に當り相合して一の自治体をあし以て今日に至りしものとす

本村には村社六社外無格社一社ありて戸數三百九十戸人口三千二十余人を有す  
須賀川村大字須賀川鎮座

村社鹿嶋神社 祭神武甕槌命 祭日陰曆二月十九日七月七日 建物 本社間口一間四尺奥行一間

五枋葺 幣殿間口一間 杉皮葺 拜殿間口三間萱葺 末社五社 木鳥居一基 寶物

古書掛軸三國筆 海堂書 一幅 緣記書一卷 氏子百九十三戸 社掌佐藤武雄 全村大字九十六番地住

社傳に曰く人皇五十一代桓武天皇の御宇右大將坂上田村麿東征の時武甕槌命を祀り戰勝を祈りしか速に平定の効を奏せしを以て常野奥の三州に鹿島神祠を五十三社創建して神恩を奉養せんとして三國の清地を撰定せしむ時當社も其一社にして此郷名を須賀郷(須賀は清淨の義也)と稱し又本社の西に流るゝ川を須賀川と云ひ此より人家増益するに従ひ田甫開け須賀川の水を揚げて灌漑に用ひしを以て川名を改めて田作川と稱す(明治維新后押川と改む)往古本社は田村將軍の勸請にて宮殿も宏大壯麗社領も附せられ頗る盛社なりしも常陸の佐竹氏と那須家と屢戰闘により遂に兵燹に罹り神寶古記録等も灰燼に歸し衰頽に赴きしを天正年中領主黒羽大關美作守高増崇敬により社殿を再建し社領二十石余を寄附し社稷の神と崇め大關家世々社殿を修理し崇敬怠らず本社は往古鹿嶋大明神と稱せしか天明六年五月廿七日宜旨を以て太神宮號を授けらる明治五年社格改定の際鹿嶋神社と改稱し村社に列せらる奉仕の神主は往古より佐藤家にて世襲せり社域六百五十四坪高燥の地にして須賀川の中央に位し常磐の神橋を渡りて三十四間の馬場を過ぎ石礎五階を躋り華表あり石礎二段を躋れば拜殿に達す石の燈籠左右に並列し天然石の水盤あり境内には老杉巨楡の大木繁茂し晝尚暗く本社は南に向へ背には鹿嶋山を負へ又四隣を望めは鹿嶋の八景あり曰く加茂秋月(本社の坤方に當り加茂神社を云ふ)愛宕神祠(本社の南に方り山上にあり)絶壁臨流(本社南にあり)田作漁火(田作川にて夜漁火を云ふ)我妻雪霽(本社西北に方り吾妻山を云ふ)城迹過雁(本社北に方り要害の跡なり)八束挿秧(本社近方の田名稱を云ふ)常磐飛笠(本社神橋を云ふ)本社の四方峻嶺巍々として聳ひ手を以て摩し得るか如く實に全部の一勝地にして四時の眺めに最佳なり殊に往古は本社を距ること一町の所に木の大華表あり夫より二十町の所に木の大鳥居ありと(今は朽腐して根石を存するのみ)此鳥居は承應三年二月大關土佐守増親の命により侍臣稻澤三郎兵衛奉行して建設せしものと云々

社寶には古書及び陸軍少將正四位大沼涉氏の揮毫せし神號の扁額を藏す

同 村大字川上鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口五尺各二社 拜殿間口三間 華表一

基 末社八社 氏子五十戸 社掌鮎澤卯源 全郡兩鄉村大字 川原七七番地住

本社創立は大治二年十二月にして安産擁護の神にして那須資隆の夫人崇敬し社殿を再建せりと云々社域二百四十坪にして境内には老杉翁蔚にして幽邃なり社有財産として水田一反二畝歩を有す

同 村大字川上字原鎮座

村社大頭龍神社 祭神大巳貴命 建物 本社間口三間半 奥行三間 末社一社 氏子十七戸 總代三員 社掌同上

本社創立年月不詳由緒は長治二年三月讃岐の住人藤原權守貞信及び當國大榑郷大藏影光勅を奉し八溝山高笹夕原巖嶽丸追討遂に惡頭滅亡すと雖も其魂氣屢崇をなす依て八溝山權現へ祈願し神託を蒙り本社に惡靈を鎮祀し頭澤大明神と崇敬す後大頭龍權現と改號す明治維新后今の神社に改む社域五百五十六坪を有せり

同 村大字南方鎮座

村社温泉神社 祭神大巳貴命 建物 本社間口六尺 雨覆間口九尺 鳥居一基 氏子五十戸 總代二員 社掌同上

本社創立は正和元年にして和地氏の勸請なり后慶長元年正月領主大關氏崇敬により再建す社域九十坪にして前は大川澤に向ひ左に桃川の清流淙々として鳴り境内には古樹亭々として高く聳ひ風景佳なり

同 村大字須佐木鎮座

村社洲崎神社 祭神天太玉命 建物 本社間口一間二尺 雨覆間口二間半 拜殿間口二間 奥行一間三尺 氏子八十七戸 總代一員 社掌

社傳に曰く永長元年中村内疫癘流行し既に邑舍退轉に到らんとす依て村民一同天に仰き地に伏して神明を祈ること一七日或夜神人あり枕上に現はれて曰く天太玉命を祭れば邪疫息む努め疑ふこと勿れと言ひ了つて忽に見えず其神を祭れば忽然として疫息み病癒ゆ後安房國一の宮天太玉命を遷祀し宮殿を大に起す後長治二年三月藤原貞信八溝山の豪賊岩嶽丸退治として發向の砌り本社に祈願し遂に豪賊を討治し其功により從三位下野守に拜し邑を那須に賜りしを以て本社社地及び神田等を寄附し其規模今に之あり後の領主大關氏よりも五石八斗四升八合の除地を附せられ宮殿巨大にして隆盛なりしに元和元年中本社拜殿とも烏有に屬し后文化九年二月再建す社域三百八十九坪高燥の地に在り老樹翁蔚として神寂ひて雅致あり

同 村大字雲岩寺鎮座

村社天滿宮 祭神菅原道實靈 建物 本社間口一間半 氏子三十戸 總代一員 社掌 本社は天正十八年兵火の爲に灰燼に屬し詳ならず社域百五十一坪字森に在り

同 村大字須賀川鎮座

無格社秋葉神社 祭神軻遇突智命 祭日陰曆八月十八日 建物 本社間口一丈 奥行二間半 杉

皮葺 鳥居一基 石燈籠一基 信徒五十戸 社掌長谷川脛之助 全村大字全三 十六番地住

本社勸請は本村藤原知安元錄七年遠州秋葉山より御分靈を奉遷して祀りしか濫觴なり后文化八年村民五十戸彌尊信して祭典を行ふ別當には菊藏院を充て常に祭祀忘らざりしか明治維新に際し復飾し長谷川浦雄と改め本社に奉仕せしむ社城百四坪秋葉山の高丘に鎮し里道より入ること三十間余押川の清流を渡り行くこと五十間にして山下に到る此より躋ること五十間にして華表あり又十間余登れば社殿に達す境内には杉樹蒼々として繁茂し東に連山を背ひ西は押川を下瞰し本字一郷を望む風致幽靜にして愛すへし

両 郷 村

本村は両郷、河原、中野内、川田、大輪、久野又、大久保、木佐美、寺宿の舊九村を合せて一の自治區とあせしものにて其幅員東西一里三十二町南北一里四町にして各大字部落の中央に丘陵起伏して之を圍み互に散在せり地勢東方に入溝山脈を擁し地自ら高峻あり西は那珂川を控ひ沿岸水利の便あり村民乃人口三千人を有し皆朴直温良にして能く農業勤勉の風あり

古來の沿革に付ては往時は黒羽藩領に屬し而して川田大輪を除き兩郷と總稱せり維新后共に栃木縣管轄となり第三大區七小區に編成せられ次て一戸長役場の支配に歸したりしか更に町村制に當り各村を合せ以て今日に至りしものとす本村には有名の郷社及び村社八社無格社一社ありて戸數三百五十余戸を有す

兩郷村大字中野内鎮座

郷社温泉神社 祭神大己貴命 少彥名命 名城入姫命 祭日陰曆三月十日七月十日 建物 本

社間口二間半 奥行一丈 枳葺 拜殿間口五間三尺 萱葺 神樂殿間口二間 杉皮葺 末社三社 木鳥居

一基 嘉永元年二月大關信濃守 石燈籠二基 寛文九年九月十九日大關 寶物 古鏡一面 貞觀十

和天皇の納賜なりと傳ふ裏面に下毛 古鏡一面 久壽二年須藤 鋤牛一個 承和十年十二月大領外從

琴琵琶 元曆元年二月廿九日 那須太郎資隆奉納 大鉢一本 寛政九年九月十日 神號扁額二面 大關從五位下丹

氏子五十五戸 社司池澤喜悅郎 全村大字久野 社有財産山林四反四畝十八步

社傳に曰く本社創立詳ならずと雖も再築は大治二年八月にして須藤權守貞信の造營なり承和十年十二月

晦日下野國那須大領外從五位勳七等大部益歸本社に奉る書に大國主命を祭り山澤原野を開き農を勸め田

端町二千段を増し戸口數人三千餘耕作播種茂盛なり云々須藤權守貞信奉納せる鏡の裏面に鐫刻したる文に曰く野州那須原野に野狐有り人民を害す那須の主貞信奏聞有て三浦介義純上總介廣常權守貞信救命を蒙り久壽二年甲戌三月七日那須野を取圍數日狩すと雖も野狐更に手に入る事無く因て那須本社温泉神の炭前に祈願有時に貞信夢に告有て那須の麓に於て射果す是全く温泉神の加護力なり依て宮中悉く造營し寶物等を奉ると云々后寛政九年七月十日を以て敷宣正一位を授けらる其文に曰く湯泉社右可正一位中務靈泉治病古祠經年惠及四海名遠九天其加尊爵所致恭敬可依前件主者施行 二品中務卿仁親王宣正四位下行中務少輔臣丹波朝臣頼理奉從四位上行中務少輔臣藤原朝臣仍孝行此の如く勅宣を授けられしは畏しと申すも中々恐なり其他種々の事績社寶等ありたれとも明治十二年五月廿一日祝融の災に罹り灰燼に歸す社域二千三十九坪高燥の地にして古杉老樹亭々として天に聳ひ蒼蔚として其幽邃清雅は郡内一の勝たる名地なり

同 村大字寺宿鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉諾命 伊弉册命 建物 本社間口一間半 枋葺 瑞籬周圍 幣殿間口七尺 拜殿間口三間半 神號鳥額一面 陸軍少將從四位大沼渡敏 末社四社 木鳥居一基 氏子五十戸 總代四員 社掌關一者 本村大字全十五番地住

本社は文錄三年正月の創建にて大關安碩公の六子増廣の勸請にして紀州熊野より奉遷し熊野大權現と稱し大關家武運長久を祈願すと別當には關泉寺と稱し代々奉仕せり社域百四十四坪高燥の地にあり境内には若杉並びて蒼蔚し神々として奇境たり

同 村大字河原鎮座

村社愛宕神社 祭神軻遇突智命 建物 本社間口二尺 拜殿間口三間半 向拜付 神號扁額從五位大關族奉納 鳥居一基 石洗手磐一基 村社名石標一基 氏子六十戸 總代五員 社掌同上

本社は延寶五年三月の創立にして關泉寺二世増實法印上京之砌り山城國愛宕山神社を奉遷して愛宕大權現と勸請す此より先本村火災に罹ること屢なりしを士民患て火災鎮護の爲め該神を奉齊せしより祝融の災に逢遇すること稀にして后彌人民信仰厚く明治維新に到りて川原村一村の鎮守神とはなれる(元白屋と云地に勸請せしか濫艦にて后今の地に奉遷し村社と定めらる)社域百九十二坪元民有地にして石川文右衛門大塚清助高倉兼治の三氏か献納して今の社地とは成りぬ本社は本村街道西側高燥の地に在りて石燈百二十六階躋り本社に到る後には山を負前には田浦渺々として連り松葉川の清流涼々として神威と共に鳴れり

同 村大字久野又鎮座

村社秋葉神社 祭神 阿遲突智命日本武尊 日羅大神 祭日陰曆八月十日 建物 本社間口二尺一寸 奥行一尺九寸

枋葺 拜殿間口三間 末社二社 氏子二十五戸 社掌池澤喜悅郎 住所全上

本社濫觴を尋ねるに往古本村屢火災に罹りし際遠州秋葉神社を信仰せしに其災害なく村民安堵せしより御分靈を奉遷し人民彌信仰厚く遂に一村の鎮守神と崇敬し弘化三年四月本社再建す明治五年村社に列せらる社域百十七坪高燥の地に鎮し樹木蒼蒼神寂ひて雅致あり

同 村大字大輪鎮座

村社溫泉神社 祭神 大己貴命 少彦名命 建物 本社間口四尺 奥行四尺五寸 末社二社 華表一基 氏子四十五戸 社掌小泉檀造 黒羽町大字前田住

本社創立詳ならずと雖も往時領主黒羽藩主の崇敬社にして年々御供米貳斗宛下賜せられ祭祀怠ならず社域八百四十四坪字大輪に在り

同 村大字西郷鎮座

村社富士神社 祭神木花開耶姬命別雷命思兼命大山祇命 建物 本社間口三尺 奥行二尺 拜殿間口一間半 末社十二社 氏子三十三戸 社掌

本社創立不詳社域七十二坪高燥の地にして字下田中脊土に在り

同 村大字川田鎮座

村社溫泉神社 祭神 大己貴命 少彦名命 祭日陰曆十一月十七日 建物 本社間口三尺二寸板葺 奥行四尺五寸

末社二社 木鳥居一基 石燈籠一基 氏子十九戸 社掌

本社は往古より一村の鎮守にして明治五年村社に列せらる社域三百八坪を有す

同 村大字大久保鎮座

村社加茂神社 祭神別雷命 祭日陰曆三月十三日 建物 本社間口一尺五寸板葺 奥行二尺五寸

雨覆間口三間 氏子二十三戸 社掌

本社創立年月詳ならず本村鎮護の爲め勸請せしものなりと社域二十坪を有す

同 村大字木佐美鎮座

村社星宮神社 祭神 磐裂命根裂命 經津主命 祭日陰曆九月二十九日 建物 本社間口四尺五寸板葺 奥行七尺五寸

末社二社 氏子十二戸 社掌

本社勸請詳ならず社域九十坪を有す

同 村大字両郷鎮座

無格社富士神社 祭神木花咲那姬命 建物 本社石宮 拜殿九尺 鳥居一基  
信徒五百人 社掌鮎澤卯源全村大字全  
七七番地住

本社年月詳ならずと雖も往古は伊王野城主豊後守の崇敬にして若干の社領を寄附ありと云云別當は重光院に社務を命せられしより代々奉仕せり后享保三年再築す社域四十三坪高峯圓山にして登ること七町余ありて眺望に富み遠くは駿河の富士山岩代盤梯山を望み西は日光の諸山及び信濃の淺間山の白煙をも望む東南は八溝の山脈蜿蜒として屹立す實に懷を壯にするに足る境なり

伊王野村

本村は伊王野、猿澤、大畑、梓、大和須、陸家、梁瀬、沼野井、稻澤及び東岩崎の舊十村を合せて一の自治區とせしものにて其幅員東西三里十二町南北一里四町あり伊王野は一宿をかし其間關街道の通するあり地勢東北南の三面は山岳重疊して平地少あく西方は三藏及び黒川の二流を以て限り少許の平地あり西南一隅那珂川經流し村民朴直にして農耕に勤勵し且養蠶業に従事する者多きを致し殖林又大に行はるゝを見るあり

古來の沿革に付ては往時は黒羽藩及び幕府領又は旗下の采地に分屬せしか維新

后共に栃木縣に屬し第三大區十小區に編入せられ次て各村戸長役場を分ち各其所屬を異にし後更に一戸長役場の所轄となり次て町村制實施せらるるに及び更に合して今の一村とはなりぬ

本村には村社十社古關境明神及び古城趾且つ舊跡の所在地にして有名の地にあり全戸數四百五十余戸人口三千三百十余人を有す

伊王野村大字伊王野鎮座

村社溫泉神社 祭神大己貴命少彦名命  
譽田別命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口一間  
一間 拜殿間口三間半 末社五社 石華表一基 石燈籠三基 氏子百三十戸  
總代 員 兼社掌  
郷社湯本溫泉神社 松本政武全所  
住

本社創立は仁治二年にして伊王野城主伊王野次郎左衛門尉資長の勸請にして本城鎮護として崇敬し殊に伊王野郷の總鎮守と定む廢城以後は只一村の鎮守神にして明治六年村社に列せらる社域一千九坪高燥の地にして大字中央に位し關街道より入ること五十余間馬場の兩側には古杉並列し石燈廿七階躰れは石の唐獅子左右に相對して其工妙宛然生るか如し境内には老杉古樹森々と繁茂し幽邃にして雅致あり殊に裏山の樹木紅葉せる時には風光尤も佳なり

同 村大字沼野井鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺二寸 拜殿間口三間 末社六社

氏子四十三戸 社掌益子生駒 全村全大字住

本社は大同二年三月の創立にして元は本社を距る三町西の方に鎮座せしを寛永元年九月廿九日今の地に  
移遷す奉仕は往古より益子氏にて代々奉務す社城百六十五坪高燥の地にして境内には老杉古檜等々と高  
く聳ひ神寂ひて幽致愛すへし

同 村大字稻澤鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口五尺 拜殿間口二間半 末社十一

社 氏子五十戸 社掌同上

本社創立不詳社城九百九坪高燥の地にして石礎十五階上り木の鳥居あり境内には古松小杉繁茂し中に老  
樅神威と共に高く聳ひ風致愛すへし

同 村大字梁瀬鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈神 建物 本社間口二尺一寸 氏子五戸 社掌

本社創立不詳社城五十三坪高丘に在りて境内には老松二株あり

同 村大字大畑鎮座

村社近津神社 祭神味耜高彥根命 建物 本社間口三尺 氏子十三戸 社掌

本社創立不詳社城四十七坪字大町に在り

同 村大字大和須鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口一尺四寸 氏子十五戸 社掌

本社創立は天正十三年二月十一日にして伊王野下野守藤原直辰の勸請なり后三十七年經て元和七年九月  
廿一日再建す社城四十五坪字榎町清酒の地に在り

同 村大字箕澤鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口五尺五寸 氏子四十四戸 社掌吉祥榮

全村全大字住

本社創立不詳社城六十九坪高燥の地にして字瀧の宮に在り

同 村大字東岩崎鎮座

村社十二社神社 祭神天太王命 建物 本社二尺三寸四方 氏子二十三戸 社掌

本社創立不詳社城百七坪を有せり



同 村大字陸家鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社四尺 氏子八戸 社掌

本社創立不詳社域五十二坪向山の清酒の地に在り

同 村大字大町鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈神 建物 本社九尺 氏子四戸

本社創立不詳社域十九坪高燥の地にあり

蘆野町

本町は蘆野、横岡、寄居、富岡の舊四村及び舊豊原村の内大平水鹽の両坪を合せ一の自治區をなせしも乃にて其幅員東西一里南北三里あり地勢四方山脈を以て包圍し北は磐城の國境に接し奈良川其中央を貫流し蘆野は一市街地をかす舊奥羽街道域内中央を貫通し加ふるに里道又開け交通の不便を感ずることあし人口三千五百余人を有し風俗敦厚にして勤勉の風あり

古來の沿革に付ては往時は蘆野氏の領邑又は黒羽藩の領地に分屬せられ維新后共に栃木縣に屬し第三大區十小區に編入せられ次て一戸長役場の支配となり次て町村制實施せらるゝや更に合して今日に至りしものありとす

本町の名所舊跡には蘆野の遊行柳兼戴の松あり神社には蘆野の健武山神社境の明神外三社ありて全戸數四百五十余戸を有せり

蘆野町字健武山鎮座

村社湯泉神社 祭神大己貴命 三穗津命 譽田別命 祭日陰九月二十九日 建物 本社

間口九尺 枋葺 拜殿二間 萱葺 寶庫間口六尺 萱葺 御供所間口四間 萱葺 末社二十四

社 一ノ鳥居石造高さ一丈六尺 二ノ鳥居木造 石燈籠九基 石の獅子二基 洗手磐二基

寶物 己家鹿角一八幡像 銅製にして那須與市戰時に冑中に頂き武運 あま狗坐像にして高さ

一尺餘石にして高さを祈りしものにして后本社に納めしもの 太刀一振長さ二尺五寸餘無銘にして 鐺矢

一本 那須與一 須藤權守の佩用せしもの 太刀一振長さ二尺五寸餘無銘にして 鐺矢

一本 那須與一 資親の奉納 馬面一個 元録中芦野 句獻集二卷 芦野資親の納むるもの也 氏子二百戸

社掌池澤金太郎 全町全大字 四九番地住

社傳に曰く本社は應神天皇の御宇(今を去る千六百年前)那須の國造奈良別命の勸請なり(奈良別命は芦野家の祖先にして其古城趾今尙字熊野堂の地に存在す故に往古地名を奈良郷と云ひ川を奈良川と稱せしは即ち命の御名に基き名づけたるものと云ふ)後仁明天皇承和年中初めて義輝社務を司りたること見ゆ

醍醐天皇延喜年中敕使を以て諸國神社を御檢めの際奈良別命の御裔芦野綿麿社司義純に調書を奉らしめ  
則ち那須郡三座健武山湯泉神社なりと傳ふ朱雀天皇天慶年中平將門反亂の時藤原秀郷社司義景に命して  
祈請の事あり而るに秀郷靈務中に神劍を得て大に悦ひ士卒を勵して下總に入り殊功を奏す其報賽として  
那須の總社號を給はらる爾來那須郡總社湯泉大明神と稱す天喜年中池頼義安倍頼時征討及康平年中源義  
家安倍貞任討伐の時何つとも本社に祈願して戦功ありしを以て凱旋の途次神恩拜謝の爲め武器を奉納せり  
後天治年中(今を去七百五十年)須藤權守貞信八溝山の兇賊岩武丸退治の時も本社に祈請して平定の功を  
奏したるにより宮殿を造修し健御名方命を合祀し社領若干を寄附せられ大祭典を執行し神輿出御あり今  
の鏡山湯泉神社は此の時の御旅所なり(現今村社格なり)其后元暦年中那須與市宗隆源義經に隨ひ西海に  
於て湯泉入婚の二神を心中に祈願して扇的名譽を博せり之に依りて社領及武器を寄附し譽田別命を合  
祀す降て興國中芦野綿麿の末裔蘆野四郎大夫那須宗隆五世の孫資忠の子資方を女婿となし其子孫世々  
大祭の執行怠りなかりしも應仁年中兵火の爲に社殿民舍焼失せしを以て大祭典を休止せり其の后享祿年  
中蘆野資敏社殿を造營し六十石の社領を寄附し舊來の大祭典を再興す後奈良天皇の御宇那須郡總社湯泉  
大明神の扁額(持明院殿直筆)を賜はらる後徳川の初世慶長年中蘆野民部少輔資壽改めて社領三十石を附  
し一層嚴肅に祭祀を執行せられ是より蘆野資俊資親資演資貞等數拾代を経て明治二年蘆野資愛所領を奉

還す共に社領も上知せらる明治六年五月宇都宮縣第五大區九小區の郷社に定めらる全十年八月村社に列  
せらる神職は往古より池澤家にて世々奉仕せり社域一千九百八十五坪丘陵にして東は芦野の市街を望み  
御殿山(舊芦野城址)に相對し境内には古杉老樹高く聳ひ櫻樹繁茂し花時には一簇の香雲老樹の深翠と相  
映し眺咽煩る佳なり

本社の風景を現さんため社堂池澤清弘ぬしの詠る登拜百首中より左に抄出す

神垣の花の盛りはみたらしの水さへ匂ふ心地こそすれ

ほこ杉に竹も交りて吹風のそともさらく夏なかりけり

火たきなく聲も聞えて健武山もゆるはかりに紅葉してけり

柳葉に降りかゝりたる白雪のきよきは神のみ心にして

み社の邊りにたてる杉の木の高きは神のみいつなりけり

同 町大字寄居鎮座

村社玉津嶋神社 祭神衣通姫命 祭日四月十三日 建物 本社間口九尺 枳茸 拜  
殿間口六間 萱茸 末社二社 石鳥居一基 石燈籠一基 氏子 石燈籠一基 安永七年三月  
奉納 殿奥行二間 奉納 同 一基 文化十二年四月下 同 一基 文政十三年三月仙 同 一  
三十郎 奉納 同 一基 万治二年十二月 推言隆治奉納 野佐野町絹屋述中 臺大町絹屋述中 同 一

基明治十一年八月會津 額一面 永錄二年八月 南部從五位河 五反籬二流 三反籬

若松根本治太郎奉納 二流 宇都宮嶋屋奉納 氏子 七十五戸 社掌 月江寛宥 全郡那須村大字寺 子一五八番地住

本社勸請創立詳ならずと雖も紀州和歌浦玉津島神社の御分靈を奉遷したるものにして天喜元年中大關矢五郎奉行三田喜惣兵衛益子文内の再建にして本社には石の瑞籬を回らし寶珠山聖觀寺を以て別當とし奉仕せしむ往古は玉津嶋大明神と稱し又境の明神とも云ふ社域一百四坪高燥の地にして野奥兩國の境界に在り海面より高きこと三里二十三町あり境内には老樅古杉鬱々として天に聳ひ殊に楓樹の古木ありて秋の空には錦織りなす紅葉を賞し又月を弄するに奇景なり古人の社頭に奉納せし歌多し今一二を録す佐竹藤原重道の歌に「守るてふ恵を今もしきしまの道あきらけき玉津嶋姫」「波ならぬ光りをそいて和歌の浦のさかい久しき神の宮居に」藤原義路歌に「守るてふ神のちかひをしきしまの道の光りの玉津嶋姫」又源義經の歌に「君か代のくもらぬかけをたよりにてひかりさしそふ玉津嶋姫」云々

同 町大字横岡鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 祭日九月九日 建物 本社間口二間 枹葺 拜殿間口

奥行 枹葺 石鳥居一基 末社八社 石燈籠一基 氏子五十七戸 社掌池澤七五三

全村全大字 四七番地住

本社創立は永正十一年八月二日にして烏山城主石田次郎高清奥州下向之時池澤長太夫に命し芦野總社健武山の分靈を遷し武運を祈願せし社にして社領三石を賜り池澤家世襲して社務を掌らしむ社域一百四十八坪平坦の地にして古杉翁蔚にして天に聳ひ幽邃にして雅致あり

那 須 村

本村は寺子、高久、豊原、大嶋、漆塚及び湯本の舊六村を合せしものにて其幅員東西四里南北五里に亘る大村なり地勢西北は那須嶽乃連脈重疊し自ら高峻にして攀登すへからず黒川及び余笹川は高久漆塚寺子豊原を流れ西方一帶那珂川に瀕し一望原野にして所謂那須野原の一部をかせり村民の風俗概して質朴温良にして農耕を業とす湯本は商家櫛比し商業に従事し頗る勉強の風あり

本村往來交通に至ては日本鐵道東北線は黒磯より來り村の西南隅を貫通し豊原を経て白川に達す國道は高久漆塚寺子豊原を連ね其他里道開通して頗る便あり古來沿革を尋ねるに往時は寺子高久湯本及び豊原は黒羽藩の領邑に属し其他は幕府及び旗下の采地たりしか維新に際し廢藩置縣の令出るや宇都宮縣の所轄とあり次て枹木縣に属し第三大区十小區とあり次て三戸長役場の支配に歸し次て

町村制實施に當り更に之を合せて一の自治体とあし以て今日に至りしものとす  
本村大字湯本には名勝舊跡多く殊に延喜式内郷社あり其他大字に村社及び有名  
の無格社二社ありて戸數九百四十餘戸人口七千六百十余人を有せり  
爰に附記すへきは那須温泉なり那須嶽の四周にありて其温泉場を第一湯本とす  
次は高雄股、辨天、北之湯、大丸、三斗小屋、板室の七所とす故に那須七湯の名あ  
り那須嶽は五峯並列して茶臼嶽最も高く火山にして常に硫烟を吐く之に列ある  
高峯を男鹿佐飛箒根鹽原高原の五山とし連峯皆南向にして高原の北を圍み西に  
亘りて二荒山に接す温泉は實に此山中の凹處より湧出し近きを湯本とし其最も  
高きを三斗小屋とす順路は黒磯にて線路を下り北に進みて那珂川の架橋を渡り  
高久より左折し松子田代を経て廣谷地に至る此より足指漸く仰き深林溪谷の間  
を過き湯本に達す黒磯より湯本まで陸里四里九町あり能く車を通す

湯本の地勢東北に那須岳を遠らし山嶽溪谷を望めは喬木陰林幽雅にして愛すへ  
し西南は遠く開けて眺望稍快濶にして風韻に富み而して湯口は那須岳の山麓湯  
川の東岸より湧出するものを採り之を浴槽に導く其泉質は酸性泉にして硫黄の  
臭を帯ひ強酸性鐵味を有し胎毒瘡毒癩麻質私脚氣痲病疥癬其他慢性皮膚病等に  
効あり而して湯本は戸數三十余戸にして温泉宿は小松屋和泉屋外拾軒あり皆枋  
葺の日本造の家屋なり就中和泉屋は地方の舊家にして狩野三郎行廣の末裔あり  
と傳ふ行廣は舒明天皇の御宇神教により白鹿を獲て温泉を發見せし功績あるを  
以て同帝の八年狩野行廣の靈を祀りて見立大明神と崇敬し其子孫を以て該社に  
奉仕せしめ后ち人見三郎と改め代々其名を通稱せり今尙該社に奉務せしめ専ら  
温泉等に拮据勉せり此より十二町にして高雄股温泉あり又湯本より途を北に  
取り進むこと三十町にして辨天の温泉あり此地は峨々たる岩層を以て三方を繞  
らし其側に神靈を祀れる岩窟あり辨天の名此より起れりと云ふ辨天より東十八  
町にして北温泉に到る此地は四方山岳圍繞して楯盆の底の如く日光は一日六時  
間映射するのみにして晝尙暗く湯本に比すれば稍清冷を覺ゆ此より西に向ひ嶮  
道を攀ちて行くこと十五町にして大丸温泉に到る此地にも二三の温泉ありて泉  
源岩石間より湧出し其の温度は華氏の百度より百五十度に至り頗る熱しと云ふ  
此より又新道を辿り喘々と登ること一里三十町にして三斗小屋に達す其道路は

茶臼嶽の北面中腹をよきるを以て仰きては噴火の轟々として上るを見るへく俯して急流の鎗轡たるを臨むへく道又頗る峻かりと雖とも徒歩して疲るゝを覺へず而して三斗小屋には温泉宿四家あり此の温泉も亦多量の硫酸を含み温度は華氏の百二十度内外にして其功能は湯本に稍同し三斗小屋より茶臼山の西南を迂回し四里半にして板室温泉に出つ板室は今高林村に屬し西北東の三方は那須嶽の餘脈聳然として屏立し南方稍や開けて遠く那須野の原を望む戸數十余戸皆温泉の湯口の傍に在り夏日は浴客多しと雖とも冬は絶ち皆戸を鎖して郷里に歸るを常とす茲より三里余にして湯本に歸る又南に向へ那珂川を渡り油井岩崎小結を過ぎて黒磯に出る道路あり是れを那須の七湯回りといふ

### 那須村大字湯本鎮座

延喜式内

郷社温泉神社 祭神大己貴命 祭日陰九月二十九日 建物 本社二間 枋葺 拜殿間五間 枋葺 幣殿間口八尺 枋葺 末社七社 石鳥居一基 石燈籠四基 寶物 万字大鹿角一舒明天皇御世狩野三郎行廣奉納 九岐大鹿角一建久四年四月二日右大將源頼朝奉納 鐺矢一本年月不詳那須與一宗隆西海の戦陣に所帶のもの同

人奉 暮目矢一本前 征矢五本前 檜扇一握前 那須八景詩卷一卷明の心越師所作并書元禄六年水戸黄門光國奉納 同入箱一個元禄十一年五月十九日黒羽侯大關大助増恒奉納 筥一口延寶八年九月廿九日大關信濃守増榮奉納 矢筥一個前 朱塗膳一脚延寶四年九月廿九日大關信濃守増榮奉納 小形三方赤黒二臺前 黒塗膳六脚前 黒塗小膳四十脚前 三十六歌仙額三十六面寛正十年那須修理大夫資時奉納 教育勅語一枚明治三十年七月九日陸軍少將大沼渡奉納 臺灣産鹿角一前 氏子三十五戸總代管内源太郎大金善助高根澤嘉平佐藤房之助 社司松本政武全郡伊王野村住 社掌星野輝田全郡田住人見環全村大字全十三番地住 金田村大字羽

本社創立は人皇三十五代舒明天皇の御宇那須郡司狩野三郎行廣にして文治年中那須與一宗隆の再建に掛り后慶長十一年九月領主那須氏の再築する所にして那須家代々崇敬せしも岡除せられ後の領主黒羽藩主大關侯も崇敬し社領二十石寄附せらる明治維新廢藩置縣に際し第三大區十小區の郷社に列せられ本社之神位は三代實錄に曰く貞觀五年十月七日丙寅授下野國從五位下勳五等温泉神從四位下同十一年二月廿八日丙辰授下野國從四位下勳五等温泉神從四位上云々後貞享三年六月十九日正一位に進めらる社傳に曰く人皇三十五代舒明天皇の御世郡司狩野三郎行廣と云者あり本郡若荷澤村に住す一日狩し白鹿の大きな如きを見て之を射る鹿傷を被り遁て深山に入りしかは三郎追跡して雪不盡山の麓なる霧雨夕谷に至れば雲霧朦朧として踪跡を知る能はず忙然として岸上を望めば白髮の老翁あり告て曰我は温泉神なり汝の索

ひる所の鹿は彼谷間の温泉に浴し居れり其温泉は萬病を治して甚效あり鹿の此に浴するも亦其傷疵を癒さんとするなり汝宜しく之を開始して萬民の病苦を濟ふへしと言訖て見ひす三郎之を奇とし谷間を索むれば果して其言の如し遂に鹿を獲て販り尋て温泉を創開し祠宇を其地に建立して温泉神を禮り歲時の祭禮怠りなく崇敬の誠を致せり其後人皇八十二代後鳥羽天皇の御世文治中那須與一宗隆源義經の平氏追討の軍に従ひ扇的を西海に射るに當り心中に那須温泉神を祈念して名譽を天下に得たる報賽として本殿は勿論拜殿神樂殿神供所玉垣廻廊華表等に至るまで悉皆新建し若干の社領を寄附して厚く崇敬せられたり那須氏國除せられて後は大關氏の崇敬社にして社領を寄附し毎年祭日には代拜を立られし社なり(社記のまこと)

社域五百六十一坪(舊境内一万八千六十坪境内編入願中)那須嶽の南麓字上の山に鎮し西北東の三方は那須嶽の餘脈聳然として屏立し南方稍や開けて遠く那須野の原野を望む馬場二百餘間(明治三十四年氏子一同の献力により一直線に開修す)石磴四十七階躋りて社前に到る本社周囲には古松老樹鬱蒼として生茂り神寂ひて雅致あり

#### 那須山湯泉八景并序

夫豊葦原東山道野州那須山有温泉能調疾厄明目故四方士人競來洗濯無不効驗是知名久蓋山列五峯巍峨

高聳則雲霧晦冥隱顯莫測第溯流如練其聲若雷轟不分朝夕驚悸人耳記者明神祠宇建立密宗精藍寶斯山之勝概乃那須之雄觀恍疑登泰山而東魯詎非虛語者也越於是歲閏秋幸得一遊目焉及覽人見卜幽軒之誌記所餘名蹟備歷詳悉若猶若視諸掌乎然而未記者亦不多繁引并綴八景識之云爾

歲癸酉閏秋下泚

明坐湖越杜多撰註

坐或は雲ならん歟

#### 題溫泉八景

茶禮嶽峙 遠視蒼翠目心清近聽松風似有聲莫問龍團與鳳餅破魔除睡又消醒  
六橋浴槽 六橋砌就六般槽冷暖隨人不憚勞獨臨昔聞三味水東西確隔並名高  
白河晴靄 玉川如雪復如銀暮靄朝暾那記春一日往還充雜務塔安物阜喜良循  
八溝凌雲 魏哉竊立勢掌天開闢往來獨占先曾謂衆星皆拱北也應萬嶺仰華嶺  
那須野原 千頃平原草木叢四圍山色與何窮紅塵紫陌堪分辨鳥道半腸徑亦通  
殺生石果 瓦礫河沙具佛性豈勝此石殺生哉已經解脫無明燈飛走優遊任去來  
關山曉日 旭日初臨曙景妍憑空苑是染雲煙白華大士常應現別有洛伽小洞天  
溫泉明神 靈時鹿沐斯湯故爾明神姓字揚巨奈頓遭獵人手今存兩角廟中藏

同 村大字漆塚鎮座

村社温泉神社 祭神大已貴命 建物 本社間口二尺五寸 末社一社 華表一基 氏子二十一戸 社掌薄井浪江全村全 總代三員 大字住

本社創立年月遼遠にして詳ならず社域一百七坪を有し平坦の地に在り奉仕は往古より持寶院にて別當たりしか王政一新に際し復飾し薄井と改め本社に勤績せり境内には老樹蒼蔚として高く聳ひ幽致愛すへし

同 村大字高久鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈命 建物 本社間口二尺 木鳥居一基 氏子二十四戸 總代一員 社掌清水清丸全村全 大字住

本社創立遼遠にして詳かならず社域一千六百九十二坪高燥の地にありて石磴二十階上り華表あり四十間登れば石の燈籠左右に並立し古杉老松高く聳ひ風色佳にして眺望に富むるの境なり

同 村大字豊原鎮座

村社温泉神社 祭神大已貴命 祭日九月十九日 建物 本社間口三尺 枋葺 拜殿間口三間 萱葺 末社三社 石鳥居一基 石燈籠二基 氏子二百十戸 總代一員 社掌平山忠助全村大字全 八〇番地住

本社創立年月詳ならず再建は享和七年にして往古より一村の鎮守神なりしか明治五年村社に列せらる社

城九十五坪境内には老杉蔚々として聳ひ本社には石の瑞籬を回らし壯麗にして清酒たる幽地なり

同 村大字大嶋鎮座

村社温泉神社 祭神大已貴命 建物 本社間口三尺五寸 板葺 拜殿間口二間 萱葺 石鳥居一基 石燈籠四基 氏子廿三戸 總代一員 社掌高根澤東全村大字高久 三五六番地住

本社創立は元文元年十一月にして本村の鎮守神たり明治五年村社に列せらる社域二百廿八坪高燥の地に

して古杉森々として蒼蔚し本社は坤方に向ひ馬場の長さ三十余間兩側には老杉互に枝を交へて壘尙暗く幽靜にして郡内稀にある所の境地なり社實には氏子杉江昌庵の奉納せる金巻繪青貝摺の乗鞍及び鏡を藏す

同 村大字寺子鎮座

村社温泉神社 祭神大已貴命 建物 本社間口一尺八寸 末社一社 氏子三十一戸 總代一員 社掌

本社創建詳かならず社域百五十坪字高野内に在り

同 村大字湯本鎮座

無格社那須嶽神社 祭神大已貴命 信徒一万人 社掌松本政武人見環各住所 星野輝由前全

本社は延喜式内郡社温泉神社の奥宮にして那須嶽の頂上靈巖に鎮し本社の左傍岩間より熱湯湧出し右側より清泉流出し其水清澄す毎年陰曆四月八日より八月一日まで古例として登拜の神事を執行し白衣を纏へたる講中の信徒履至して頗る雑沓を極むと云ふ

同 村大字湯本鎮座

無格社見立神社 祭神天兒屋根命大己貴命 祭日陰曆九月廿九日 建物 本

社間口三尺六寸 板葺 幣殿間口一間半 杉皮葺 拜殿間口二間 杉皮葺 木鳥居一基  
奥行四尺 奥行一間一尺

信徒三十五人 社掌  
總代員

本社創立は人皇三十五代舒明天皇の御宇那須郡司狩野三郎行廣の勸請する所にして慶應元年六月廿七日正一位を授けらる明治三年時の祠官人見播磨正自ら工費を寄附し以て本社拜殿を再築す社傳に曰く舒明天皇の御世郡司狩野三郎行廣神教に由り白鹿を獲て温泉を發見せしを以て大貴己命及び祖先天兒屋根命を祀りて氏神とす同帝八年狩野行廣卒するに及んで后其靈を合祀し見立神社と崇敬し行廣の後裔人見氏を以て代々社務を掌らしむ社域九十八坪高燥の地にして郷社温泉神社の東南にあり東霧雨ヶ谷に臨み溪水潺々として脚下に響き松籟颯々として俗塵を去るの一樂域なり

鍋掛村

本村は舊鍋掛村越堀村野間村寺子村乃内黒川蛇澤、石田、板本郷、赤沼、熊久保、望田、新谷の八坪を合せて一の自治區とあせしものにて其幅員東西一里南北一里十八町あり地勢西南東の三隅は平野廣漠相亘り東北隅は丘陵起伏し土地高燥にして那珂川は中央を貫流し水利の便あり又舊奥羽街道は各部落を貫き以て往來に便なり村民農耕又は商業に従事し勤勉の風あり古來の沿革に付ては往時は黒羽及幕府の所轄に属せしか維新后更に栃木縣に属し越堀寺子を除くの外第三大區九小區に編入せられ次て寺子を除き一戸長役場の支配に歸し次て町村制實施に當り更に合して現時の一村とあすに至りしものとす

本村には村社五社及ひ戸數三百余戸人口二千百四十人許を有せり

鍋掛村大字鍋掛鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈神 建物 本社間口三尺 氏子百十戸 社掌  
奥行四尺 總代員

本社勸請不詳字上の靈にありて社域千二百六坪を有せり

同 村大字鍋掛上山鎮座



村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口一尺五寸 鳥居一基 氏子百 總代 員 社掌

本社創立不詳社域三百十六坪清酒の地に在り

同 村大字越堀鎮座

村社加茂神社 祭神別雷命 建物 本社間口九尺 氏子五十六 總代 員 社掌

本社は正徳三年二月十三日の勅請なり社域三百九坪字東町にあり

同 村大字越堀鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口一尺七寸 氏子八 總代 員 社掌

本社創立は貞觀元年三月にして本村の鎮守神なり社域四十七坪字杉渡戸に在り

同 村大字野間鎮座

村社湯泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口一尺五寸 拜殿間口二間半 氏子十九 總代 員

社掌星野輝由 金田村大字羽田住

本社創建年月不詳社域六十二坪字稻荷前に在り

金田村

本村は中田原、野嶋、荒井、戸野内、今泉、岡、市野澤、小瀧、練貫、奥澤、上奥澤、南金丸、北金丸、乙連澤、富池、羽田、倉骨、鹿畑、北大和久及ひ赤瀬の舊二十村を合せて一の自治區となせしものにて其幅員東西一里十八町南北二里十八町あり地勢平坦にして蛇尾川西方を流れ他の三面は原野茫茫として相亘り舊國道は東西に通して中央を貫けり又假定縣道北隅に開通して交通に頗る便あり村民多くは農耕を業とし市野澤練貫地方は風俗活潑の傾きあるも他は朴直の風あり古來の沿革に付ては往時は各村太田原或は黒羽又は幕府の領邑に屬し維新后栃木縣に屬し第三大區七小區同九小區に編入せられ後三戸長役場に分屬せられ次て町村制實施に當り各村を合せて今日に及ひしものとす本村には郷社二社及ひ村社十八社ありて戸數八百三十余戸人口五千九百余人を有し其他大字羽田には有名の無格社二社あり

金田村大字南金丸鎮座

郷社那須神社 祭神譽田別命 祭日陰曆二月十五日 建物 本社間口三間 拜殿間口

半奥行 神樂殿間口三間 社用場間口三間 神門間口三間五尺 末社高良神社外數社有

り 一鳥居木 二華表青銅 石燈籠四基 洗手水磐一個 社務所間口七間 寶物  
造 弓一張久壽二年三浦介義澄奉納 矢ノ根全年上全氏奉納 太刀一振文治三年那須與市奉納 太刀一振白川關入道義親奉納 鯛口文和四年那須忠行奉納 鯛口一口天正五年大關安破奉納 鶴骨寛永十七年本社修理の時箱棟より發見せしもの今に朽壞せず 八幡宮宇佐記  
 十五卷 愚童訓二卷 愚童記二卷 四魔制伏箭四本 御像繪一幅以上延寶九年八月中大關増榮奉納  
大關因幡守増義奉納 靈竹一竿より二股に分れたるもの 氏子百九十戸總代藤田勇馬磯助右衛門室井祐之丞松本幸之助 社掌津田政信本村大字全住  
 本社祀を按ずるに人皇十七代仁德天皇御宇下野國造奈良別王國家鎮護として本地清淨の地を撰ひ金瓊を埋め宮を建て天照皇大神日本武尊春日大明神を祀りしか濫觴にして當時此の地を野澤と云へしを金丸と改稱せしと後延暦年中征夷大將軍坂上田村麿奥夷征討の時此地の森々として奇樹あるを視て望めは古塚に小祠あり此に應神天皇を勸請して金丸八幡宮と稱し戰勝を祈る後冷泉天皇の御宇天喜五年源頼義源義家奥州征伐の時粟野驛に宿陣しけるに西の杜に白鳩の飛交ふを見近習をして視さしめしに八幡宮の祠ありと告く義家大に喜以身親ら戰勝を祈り勝利を得は宮殿を建立し此里を神領に寄附せんとを誓ひて奥州に下向し速に賊を平き歸陣のとき首藤權守資家に仰せて宮殿を建立し馬場を奥州街路まで貫き以て兩側には松杉檜等を植並へ神領五十石を寄附せらるる后ち堀河院の御宇寛治二年出羽の賊清原武衡家術等亂をなす源義家に命して追討せしむ義家下向の時本社に詣りて立願ありしか凱陣の時再び首藤資家に仰て神

門及び地主大神の本社を修理せしむ久壽二年三浦上總介義澄命を奉して那須野惡狐を退治せし時も本社に祈願し容易く射止ることを得たりとて其弓を奉納せり元暦元年那須與市宗隆四國の八嶋にて扇的を射る時本社に祈誓して名譽を揚しかは文治三年土佐杉を以て本社を再築し太刀一腰的扇を射し弓をも納め神領として本郡乙連澤村を寄附し那須家世々の鎮守神となし大華表を建立し總社八幡宮と金色の字を彫刻し扁額を捧げ社領を寄附し重寶の太刀をも奉納し月々幣帛を献し四時の神樂を奏し神意を慰め奉りける後寛永十七年黒羽の城主大關信濃守増榮本社を改築し金丸村檜木澤村の地内に於て社領五十石を寄附し累代崇敬せしむ明治六年那須神社と改稱し南金丸村外十三村の郷社に列せられ全十二年南金丸北金丸村の郷社となる神職は建久年中小泉忠治那須宗隆の命により社務を司りしより小泉忠友に至るまで三代本社宮司の職に補し世々從五位下に叙られ世襲するも明治三年忠友職を罷め三田稱平祠官となり幾もなく職を辭す津田政信祠掌となりしより今に奉仕す社域六千五百九十四坪平坦の地にして境内には古杉老樹蒼蔚として枝を交へ馬場の長さ百八十間あり社前に清流ありて之に神橋を架し此の流れを御水洗とはなれり慈鎮和尚の歌に東路の野澤と云へしは此の處なりと云ふ「東路のかすみけふはかりあやめの名をまかりけるかな」社寶は前に顯せし三浦介か奉納せし弓を始め古太刀古書一々枚舉に追わらず好古の士は社務所に請ふて一見せは頗る美術工藝の参考に資するものあらんや

同 村大字中田原字社地郭鎮座

郷社大田原神社 祭神大已貴命 少彥名命 建物 本社間口二間一尺 拜殿間口三間半 樓門一

棟 華表一基 氏子七百二戸 社司山本靜衛大田原町住

本社は往時大田原藩主崇敬の神社にして明治維新の際郷社に列せらる然れとも正徳年中祝融の災に罹り由緒書及び古書類灰燼に歸したれば惜むらくは沿革詳ならず今社宇の現存するもの本社拜殿樓門等にして神職は印南家にて世々奉仕し社殿の結構輪奐たりしか今や大に破壊に傾き只葱々として榮ゆるものは楓樹のみ社域三千二百七十五坪大田原町を距る五町余にして土地高燥雜樹翁蔚にして頗る深遼の趣きあり

同 村大字羽田西之内鎮座

村社朝日社 温泉神社 祭神大已貴命 少彥名命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口四尺 枋葺 雨覆

二間 杉皮葺 拜殿間口二間半 杉皮葺 末社十一社 碑三基 木鳥居一基 石燈籠七

基 木燈籠二基 石獅子二基 手洗磬一個 寶物 劍一振 古鏡一面 湯泉大

明神扁額一面 神祇管領長上從三位侍從 下部長公實曆三年奉納 温泉大明神扁額一面 從五位下大關伊豫守丹治增儀公奉納 同扁額

一面 陸軍少將正四位大沼渡 氏明治廿九年九月奉納 朝日社檀山人川泉斐湯泉 寶曆三年羽田貞計奉納 氏子五十戸 社掌

星野輝由 全村大字全四十番地住

本社創立年月詳ならずと雖とも往昔は羽田遠江守の崇敬にして后木須越前守及び黒羽藩主淨法寺彌六郎崇敬あり殊に領主より高九斗四升八合の除地を附せらる延寶七年十月本社再建す拜殿は明治三十二年九月再築し衆庶尊崇の社にて神號扁額の外に數多の奉額あり就中黒羽藩主小山田榮樹翁の長歌及び六ヶ仙和歌の三神猛古軍艦襲來せし時伊勢の神風の圖書等一層目立ち覺へす感に堪へざらしむ社域百六十八坪高燥の地にして古杉老樅翁蔚にして幽致愛すべし

同 村大字乙連澤鎮座

村社音ヶ峯神社 祭神譽田別命 神速素盞鳴命 火別 雷命 祭日陰曆九月十五日 建物 本社

六尺 枋葺 雨覆一丈枋葺 拜殿間口二間 枋葺 華表一基 石燈籠六基 硝子燈籠

二基 水手磬一基 移轉記念碑一基 石階二ヶ所 末社七社 寶物 額一面 明治

卅五年十二月陸軍中將從三位野木公眞筆 鈴一個 氏子十七戸 社掌星野輝由 全村大字羽田四十番地住

社傳に曰く本社創立年月詳にせずと雖も地方の古社にて壯麗なりしか嘉永三年馬徒火を失し爲めに本社悉く灰燼に歸す故に時の名主役年寄頭白井平右衛門卒先して造營に着手し全年八月卅日工事全く竣功せしを以て九月五日遷宮式を行ふと云ふ而るに本社境内地は素より沮且不便なるにより區長白井平三郎氏

總代白井安吉小松竹三郎全金治郎坂内金治郎等か首唱者となり氏子村民に齊議り地を西山に卜し明治卅五年移轉合祀を縣廳に出願し全年八月廿九日官裁を得て十月六日村社八幡宮及び無格社八坂雷神兩社を移轉合併し音夕峯神社と稱へ奉る全三十六年一月十日を以て遷宮の正式を舉行す社域四百五十坪境内には小杉馬場の兩側には櫻樹を植へ花時には一簇の香雲杉樹の深翠と相映し眺望頗る佳なり

同 村大字野嶋鎮座

村社神明宮 祭神大日靈貴命 建物 本社間口二尺 奥行三尺 氏子十七戸 總代員 社掌

本社創立不詳社域百五十五坪字水口屋敷通に在り

同 村大字小瀧鎮座

村社小瀧神社 祭神大日貴命 建物 本社間口四尺二寸 奥行五尺五寸 末社四社 氏子六十四戸 總代員 社掌

本社創立不詳寶曆十一年五月十一日祝融の災に罹りたるにより直に再建す社域四百十七坪字田中に在り

同 村大字今泉鎮座

村社温泉神社 祭神大日貴命 建物 本社間口三尺 奥行四尺 拜殿九尺 末社二社 氏子十八戸 總代員 社掌

本社は元錄十一年九月の創立なり社域百六十八坪字中町に在り

同 村大字市野澤鎮座

村社温泉神社 祭神大日貴命 建物 本社間口四尺 奥行八尺 拜殿間口三間半 末社二社 氏子七十六戸 總代員 社掌

本社創立詳ならず社域二百七十六坪字西郷内に在り

同 村大字戸野内鎮座

村社温泉神社 祭神大日貴命 建物 本社間口四尺五寸 奥行三尺五寸 拜殿間口三間 奥行二間 氏子二十六戸 總代員 社掌

本社創立は天文十一年九月にして領主丹治氏故ありて本社を再建す爾后大田原藩にて代々修理せり社域五百六十二坪字宮の前に在りて社殿壯觀なり

同 村大字奥澤鎮座

村社温泉神社 祭神大日貴命 天津瓊々杵命 建物 本社間口四尺三寸 奥行四尺五寸 拜殿間口一間半 氏子四十九戸 總代員 社掌

本社創立不詳往時より兩村の鎮守神たり社域五百六十二坪を有せり

同 村大字乙連澤鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉諾命 伊弉册命 建物 本社間口一尺一寸 拜殿間口五尺 氏子十五戸 總代 員 社掌

本社勸請年月不詳社域百二十二坪宇前山に在り

同 村大字練貫鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社六尺 拜殿間口二間四尺 氏子三十四戸 總代 員 社掌

本社創立不詳社域二百三十三坪宇瀨川に在り

同 村大字荒井鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 伊弉册命 建物 本社間口四尺 氏子二十二戸 總代 員 社掌

本社創立遼遠にして詳ならずと雖も往古より文安年間まで地頭世々の新屋所にして社域百二十七坪宇温泉前にあり

同 村大字荒井字中梓鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 伊弉册命 建物 本社間口三尺 末社二社 氏子三十戸 總代 員 社掌

本社は文永元年九月の創立にして三森三郎重純の勸請なり社域九十坪を有す

同 村大字赤瀬鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉諾命 伊弉册命 建物 本社間口四尺二寸 拜殿間口三間 氏子三戸 總代 員 社掌

本社創立は寛文六年九月十八日にして社域百坪を有せり

同 村大字北大和久鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 伊弉册命 建物 本社三尺 拜殿間口一間半 末社一社 氏子十六戸 總代 員 社掌

創立は延徳元年にして湯本温泉神社の分祀なり社域二百十六坪平坦の地に在り

同 村大字倉骨字久保畑鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 伊弉册命 祭日十月二十九日 建物 本社五尺杉皮葺 拜殿間口二間 萱葺 末社五社 鳥居一基 寶物 鏡一面 氏子四十六戸 總代 員 社掌齊藤最住所 本社創立不詳社域四百六十五坪境内には杉檜翁蔚として佳趣幽邃なり

同 村大字羽田館の越鎮座

無格社八龍神社 祭神級長戸邊命 祭日陰曆三月二十八日 建物 本社間口二尺 雨

覆六尺枋葺 拜殿間口三間半 萱葺 神樂殿間口四間半 萱葺 末社一社 木鳥居一基 信

徒五十五戸總代小泉幸之助 兼社掌星野輝由住所

本社勸諭年月不詳寛延二年九月本社再建す拜殿は明治參拾年三月神樂殿は明治十四年中の再建なり社域百六十四坪高丘の地にして古松老杉森然として繁茂し毎年祭典には大々神樂等あり兼庶の詣する社なり

同 村大字羽田藤形輪鎮座

無格社温泉神社 祭神大己貴命 祭日九月十九日 建物 本社間口二尺 拜殿九尺

枋葺 末社三社 木鳥居一基 石燈籠二基 氏子五戸 兼社掌同上

本社創建年月未詳拜殿は明治十三年八月中の再建なり殊に本社は領主の崇敬ありて祭田九畝十五歩を寄附せらると云ふ社域六十六坪丘陵にあり境内には古松老杉蒼蒼にして風景佳なり

東那須野村

本村は東小屋、大原間、三本木、沼野田和、木曹畑中、嶋方、上下中野、笹沼、北和田、波立、中内、無栗屋、上郷屋、鹿野崎、鹽野崎、唐杉、北彌六、前彌六、沓掛、上下厚崎、上大塚新田、山中新田、黒磯、鳥野目、小結の舊二十七村及び豊浦農場共墾社佐野

開墾埼玉開墾渡邊開墾天蠶場の一農場の五開墾地を合せて一の新自治村を合せしものにて其幅員東西四里十八町南北三里ありて狹長なる一大村たり地勢頗る平坦にして原野相連り所謂那須原野の大部分にして蛇尾川は其西南を流れ那珂川は東端を貫流せり其開墾地は元來茫漠たる平野ありしも今は移住者増加し所々に部落をかせり村民概ね農耕を專業とし頗る勤勉の風あり

古來の沿革に付ては往時は太田原藩領に或は幕府領に屬し維新后栃木縣に屬し第三大區九小區に編入せられ更に二戸長役場に分轄せられ次て町村制實施に當り之を合せて今日に至りしものとす

本村には村社二十八社及び有名の無格社黒磯神社ありて戸數八百四十余戸人口五千四百余人を有せり

東那須野村大字大原間鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口六間 雨覆間口二間半 木鳥居

一基 末社五社 氏子二十二戸 社掌杉本達全村全

本社創建年月不詳社域六百坪平坦の地にして國道より入ること東一町余境内には石燈籠左右に並列し古

杉翁蔚にして繁茂し神寂ひて雅致あり

同 村大字黒磯鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺一寸 華表一基 末社三社

氏子二十四戸 社掌 總代員

本社創立は遼遠にして詳ならず往古より一村の鎮守神にして維新の際村社に定めらる社域百三十四坪字白崖に在り

同 村大字小結鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺四寸 末社二社 木鳥居一基

氏子五戸 社掌 總代員

本社創立年月詳ならず境内平坦にして百五十二坪を有す

同 村大字鳥野目鎮座

村社湯泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口一尺七寸 末社一社 氏子十戸 總代員

社掌

本社社域二百二十一坪平坦の地にして古杉班々として天に聳ひ神威と共に高し

同 村大字波立鎮座

大字波立村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺五寸 氏子二十八戸 社掌 總代員

大字中内村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺 氏子二十八戸 社掌 總代員

同 村大字沼野田和鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺八寸 拜殿間口三間 氏子十八戸 總代員

社掌

本社創立不詳社域六百八十一坪字沼端の清地に在り

同 村大字前彌六鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口四尺二寸 末社一社 氏子十二戸 總代員

社掌

本社創立不詳社域四十二坪字堀の内に在り

同 村大字沓掛鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社一間 拜殿間口一間四尺 氏子三十一戸 總代員

社掌 杉本達住所 前全

本社創立不詳社域九十坪字西側通に在り

同 村大字山中新田鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 本社間口二尺 奥行二尺五寸 氏子<sup>四</sup>總代一員 社掌同上  
本社創建不詳社域一百三坪字東曾根に在り

同 村大字東小屋鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺 奥行三尺 氏子<sup>十七</sup>總代一員 社掌杉本達住所  
全前

本社創立不詳社域二百六十二坪字砂場に在り

同 村大字笹沼鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺五寸 奥行一尺九寸 氏子<sup>十五</sup>總代一員 社掌  
本社創立年月不詳社域七十五坪字新田に在り

同 村大字小沼下鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺五寸 奥行一尺九寸 氏子<sup>十五</sup>總代一員 社掌  
本社創立不詳社域三百七十一坪平坦の地にあり

同 村大字三本木鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社二尺 拜殿間口二間 末社二社 氏子<sup>二十</sup>總代一員 社掌杉本達住所  
本社勸請年月不詳社域五百十四坪字三本木森の森々たる地にあり

同 村大字北和田鎮座

村社愛宕神社 祭神火産靈神 建物 本社間口一尺七寸 奥行一尺六寸 氏子<sup>二十五</sup>總代一員 社掌  
本社は享和十一年五月十日の創立にして社域百二十三坪を有せり

同 村大字木曾畑中鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺四寸 奥行三尺四寸 末社一社 氏子<sup>十三</sup>總代一員 社掌

本社創立不詳社域三百五十坪にして沼堀添に在り

同 村大字北彌六鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口二尺二寸 奥行三尺五寸 拜殿九尺 四方 氏子<sup>十八</sup>總代一員 社掌



本社創立は永正二年九月にして社域百坪を有せり

同 村大字鹽野崎鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口一尺五寸 氏子十戸 社掌  
少彦名命 奥行二尺八寸 總代員

本社は天明元年九月十九日の創立にして社域四百四十四坪字甲水西に在り

同 村大字下厚崎鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社二尺 拜殿間口二間 氏子七戸  
社掌 奥行一間半 總代員

本社創立不詳社域四百七十二坪を有せり

同 村大字下中野鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺 拜殿間口三間 氏子總十九戸  
社掌 少彦名命 奥行四尺八寸 總代員

本社創立不詳社域百八十二坪字東原に在り

同 村大字嶋方鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺三寸 氏子十二戸 社掌杉本達  
社掌 少彦名命 奥行五尺 總代員

住所 前全

本社創立不詳社域八十八坪を有せり

同 村大字無栗屋鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口四尺 氏子十三戸 社掌同上  
社掌 奥行二尺六寸 總代員

本社は元和二年九月十七日の勸請にして一村の鎮守神なり社域百二坪を有せり

同 村大字鹿野崎鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺一寸 氏子四戸 社掌  
社掌 少彦名命 奥行三尺二寸 總代員

本社創立は享和四年九月九日にして社域百六十五坪を有せり

同 村大字上大塚新田鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺五寸 氏子四戸 社掌  
社掌 少彦名命 奥行二尺五寸 總代員

本社創立年月不詳社域百七十三坪を有せり

同 村大字唐杉鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口一尺九寸 氏子十戸 末社一社  
社掌 少彦名命 奥行一尺九寸 總代員

本社創立は寛正三年にして維新の際村社に列せらる社城二百九十七坪を有せり

同 村大字上中野鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺八寸 奥行二尺五寸 拜殿二間 氏子十七戸 總代 員

本社勸請不詳社城二百五坪にして字明戸に在り

同 村大字上郷屋鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口一尺九寸 奥行三尺 氏子六戸 總代 員 社掌

本社創立は慶安元年九月十九日なり社城百十三坪字柿木町に在り

同 村大字上厚崎鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺 奥行三尺 拜殿間口三間 氏子十五戸 總代 員 社掌

本社勸請不詳社城百五十二坪字小林に在り

同 村大字黒磯字原街道上鎮座

無格社黒磯神社 祭神天照皇大神 大己貴命宇迦之御魂命 祭日陰曆二月初午日 九月十九日

紀念祭十月廿九日、月並祭毎月十五日 建物 本社四尺杉小羽葺 拜殿間口三間 栗柄葺

大鳥居二基春山新助奉納 小華表二十基 石燈籠二基 硝子燈籠四基 杉苗百本櫻苗百

本字都宮市今井 信徒二百五十戸 社掌月江玉置清水清丸全郡住

本社は明治三十三年十月廿三日官許を得て無格社黒磯神社と改稱す

本社創立は嘉永三年二月にして澁井兼廣(幼名金太郎)二歳の時祖父藤左衛門實父伊勢吉と相議り兼廣の守護神として字原街道神明宮の境内に勸請せしか濫觴なり是より先き祖父藤左衛門は敬神の志深く常に神を敬すること厚く偶文化十四年伊勢兩宮へ參宮し此年長男生るゝ因て伊勢吉と命名す伊勢吉長して一男一女を産む皆早逝せり次て嘉永二年十月男子生るゝ金太郎と命名す則ち今の兼廣にして父は安政五年八月没す故に祖父藤左衛門後見して兼廣に其後を繼かしむ家運益々隆盛たり然り而して明治の聖代に至るや全十七年三嶋縣令土木を起し新に國道を開線し那珂川に架橋し開通せらる而るに該地は更に人家なく運輸交通の不便見るに忍びす是に於てか該地の沿道に人家を設立し公衆の便を計らんとし翌十八年一月を以て國道に沿ひ那珂川端へ兼廣宏大輪奐たる家屋を新築せしに多額の工費を要し微力の及ぶ所に非らず今や將に産破れ家傾かんとする悲境に沈淪せり茲に其策なく今は神に祈奏して恩顧を仰ぎ奉るの外はあらしと本社へ衰運挽回の祈願をなし朝夕信心怠たらざるに妙たり奇たり神託を蒙る曰く人の出入す

る所へ協議の玉と大書して置くへしと又只世は辨財天を知りたきなりと又辰巳と書て寶と讀むとの三託  
宜あり(其意味は委しくわれと承ければ省く)而して靈驗彌々著しく全十九年四月日本鐵道東北線開設に  
依り本地内に停車場を設置せらるゝと全時に鐵道局員其他上下旅客の投宿あり恭しげなくも 伏見宮殿  
下の御泊あり次て内務外務の兩大臣の御休憩あり是にて素志幾分か相達し全年十二月上野黒磯間瀛車開  
通せしにより漸く開運に向い家政復舊したるを以て實に素願成就の端緒を得る是偏に本社御靈驗と深  
く感佩し此に於て明治廿二年四月神智教管長芳村氏に乞へ神號を光玉稻荷神社と改稱し全月を以て本社  
を澁井兼廣宅地内に奉遷し新に宮殿を造營して鎮祭す其後全廿七年三月有志より一百餘圓の寄附金を得  
て本地停車場を距る三町にして國道と舊道との中間なる宇原街道上百八十二番の山林反別二反三畝歩を  
津久井彦七より購求し二反歩を境内とし三畝歩を參詣道路敷地とし本地に奉遷鎮祭して衆庶參拜の便に  
供す抑も本地は有名なる那須原頭の一部にして茫漠たる原野なりしか今や日に月に開拓せられ人口年  
一年と共に増加し且つ本地の如きは昔日寂漠なる一小村も今は化して人家連擔櫛比し殆ど四百戸に垂ん  
として那須原中の一市街地となる此趨勢を以てせば數年を出すして一大市街となること信して疑はざる  
所なり而るに其住民は皆四方より輻輳移住せしものなれば相互に風俗を異にし從て神祇崇敬の禮をも欠  
き動もすれば郷黨の情誼をして冷然たらしむるあり依て新開士民一和恭順の爲に官に請ひ本社を黒磯神

社と改號し黒磯新開の中央主尊とし村民をして永く崇信する所を一にし以て報本反始の禮典を揚げ該地  
の益々隆盛の域に至るを乞祈み且つ往年神託及び祖父藤左衛門の遺言に符合するを彌澁井兼廣感銘し以  
て前年の大願を果さんため明治三十二年十一月十六日を以て兼廣所有の宅地合計四反四畝十二歩を他人  
に讓渡し代金一千八百圓を得て此れを本社に献納し五百圓を本社維持資金とし一千三百圓を以て規模壯  
嚴輪奐たる本社拜殿を改築し以て永遠祭祀怠たらず子孫の繁榮を祈らむとす云々

社城六百坪平地にして黒磯の北隅に位し境内には多く杉櫻を植へ春は萬櫻亂發し香雲凝つて流れす北を  
望めは那須岳の噴烟の登るを視る東西南の三方は那須の原野にして廣袤數十里に亘り所謂那須の篠原に  
して往古は只狐狸の巢窟に委しよか近時那珂川を疏水し大に開墾の事業起り所々点々として朝夕の炊烟  
棚引を見る又境地の背後には那珂川清流滾々として靈驗と共に晝夜をやめず殊に風致愛すへし

### 西那須野村

本村は那須野村を獨立して一の自治區をかせしものにて其幅員東西廿五町南北  
二里二十町に亘り地勢四面悉く平野にして鹽那兩郡の郡界に跨り那珂川の分流  
中央を流れ灌溉用水の便自由なりとす

本村の沿革に付ては本村は明治十三年那須野原開墾の舉ありし時始めて開拓せ

られしものにて諸國より盛に移住者を奨励し以て開拓に従事せしめ着々良好なる田圃を得るに至り民家所々に設けらるゝに至る明治十八年始めて那須野村と公稱するに至る以來太田原戸長役場の支配する所となり爾后開墾の事業大に進歩し明治二十年に至りては移住者多く殆と三百戸にたれんとするの盛況を呈せり適ま明治廿二年町村制實施の事あるや那須野村は他村との關係に於て自ら事情を異にするものあり且人情風俗の如きも大に異なるあり故に獨立して西那須野村の一村をあすに至る現今の戸數四百余戸人口一千九百四十余人を有するも未だ村社たるの社格なく只一戸或は數戸の氏神を祀りしからんか

同 村開墾地第一區鎮座

無格社琴平神社 祭神金山彦命 祭日十月十日 建物 本社間口三間 奥行二間半 木鳥居

一基 信徒五十五戸總代渡邊勇吉外三員 社掌阿美靜野崎村大字薄葉住

本社は明治十七年十月十日の創立にして相殿には養靈守護の稚産靈命を祀り社域三百坪を有し境内には珍木(なんじやもんじや)及び若杉檜森々と繁茂し風色頗る佳なり

狩野村

本村は三嶋、井口、西富山、東遲澤、西遲澤、關根、東關根、槻澤、高柳、南郷屋及び石林の舊十一村を合併し幅員東西一里南北一里三十町にして奥羽街道は中央を貫き三嶋は同街道に沿ふて一の市街地をさせる新村なるを以て舊他村と距ること遠し地勢西南は曠原相連り以て西那須野村に接し西北平野相連り以て糠谷郡に隣り蛇尾川は西北を流れ土地概ね平坦にして村民農耕を業とし朴實にして勤勉の風あり

古來の沿革に付ては往時は三嶋新村を除き他の諸村は共に太田原領に属せしか維新の後栃木縣に属し第三大區九小區に編入せられ後一戸長役場の所轄に属し次て町村制實施に當り合併して一の自治村をなし今日に至りしものとす本村には村社十一社ありて戸數三百七十余戸人口一千九百余人を有せり

狩野村大字石林鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺 奥行一尺七寸 拜殿間口二間 奥行四間 末社二社

氏子三十四戸 社掌 總代員

本社は大同二年の創立にして字狩野道下那須原野に接したる地に小祠を建て村社と稱せしか屢野火のため

めに焼失せり故に弘化二年七月今の地に移遷せしと社域四百四十四坪字精進場道下に在り

同 村大字井口鎮座

村社温泉神社 祭神大已貴命 少彦名命 建物 本社間口五尺 奥行四尺 拜殿間口三間 奥行二間 氏子三十五戸 總代 員

本社創立不詳社域三百十八坪字中道上に在り

同 村大字西富山鎮座

村社温泉神社 祭神大已貴命 少彦名命 建物 本社間口一尺五寸 奥行二尺五寸 拜殿間口二間 奥行三間 氏子九戸 總代 員

本社創立不詳社域七十坪字井口に在り

同 村大字西遲澤鎮座

村社温泉神社 祭神大已貴命 少彦名命 建物 本社二間 四方 拜殿間口三間 奥行二間 末社一社 氏子十戸 總代 員

本社創立不詳社域百七坪字横道に在り

同 村大字東關根鎮座

村社温泉神社 祭神大已貴命 少彦名命 建物 本社間口二尺八寸 奥行一尺七寸 拜殿間口九尺 奥行二間半 氏子十戸 總代 員

社掌

本社創立不詳社域二百五十八坪字河原に在り

同 村大字東關根鎮座

村社温泉神社 祭神大已貴命 少彦名命 建物 本社間口二尺 奥行三尺二寸 末社三社 氏子十四戸 總代 員

本社創立不詳社域六十三坪を有す

同 村大字東遲澤鎮座

村社温泉神社 祭神大已貴命 少彦名命 建物 本社間口二間 奥行三間 拜殿間口三間 奥行三間 末社一社 氏子 十三戸 總代 員

本社勸請由緒不詳社域三百六十二坪字川原添に在り

同 村大字高柳鎮座

村社温泉神社 祭神大已貴命 建物 本社間口一尺五寸 奥行二尺 拜殿間口二間半 氏子十一戸 總代 員

本社創立不詳字下澤東に在りて社域百三十坪を有せり

同 村大字槻澤鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺 拜殿間口一間半 氏子十五戸  
社掌 少彦名命 奥行三尺 氏子總代員

本社創立不詳社域三百二坪字關根境に在り

高 林 村

本村は高林、箕輪、木綿畑、鴨内、湯宮、百村、箭坪、油井、板室、龜山、西岩崎、洞嶋、細竹の舊十三村及び青木戸田の両開墾地を合せて一の自治村となせしものにて其幅員東西三里十八町南北四里二十町に亘り地勢西北は山脈重疊し道路殆ど通すへからざるものあり而して西方は蛇尾川を以て限り鹽谷郡に接し北方那珂川を控ひ東南一帯の地平夷にして那須原頭に連れり村民は概ね朴直にして農耕に勤勉の風あり

古來の沿革に付ては黒羽太田原及幕府の領邑に屬したりしか維新后共に栃木縣に屬し第三大區九小區に編入せられ後一戸長役場の支配に歸し次て町村制に當り之を合して今日に及ひしものとす

本村には村社十三社ありて戸數四百八十余戸人口三千三百八十余人を有せり

高林村大字鴨内鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺 末社四社 氏子五十戸  
社掌 奥行二尺五寸 氏子總代員

本社創立不詳社域三百十二坪字大久保に在り

同 村大字板室字井戸鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺 拜殿間口三間 末社三社 氏子  
社掌 少彦名命 奥行三尺 氏子總代員

本社寛文二年三月の勅諭にして一村の鎮守神たり社域六十三坪を有せり

同 村大字箭坪鎮座

村社鹿嶋神社 祭神武甕槌命 建物 本社一尺 氏子二十七戸 社掌  
本社創立不詳社域百九坪字西反川に在り

同 村大字細竹鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺三寸 雨覆二間一尺 氏子六戸總  
社掌

本社創立不詳社域十三坪字本田に在り

同 村大字洞嶋鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺 氏子三戸  
社掌

本社創立不詳社域五百八十坪字箕輪道にあり

同 村大字油井鎮座

村社鹿嶋神社 祭神武甕槌命 建物 本社間口一尺二寸 拜殿間口二間 氏子六戸總  
社掌

本社創立不詳社域百三十一坪を有せり

同 村大字箕輪鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社三尺 拜殿間口三間半 氏子二十四戸  
社掌

本社勸請年月不詳社域三百十五坪を有せり

同 村大字龜山鎮座

村社湯泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口二尺 氏子四戸  
社掌

本社勸請不詳社域三百七坪字間々下に在り

同 村大字高林鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺 氏子四十八戸  
社掌

本社勸請不詳社域七百一坪字稻澤西に在り

同 村大字百鎮座

村社湯泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺五寸 拜殿間口三間 氏子百四戸  
社掌

本社創立不詳社域三千十一坪字笹野曾里に在り

本社創立不詳社域三千十一坪字笹野曾里に在り

## 下野神社沿革誌附録

### 栃木縣神職傳記

#### 那須郡部

#### 小泉檀造氏傳

氏は天保三年十一月廿八日を以て下野國那須郡寺宿村(今同鄉村大字寺宿)に生る父は淨法寺祝藏と云ひ氏は其二男なり安政二年八月出て全國全郡前田村小泉家を繼ぐ氏の家は鎮國神社の神主にして從五位下小泉甲斐守藤原朝臣光定を祖とす光定は當國芳賀郡益子村鹿嶋神社の神官木村市正の二子にて黒羽藩士小泉家の養子となる幼名は勝明又は龜次と稱し十一才の時より嶋崎雲圃に従ひ画を學ひ氣韻森々たり后水戸立原萬翠軒に漢學詩文を學び蒲生君平に就て國學を修め長するに及んで京大坂江戸に遊ひ諸名家と交り木村子章斐道人宗圃と云へ又檀山人檀森齊と稱し其名諸國に傳播し門に遊ひ畫を學ぶもの一百五十余人就中立原杏所高久露崖等は殊に高名なり文化十三年藩公の命に依り嗣子光緘に家を譲り全年十一月鎮國神社の祠官となり境内の傍に居を拂ひ八十九歳まで該神社に奉務す嘉永七年七月五日卒す氏は其の跡を襲ぎ安政六年上京鎮國神社の神主職に補し主殿正と稱す明治三年大政官の布達により主殿正を改め



て檀造と云ふ氏は幼より穎敏學を好み皇學及書は祖父甲斐守に従ひて學ぶ漢學は久保加藤に就て修む講義は安積其齊に従ひ研究す國時は井上文雄横山由清に従つて學ぶこと數年精勵怠らず業大に進む明治六年二月下野國那須郡湯本村温泉神社祠掌を申付らるる全年五月を以て該神社祠官を命せらるる全日全郡前田村鎮國神社祠官當分兼務申付らるる全八年教部省より訓導に補せらるる全十年十二月全郡堀之内村温泉神社野上村温泉神社前田村鎮國神社飯綱神社大輪村温泉神社兼務申付らるる全十一年一月を以て湯本村温泉神社祠官依願差免さるる全十七年十月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮學証を授けらるる全十八年權少講義に補す全廿三年四月黒羽招魂社受持を命せらるる氏斯道に盡して四十有余年一日の如く醇々倦まず實に貧すへし氏天資明敏沈着溫雅にして異に過る所あり蓋し其玄鑑以て深遠の士か

人見環氏傳

溫順にして仁慧の質を備ひ忠直にして篤實なる士は人見氏なり通稱は三郎諱は環と稱し安政三年二月九日を以て下野國那須郡湯本村(今那須村大字湯本)に生る祖を那須の郡司狩野三郎行廣の孫なりと云ふ舒明天皇の御世行廣神教により白鹿を獲て温泉を發見し爰に始めて温泉を開く而して全帝八年行廣卒しければ温泉を發見したる功績あるを以て行廣の靈を氏神に合祀し見立神社と尊崇し其子孫を以て該社に奉仕せしむ后人見と改め見立神社の代々神職にして延喜式内温泉神社の社務をも兼ね祖先より氏の父人見

周防正に至まで皆上京神祇管領長上に謁し該神社の神主に補せられ最も地方の舊家たり氏は實に周防正の長子にして幼より穎敏初め家學を受け長して明治七年十月より小泉友に従ひ皇漢學を修む全八年十月より本縣神道中政院に入り皇學を研究す全九年本村郷社温泉神社の祠掌を命せらるる全月兼教導職試補を申付らるる續へて第三十九番中學區第三十二番小學一番分校事務係申付らるる全十一年五月第五百六十五番神風講社五等教師となり全十二年湯本村戸長准等外四等に任す全十四年七月神習教會副取締に全九月神道三要敬神之初門第五級免許の証を得る全十五年十二月太田原警察野分署建築費途へ金十四寄附せしを以て本縣令より木盃一個全十八年十一月小學資金十八圓余を納附せしを以て木盃一個を贈與せらるる十七年十月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等假學証を授與せらるる全月權訓導に補せらるる全廿三年訓導及び補習教會副取締を辭す全廿五年神官會那須郡撰出議員に全廿八年十月那須岳神社々掌に兼補せらるる三十三年十二月十一日氏は多年那須温泉の事業に拮据盡力せられたる功勞あるを以て全湯本人民一同より三つ組の木杯一箱全三十四年四月廿日を以て賞狀に木杯一個を添へ賞與せらるる全年九月廿日を以て那須尋常小學校新築費として金十七圓寄附せしに付木杯一個を賞與せらるる噫氏は斯の如く公衆の爲に盡すこと常に心頭に離たす又人に接して恭謙寛厚俗の俗ならざるを問はず悉く歡心を得たりと云ふ蓋し仁愛至誠の人に非ずんば能くせざる所なり

### 月江寛宥氏傳

氏は天保十年二月を以て下野國那須郡寺子村(今那須村大字寺子)に生る氏の家は修驗宗にて本村温泉神社の別當たり祖先は紀伊國牟婁郡熊野本宮の奥切畑郷なる吹越山王尊神社の別當にて大江村大善院の住職某の二男關元を祖とす關元諸國を周遊し正保年中下野國那須郡寺子村に到り郷士盛一の分家を購入し官の許しを得て常山派修驗宗を開き王世山貴正院と號し其子孫は万治年間式部天保年中專明正徳年中宥盛寶曆年中宥元明和年中宥智文化年間明王寺と號す享和年中清玉文政年間貴正院左近と稱し九世連綿として繼續す殊に氏の家は安政の頃より常山觸頭役を勤め部下十五ヶ院を支配せり然るに王政維新に際し明治三年復飾し月江左近と改め温泉神社に奉仕す氏は左近の長子にして幼より穎悟學を好み秋元寛明に従ひ漢學を修む二十九歳の時大和の吉野大峯山に駆入り三年の間奥驅正大先達に隨從し峯中修行をなし殊に御撫物奉護持熊野三山顯行の勤効に依り明治三年七月常山二宿法印祐贊より出世官の許狀を賜はられて下山す全年八月より全四年三月まで京都醍醐國學院に入り專心國學を研究す全年四月歸省して家を繼ぐ氏に到りて既に十世なり明治六年五月八日を以て下野國那須郡寄居村玉津嶋神社祠掌を申付らる全八年七月兼教導職試補を命せらる全年十二月田中小學校授業補に任せらる全九年四月寺子村副戸長に任す全十年十二月寺子村々社温泉神社祠掌を兼務す全十一年六月寺子村外一ヶ村戸長に任し准等外二等と

なる全十四年五月准等外一等に轉任す全年十二月職務勉勵として金參圓賞與せらる全十五年十二月賞金貳圓五拾錢下賜せらる全十六年三月寺子村外一ヶ村戸長准十七等に任す十七年四月戸長辭職す十七年十月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮學証を授けらる全二十五年本縣神官會議員に推撰せらる三十一年五月祭典作法を講習し講了証を得る全日本縣神職取締所長戸田子爵より本支所創立以來格別心力を盡したる点を以て大祓越義一部賞與せらる氏は公共の事に頗る刻苦勉勵す故に衆に推されて此如く職に上るや資性溫慈篤實にして沈勇溫雅なるを以て滋々衆の愛敬を受くる蓋し才德兼備之士乎

### 佐藤武雄氏傳

物に感して慷慨淋漓沈勇剛毅にして禮節あるの士は佐藤武雄氏なり氏は天保十年十二月六日を以て下野國那須郡須賀川村に生る氏の家は祖先より代々鹿嶋神社の神主たること明かなれとも惜むらくは常陸の佐竹と那須家戦闘に際し兵燹に罹り神寶古配録等灰燼に歸し家系譜等詳ならずと雖とも已に十三世を経たると傳ふ降て正盛の長子伊勢守正吉萬治元年八月十五日を以て上京神祇管領長上卜部朝臣兼連に謁し鹿嶋大明神の祠官に補せらる二代若狹守正元貞享二年三月七日を以て祠官を許さる三代越後守正繁四代大和守正勝神主に補し五代市正正爲六代大和正忠卿七代大和正盛房八代若狹正義綱にして皆上京該社の神主に補し盛房義綱は殊に祭禮一日法令を許さる當家の神に奉する久しきは偶然にあらずと云ふへし氏

は實に義綱の長子にして幼名を將監と云ひ幼より學を好み皆川香庵に就て漢學を修め長して水滸士武藤秋の門に入り環劍を學ひ大に得る所あり后又古谷寛齋を聘し和漢の學を研究す氏の家は代々黒羽藩主大關家の重臣に待遇せられ稱禮格にあり偶々戊辰の役は大關侯の命により五月女三左衛門の軍に従ひ全年五月黒羽を破り躡躑劍を按して磐城國に入り中野白坂の二戰を経て棚倉城を落とし進んで塙に戦ひ三春に向ふ三春城攻すして降る是より黒羽勢は先陣隊となり岩代國本宮に向ふ此時敵と阿武隈川を夾みて大に戦ひしに賊軍退くに乘りし川を渡りて本宮宿に進む遂に二本松城を陥し夫より下野の那須湯本及び三斗小屋に向へ大戦し進みて會津に入り中峠駒返坂にて戦ひ火玉時を越へ枋澤關山に小戦し新寺の苦戦に捷ち若松城を攻むること數日にして氏此時勇戦奮闘遂に九月二十三日戡定の功を奏して歸陣す翌二年五月神祇官に於て鹿嶋大神の神主職に補し且喜飲齋の職を致し社頭破境令む可らざる旨を命せらる全七年四月二十九日を以て本郡健武村郷社健武神社の祠掌申付らる全八年七月二日本村鹿嶋神社の祠掌に轉補す氏天資廉直にして仁愛の情に篤く又斯道に盡して三十余年一日の如く醇々として倦まざるは頗る賞すべしと云ふべし

### 星野輝由氏傳

其資性沈勇にして柔順の士は星野氏なり天津兒屋根命二十一代の孫正二位内大臣大納冠鎌足公の末裔に

して藤原を性とす家代々羽田村溫泉神社の祠官にて寛文元年中星野采女正輝を中祖とす后元録十五年四月對馬守宗政享保十八年四月能登守旨義明和六年四月伊賀正政長文化二年三月加賀守政春天保三年二月若狹正政重(和歌を好み檀山雙小山田榮樹翁等と交り深く遂に國時を能くす享年九十才にて明治二十二年二月廿二日逝去す)次は天保十四年二月參河正政保曾上京神祇官領長上に賜し神主職に補せらる氏は實に政保の長子にして弘化四年正月十一日を以て羽田村(今金田村大字羽田)に生る幼名左近と云ひ諱は政清后輝由と改む慶應三年八月を以て上京神祇官に於て神主職に補し筑前正と稱す氏は幼にして學に篤く志し長して武を好み戊辰の役に黒羽藩主大關増勘の命を奉け軍兵と共に機械方となり板室三斗小屋より進んで若松城を圍み奮戦勇闘屢々なり遂に賊將降伏せるに依て凱歌を擧て歸陣す全二年十一月軍功に依り金參拾兩賞賜せらる全六年五月三十一日を以て那須郡湯本村郷社溫泉神社の祠掌を申付らる全十二年十月全郡乙連澤村八幡宮全郡羽田村溫泉神社全郡野間村溫泉神社の祠掌兼務を命せらる全十四年九月神習教會副取締となる全十七年十月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮學証を得る全廿四年本縣神官取締規約設定委員に撰まる全廿五年二月神官會議員に推撰せらる全卅一年五月本縣神職取締本支所に格別心力を盡したる趣を以て葬祭要儀一部賞與せらる噓氏幾度か乘に推されて其職に上り勉て叮嚀周密なり故に衆の氏に望を措く又信なりと云ふべし

### 和地武之助氏傳

天資穎敏深奥にして沈勇果斷農業に熱心なる士は和地氏乎氏は下野國那須郡小砂村（今大山田村大字小砂）の人慶應三年六月を以て生る幼名主馬之助諱は邦嗣と云ひ藤原の正統にして其祖和地駿河守（奥州白川郡増見の城主）の末裔にして和地二郎重貞と稱す永祿三年下野國那須郡武茂の庄に移住す重貞の弟和地三郎尹府本村示現大明神の神職となり其嫡子萬治三年二月上京神祇官に於て神主に補し出羽守と稱す次に重次貞享四年二月上京次に邦高寶永六年二月上京刑部正と稱す次に邦吉次に吉重寶曆六年三月上京出羽守と稱す邦久次に邦明相摸守と稱す邦安文政二年二月上京相摸守を襲ぐ次に邦重は邦安の養子にして天保十二年二月上京父の職を襲ぐ次に邦福は邦重の長子にして幼名を丹宮と稱し慶應三年八月領主水戸寺社役所より神官職に仰付らる明治十一年七月九日を以て村社示現神社の祠掌を申付らる氏は實に邦福の長子にして幼より本村小學校に入り明治八年十月より全十三年一月末日を以て下等小學全科を卒ひ全年進みて簡易小學科第四年前期を全年十二月を以て修め全十四年十月十日簡易小學全科卒業す全十四年十一月より全十五年三月まで石井周造に就て漢學を修む全十五年四月より全十六年まで長倉秀畑に隨ひ皇學を修む全十七年より全十八年三月まで吉田彦に就き漢學を修む全年四月より全十九年三月まで北條金一に從ひ漢學を研究す后明治廿七年二月より再び長倉氏に就へて皇學を研究す全三十一年五月祭

典作法を講習し合格を得る氏は廿年初めて小砂村土地調査委員に全廿二年本村地價修正委員に全廿三年小砂高等小學校設立議員に全廿四年全校の幹事に小砂物産比較會事務員に全廿五年本字區長に推撰せらる全二十七年四月一日を以て村社示現神社々掌に補せらる全二十九年本村工業補習學校世話係を命せらる全年本郡農林會評議員に義烈兩公紀恩碑建設委員に全三十年小砂區經濟に關する調査委員に全三十一年義烈兩公紀恩碑式典委員に本村巡查駐在所修繕委員に本郡農林會稻作種類試驗委員に小砂燒製陶講究所創立委員及び全所會計係に小砂共有學資金取扱委員に帝國矯農俱樂部本郡同盟員組合設立委員全三十二年帝國農家一致協會本郡地方委員に本村農會第一回農產品評會審査委員に本郡須賀川村外二ヶ村農林會聯合品評會審査委員に推撰せらると雖とも皆能其任を盡すと云ふへし氏は又明治十九年より農業に篤く心を盡して殖林業を精勵し且全國に創立する學會并に農會に同盟或は入會せざるはなく其會名を舉れば静岡縣の矯農會全縣の日進館及び帝國農家一致協會周智郡日本農事協會岩手縣の東奥學會本郡農友會神奈川縣の日本農有會山口縣の大日本農事實驗同盟會埼玉縣の實業家同盟會愛知縣の日本農民會本郡及本村の農林會大日本農會東京市日本農事獎勵義會に日本赤十字社正社員に列せらる全三十一年帝國矯農俱樂部特別員に擧らる及び日本農事獎勵義會より農事精勵の効に依り正會員となる全三十二年本村外二ヶ村農林會農產物米外五品々評會審査委員に鳥取縣出雲大社農會に長野縣の大日本農業團體中央本部の

會員となり夫々へ基本金を寄贈し且地方小學校巡查駐在所區裁判所馬頭出張所義烈兩公の紀念碑建築其他橋梁架設の工事を助け且出征軍人の家族扶助軍資及慰勞金死亡軍人の村葬の費等に至る迄寄贈せる杯感するに餘りありと云ふへし氏又任務を勤勉し且つ農業に格別精勵の廉を以て官廳亦は諸會より賞謝状及金員物品等を贈與せられしこと數多にして此を記せば明治二十四年小砂農産物比較會開會中格別盡力したるを以て謝状を贈らる全年埼玉縣東耕園種子品評會へ稻種出品せしに六等賞を贈らる全二十七年本郡須賀川村農産物品評會へ米出品せしに會長安藤從七位より四等賞を下賜せらる全年香川縣琴平町第三回内國々益品縦覽會へ葉煙草出品せしに賞状を贈らる全年富山市設博覽會へ葉煙草を出品せしに總裁富山縣知事副總裁富山市長より二等賞を贈らる全二十八年本村報國義會へ金壹圓五拾錢寄贈せしにより謝状を贈らる全二十九年千葉縣日本農會香北支會へ蒟蒻及蕎麥を出品せしに孰れも二等賞を贈與せらる本郡須賀川村第二回品評會へ小豆出品せしに本縣知事より三等賞に金參拾錢下賜せらる全年日本農民會第四回品評會へ葉煙草出品せしに四等賞を會頭前田從三位より下賜せらる全年愛知縣日本農民會設立八年祝典の爲め會員募集したるにより農書一部贈與せらる全年大田原區裁判所馬頭出張所建設費中へ金員を寄附せしにより謝状を贈らる全三十年本郡農林會第一回品評會へ米出品せしに褒状を下けらる全三十一年日本農民會第五回品評會へ小豆出品せしに會頭從三位前田正名より六等賞及び農書一部を下賜せらる

る全年十月を以て明治二十七八年戰役の際從軍者家族扶助として金圓を寄贈し軍資金の内へ金圓寄附せしを以て本縣知事より賞状を下賜せらる全日を以つて明治二十九年七月中三陸地方海嘯罹災者救恤とし金圓を義捐せしに三縣知事より賞状を下賜せらる全三十二年本郡大山田村外二ヶ村聯合農林會品評會へ米出品せしに本縣知事より二等賞及金五拾錢を下賜せらる全年伊勢兩宮永代月參太々神樂講社募集の際盡力したるを以て謝状を贈らる全年大山田農會第一回品評會へ米出品せるを以て二等賞及び木杯を下賜せらる故に帝國農家一致協會頭正三位冷泉伯爵より賞状及び報徳訓一部下賜せらる全年本郡農林會第二回品評會へ米出品せしに二等賞及び金七拾錢を本縣知事より下賜せらる以上列記したる所は實に氏か半生にも至らざる歴史なり嗚呼神職の任を盡し少しく暇われは鋤犁を奮ふて田圃に培ふ然れとも只自利を計るに非ずして國家を利するにあり何んぞ其樂み悠然として他日大成を立つるの士乎

### 津田政信氏傳

氏は那須郡余瀨村津田四郎の養父にして天保九年十月二十日を以て下野國那須郡練木村に於て生る父を渡邊六郎と云ひ氏は其長子なり明治元年十一月出て余瀨村津田家を繼ぐ明治九年二月家を養子四郎に譲りて明治八年七月二十三日を以て下野國那須郡南金丸村郷社那須神社の祠堂を拜し南金丸村（今金田村大字南金丸）に移住し専心郷社に奉仕す全年十一月兼教導職試補に全十年太田原神道支局會計係に全十

一年五月神風講社五等教師及全講社副社長を命せらる全十七年本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等  
仮學証を得る全十八年權訓導に補せらる全十九年那須郡教師十組長に全月を以て權少講義に進む全二十  
年太田瓊教會取締に明治會下野支部委員を囑せらる全二十九年神職會議員に撰出せられしより引續き其  
職に在り全三十一年五月を以て祭典作法を講習し講了証を本縣皇典講究分所より授與せらる氏資性温厚  
篤實なるを以て衆庶の愛敬を受く嘗て明治二十七八年服役の際軍資金并に軍用品獻納せるを以て本縣知  
事より賞せらる殊に本縣神職取締本支所設置以來心力を盡したる起きを以て所長戸田子爵より葬祭要儀  
一部を賞與せらると云ふ此の如く斯道に盡すこと篤く又事を成すに精密至らざるはなしと云ふし

### 齊藤繼定氏傳

氏は天保十一年十一月十一日を以て下野國那須郡田野倉村(今荒川村大字田野倉)に生る幼名を左逸と稱  
し長して繼定と改む氏の家は代々八龍神社の神主にして神祇管領長上より其職に補せられ數代繼續せし  
こと明なり氏は幼より穎敏學を好み森田家寺社奉行役齊藤小彌太に従ひ漢學を修め皇學は父大神主伊豆  
守に學ぶ元治元年四月を以て地頭森田家より中小姓格仰付らる王政一新に際し神職改正を仰出されしか  
氏は進みて宇都宮縣廳に於て國學試験を受け及第して明治六年四月八日を以て那須郡森田村郷社鹿嶋神  
社の祠掌を中付られ全日第六大區一小區村社祠掌兼務を命せらる全八年十月を以て兼務導職試補申付ら

る全十年神風講社五等教師に全社副社長を命せらる全十一年三月八龍神社の祠掌及び十一ヶ村の村社祠  
掌を申付らる全十七年十月本縣皇典講究分所に於て三等仮試験に合格す全十八年權訓導に補せらる全十  
五年十月十四日全郡月次村郷社加茂神社祠掌兼務を命せらる全十九年本郡教師第十二組長となる全二十  
一年二月權少講義に累進す全二十五年本縣神官會補欠職員に撰まる全三十二年十一月本郡第一區長に推  
撰せらる噓氏は斯の如き職を務めて倦まざる所以のものは資性沈勇果斷にして仁慈なればなり故に衆能  
く欽仰せざるはなし

### 齊藤義丸氏傳

氏は齊藤繼定の長子にして諱は繼道通稱は義丸明治五年九月五日を以て下野國那須郡田野倉村(今荒川  
村大字田野倉)に生る幼名を清志麿と稱し明叙にして學に志し明治十二年二月より本村小學校に入り全  
二十年四月全科卒業す全十八年四月二十五日齡十二年八月月にて本縣皇典講究分所に於て學術試験を受  
け及第すと雖とも未だ成年に満ちざるため本學証下附する能はずして分所長早尾海雄より左の証を得た  
り「幼年にして學術作業に勉勵奇特に候尙後來を希望候也」と全二十年五月より全二十一年四月まで碩儒  
川俣誠に従ひ漢學を修む全二十一年五月より十二月まで中山甫に就て修學す全二十二年一月より十二月  
まで磯田敬道設立の正義學會に入り漢籍地理歴史等を研究す全二十三年一月より四月まで齊藤松壽に従

學す全二十三年四月より東京神田私立國語傳習所校外生となり専心に國語を研究す全年四月より今に國民教育に従事し職務勉勵により前後五度以上の賞を下賜せらる全二十五年十二月本縣皇典講究分所に於て學階試験を受け六等司業を授けらる全二十六年六月二十四日を以て全郡下江川村大字月次郷社加茂神社の祠官を拜す全二十七年二月本縣神官會議員に舉らる全年六月天皇皇后兩陛下銀婚の御式御祝典の酒饌料を賜はらる全二十九年二月神職會議員改撰に再々舉らる全日を以て本郡支所幹事に推撰せらる全年十月本村大字鴻野山村社皇宮神社外無格社二社の社掌に全三十年十二月本村大字森田村社鹿嶋神社外無格社二社の社掌に兼補せらる全三十一年二月を以て本郡支所職員滿期改撰に再々幹事に撰まる全年五月を以て本縣神職取締本所長より本支所創立以來格別の心力を盡したる趣を以て祝詞全書一部賞與せらる全三十二年四月を以て久我副總裁より本縣皇典講究分所商議員に囑托せらる全三十三年二月本縣神職會議員及び本郡支所幹事に再撰せらる是れ皆登雪の効を積んで空しからずして其學に通すること深奥なり殊に教育に熱心にして其成績大に著しきを以て一村舉て其徳を頌す氏か閱歴は半生にも至らざるに此の如し而して天資高潔沈勇にして廉潔職を盡すに餘蘊なし編者は益す氏の如きもの神職林に輩出せられんとを希望して已まざるなり

### 長倉秀翹氏傳

氏通稱秀頰諱は義翹姓長倉嘉永四年九月十五日を以て下野國那須郡矢又村に生る父を好義と云ひ母は水戸藩士薄井昌範の長女にして三男を揚く氏は其長子なり氏家遠く清和源氏佐竹冠者下野守昌義四代孫貞義の二男佐竹次郎從五位上興義を祖先とす興義削髮して鷲嶺に據り城を築き是れを長倉城と稱す本城の鬼門除として鷲嶺三枝祇の神を崇敬す後長倉城墜落せしにより修験者となり伍智院と號し鷲嶺三枝祇神社の別當職となり佐竹の姓を削り長倉と號す此より世々本社別當たること氏に到りて二十五代茲に數百年興亡の波に動搖せられ治亂の憂に襲わると雖も一系其統を混へすと云ふへし氏幼にして英邁學を好み實父の指揮に應じ水戸弘道館に入り和漢の學を修め業大に進む又藤田虎の筆法を習ふて書を能くす慶應元年水滸正好を論して兩派となる時に氏は父好義と共に神政館に入り砲術を練習す後適田野原に戦ふ利あらず終に脱藩し會津に趨りて會藩と意を同ふして北越に出陣し三國峠に據り戦て利あらず退て若松城に屯集す而るに該城降伏す依りて水滸脱士と共に歸國し又美濃尾張の間に潜伏し王政維新に際し籍を太田原藩に付し美濃國笠松縣に奉職す該縣廢合により岐阜縣警察部に轉す明治五年歸國す脱走歸籍を官に請ふ官氏を罰して禁錮に處す後免されて歸邑し鷲嶺神社の祠掌を拜し辭して後警察吏を拜し又居村の戸長となり全九年小學訓導に拜し全郡大嶋學校に在勤全十二年解職せられ福嶋縣の警吏を拜し若松警察署に在勤し全十四年 天皇陛下北海御巡幸の時選拔となり御警衛を青森縣に勤仕し全十八年依願職を辭し

て歸郷し再び鷲子山上神社の祠官を拜す氏は明治七年九月八日日本縣神道中教院新築費の内へ金貳拾五圓を献金し其他學校警察署及道路開修等に應分の寄附をなし本縣知事より賞状を賜はる氏資性沈勇果斷敏捷にして大義の爲めには家をも身をも忘れて心肝より盡したる至誠至情には何人も感動せざるはなしと云ふ

### 池澤金太郎氏傳

池澤家其先は中臣鎌足公の後胤從三位伊豫守藤原通家より出づ降りて從五位上那須資忠の四男四郎忠重那須郡下境池澤館に於て生る依て池澤を姓とす忠重より后十三代を経て忠光に至る忠光天文年中芦野に移住す元祿年間東陽軒學者を以て著はる氏の父登に至りて十八代連綿たり殊に湯泉神社に奉祀すること數代なり氏は此れ登の長子にして明治七年下野國芦野町に生る幼より穎悟にして漢學を加藤樂山翁に學以傍ら國文國詩を研究し大八洲學會に入り又明治會の會員たり氏明治二十五年十一月中本縣皇典講究分所に於て學階試験を受け成績により八等司業の學証を授けらる二十六年より二十七年四月まで國語傳習所校外生となり拮据匪勉す三十二年十二月を以て湯泉神社々掌に補し三十四年一月再び分所に出て受験し四等司業を授けらる全年八月本所に於て受験し試験の成績に依り三等司業を授けらる又第二回神職講習會を修了し且本所々定の祭式科をも修め且つ國詩を好み益々斯道を研究する如きは素より資性沈勇

果斷溫雅にして廉潔を盡すに餘蘊なし故に一町氏を推して欽仰せざるはなし

氏か拜命の時詠る歌に

御社のかたへに立る杉の木の直なる心持ちて仕へむ

### 池澤喜悅郎氏傳

其資性の沈勇廉潔にして忠勤を以て令聞の高きは池澤喜悅郎氏也氏は天保九年四月八日を以て下野國那須郡久野又村(今兩鄉村大字久野又)に生る家祖は須藤權守貞信の裔孫にして藤氏の正統なり父は池澤治部母は小倉氏にして氏は其三子なり幼より學を好み黒羽藩主阿久津氏に就き皇漢の學を修め慶應元年四月より明治五年四月まで勸業係兼名主役を務む全二年郷士兼里正となる全三年六月貧民救助金寄贈せしにつゝ其褒賞として金二百疋下賜せらる全五年四月久野又村總代を申付らる全年五月小學校世話係に全七年久野又村用係となり全八年久野又村外二ヶ村戸長補を命せらる全九年一月久野又村外四ヶ村の戸長補申付らる全年四月久野又村外二ヶ村准等外四等副戸長を命せらる全十年八月久野又村外六ヶ村准等外四等副戸長に全十四年七月本郡第二十三番學區學務委員に任す全年黒羽警察分署新築費寄附せしにより褒狀を賜はる全十六年二月寺宿村外六ヶ村准十七等戸長に第二十三四番學區學務委員に任す全年十一月學資金拾圓輸納せしにより其賞として木杯一個を賜はらる全十八年六月戸長を辞す全年七月寺宿村外



八ヶ村衛生委員及勸業委員を命せられ全二十年四月本郡第二高等小學校聯合會議員に撰まれ全二十二年四月村會議員に推撰せられ全年六月本村助役に擧げらる全三十年十二月十日を以て本村大字中野内郷社温泉神社々司に補せらる此れ氏か今日までの容歴なり素より其要を詳述する能はずと雖も以て氏の性行の一斑を知るに足らんや

### 益子定次郎氏傳

姓は紀氏通稱は定次郎諱は顯智嘉永元年九月十日を以て常陸國久慈郡槻野地村に於て生る父を金子恒勝と云ひ氏は其第三子なり慶應三卯年二月出て下野國那須郡大山田下郷益子家を繼ぐ氏の家は世々篠尾神社の祠官にして益子和泉吉久を以て中祖とす攝津吉直次は和泉居達次に和泉居堯次に和泉居知次に大和智貞次は孝之介顯教皆上京神祇管領長上に調し全社の祠官に補せられ其職を襲ぐ氏に到りて八代繼續す氏資性温厚篤實穎敏にして漢學を長山道齊に就へて學ひ印南嵐に隨ひ皇學を修む明治三年領主水戸社寺役所より篠尾神社の奉仕を仰付らる全十一年六月五日を以て篠尾神社の祠掌を申付らる全十二年兼教導職試補を命せらる全十二年神風講社五等教師となる全十七年十月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮學証を授けらる全三十一年三月を以て本村上郷村社上廻神社々掌に兼補せらる全年全月花館山紀恩會式典部委員に撰まる全年祭典作法を講習し講了証を授與せらる氏人となり守ること堅く神人に接事して謙遜温恭なり故に衆の氏に望を措くむべなる哉

### 津田四郎氏傳

津田氏は平姓にして織田氏より出づ中祖を津田源弘と稱し天台宗を信し遂に僧となり無室と號し近江國大津に住す時那須資實の聘により那須に來りて修驗宗を開き余瀨村に一院を設け即成山光明寺と號し其の住職に補せらる故に光明寺の間山法印なりと后文明三年飯綱權現を勸請し殊に愛宕稻荷北八幡宮の別當職を兼ね寺祿五十石を領せり第二代源海と稱し源弘の長子にして父の職を襲き黒羽藩主大關家の家老職を兼ね家祿九百石を賜はらる第三代源久と云へ源海の長子にして大峯山に入峯すること二十一度殊に大坂陣の留守役并に幼主後見を仰付らる第四代源知は源久の長子にして父の職を襲き入峯すること三度又藩主右衛門高増職府城番の供奉仰付らる第八代は源曉にして長子早逝す大正院源長を養て嗣とし職を襲かしむ降て十一代源珍父源到の四子にして職を繼ぎ入峯すること七度殊に祖師役小角一千百年忌につき聖護院宮篁面大峯兩山入峯の供奉仰付られ其功に依り權律師に任し法橋に昇る金紋箱紫伊達紐玄關簾網代輿等を贈與せらる此れより后十七代源乘まで同格式を有し正年行事にして數院を支配せり第十八代政信にて王政維新に際し復飾し神に奉仕す第十九代氏に到る氏は政信の養子にして那須片田村の人父を齊藤大隅正と云へ其第二子なり幼より穎敏學を好み金板某に隨ひ皇漢の學を修め明治八年下野國那須郡

余瀬村々社雷神社祠掌を申付らる全年兼教導職試補となる全十一年神風講社五等教師に全十五年大田原  
神道事務支局庶務會計係を命せらる全十七年本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮學証を授けらる  
全十八年權訓導に補せらる全二十四年大真現教會副取締となる全三十一年祭典作法を講習し講了証を本  
縣皇典講究分所より授與せらる氏資性温恭にして沈黙あるを以てす氏又一箇の偉士たらざるなきを得ん  
や

### 小室甲子三氏傳

資直にして深沈篤實にして柔順なるは小室甲子三氏は常陸國久慈郡宮川村の人嘉永二年五月二十八日を  
以て生る明治三年十二月出て下野國那須郡大内村小室家を繼ぐ其祖小室淡路正藤原勝之の代寛文十三年  
戸隠大明神の祠官たり后寶曆三年喜株寛政六年宗春天保九年宗發安政五年宗茂皆上京神祇管領長上に謁  
し戸隠大明神の祠官に補し代々淡路正となる殊に領主水戸徳川侯に臣事す氏は幼にして大官司近津尊美  
を師とし皇漢の學を修む明治十二年三月村社戸隠神社の祠掌を拜す全十七年十二月本縣皇典講究分所に  
於て受験し學証を授與せらる全三十一年五月祭典作法を講習し講了証を本縣皇典講究分所長戸田子爵よ  
り授けらる氏亦深く先王の教を奉して子弟を集め導くに皇漢の學を以てし氏が門に費を執りしもの數多  
に上るといふ一村氏を推して欽恭せざるはなし又宜ならずや

### 伊藤眞榮氏傳

氏は天保五年四月を以て下野國那須郡湯津上村に於て生る氏は家は往古修験にして大寶院と號す元錄年  
間領主水戸源光國より本村那須國造笠石大権現の別當職を仰付らる二代泉藏院と號し爾來代々別當を襲  
職せしか後天保十四年水戸領主の命により領内各宗寺院廢止の際泉藏院を改めて伊藤信夷と稱し笠石神  
社の神官に仰付られしより明治維新の際まで繼續して奉仕す明治八年本村々社熊野神社祠掌を拜し笠石  
神社の祠掌をも兼務せり全十七年本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮學証を授與せらる氏資性温  
慈深遠沈勇にして神に事へ人に接して矯飾なく故に衆の氏に望を措くも信なる哉

### 齊藤最氏傳

氏は下野國那須郡蛭田村(今湯津上村大字蛭田)に於て明治七年二月十七日を以て生る幼より聰敏學を好  
み某々に隨ひ皇漢の學を修めて大に得る處あり明治二十七年十二月本村消防組第五部小頭を命せらる全  
二十九年八月當村大字蛭田衛生組世話係に撰まる全三十一年四月本縣皇典講究分所に於て受験し八等司  
業の學証を授けらる全三十二年一月本村役場書記に擧げらる全三十二年一月三十一日を以て全郡佐久山  
町大字福原郷社八幡宮社掌に補せらる全年全郡湯津上村大字蛭田村社溫泉神社外五社全村大字片府  
田村社溫泉神社外三社全村大字蛭畑村社溫泉神社全村大字新宿村社溫泉神社外一社の社掌に兼補せらる

全三十三年十一月全村大字蛭田衛生組長に三十四年七月本村學務委員に推撰せらる氏資性沈毅果斷温雅の質ありて能く職務を盡す嘗て教育に熱心にして頗る學事を奨励せりと云ふ

### 瀧本政雄氏傳

氏の家は優婆塞にて大膳院と號し村社温泉大明神御手谷山綾織大明神兩社の別當職たり祖は瀧本覺榮と稱す其子孫世々祖先の職を襲て氏に到る氏は幼名を驛馬と稱し那須郡北瀧村(今黒羽町大字北瀧)の人幼より學を好み某々等に從ひ皇漢の學を修む明治三年四月七日復飾し瀧本驛馬と號す后改めて政雄と云ふ全七年教導職試補を拜す全十六年神風講社副取締となり全十七年十月皇典講究分所に於て受験し學証を授けらる全十八年二月十三日を以て村社温泉神社の祠掌を命せらる全三十一年祭典作法を講習し講了証を本縣皇典講究分所長戸田子爵より授與せらる資性温厚にして謙遜の心深し加ふるに深沈なり又職を盡すに慎重して務むと云ふ

### 小笠原勝紀氏傳

氏は下野國那須郡淨法寺村(今那珂村大字淨法寺)に於て天保五年八月を以て生る氏家は往古より世々温泉神社の祠官を以て家職とす氏も又安政六年十一月上京神祇管領長上に謁し神主職に補せらる后柿沼廣身に隨ひ又日光に遊學し皇漢の學を研究し明治六年宇都宮縣廳に施行せる國學試験に及第し同年五月那

須郡延喜式内郷社三輪神社の祠掌に拜し第三大區八小區村社祠掌兼勤を命せらる全十年權訓導に補し全十八年七月訓導に進み全二十年依願本職を免さる全二十六年本村大字淨法寺村社温泉神社々掌に補せらる氏資性篤實温恭にして柔順職を盡して倦まず故に衆の愛敬を受ると云ふ

### 岩村寅之助氏傳

氏は岩村三木造の長子にして文久三年五月十三日を以て下野國那須郡松野村(今武茂村大字松野)に生る氏家は代々二荒山神社の神職にして寛永十年二月安定上京祠官に補せられしより氏に至りて九代連綿として松野村入山新田(今富山)松林新田(今谷淺見)の鎮守日光三社(分村の后は松野村一村となる)の神職に奉し繼續せしこと明なり氏は幼より學を今瀬仲に學ひ后渡邊正順に從ひ皇漢學を研究す明治十二年六月より全十六年まで富山小學校授業生を勤め全十七年十月本縣皇典講究分所に於て受験し學証を授けらる全十八年神宮教に入り試補進て訓導に補す全三十一年祭典作法を講習し講了証を得る全三十三年二月本村大字松野村社二荒山神社々掌に補せらる三十四年武徳會員となり三十五年八月本村大字谷淺見村社示現神社の社掌を兼補す氏資性沈勇温雅なるを以て滋々衆の愛敬を受けるの士乎

### 熊田晋氏傳

氏は文久二年三月二十五日を以て下野國那須郡熊田村(今下江川村大字熊田)に於て生る祖父を素文と云

ひ文學才智に富みて能書と稱せられ又俳諧を能くし永機の門に入り善守庵と號し又弓術巧妙にして烏山藩士は勿論諸國の名家と深く交り大に芳名を流し其子素菊と云ふ氏は實に素菊の長子にして姓は藤原通稱晋字は秀瑞又春齊と號す遠く祖先を尋るに那須與一宗隆五世の孫彌五郎にして貞應年間熊田郷に館を築き姓を熊田と改む其甥肥前守光家一寺を建立して熊田山と號す後ち那須又五郎と云ふもの明應七年釋門に入り沙門幸雲と名を更め是より熊田山幸雲寺と號し館主熊田氏を補翼し鎮守熊野神社の別當職たり後五代を經光明の代に至り修驗道に入り天正十五年正月優婆塞となり代々別當職を繼續す適々慶長三年聖護院宮大峯御入峯の節光明法印供奉をなしたる効により明王院の號を賜はらる爾來明王院にて別當職たりしか明治維新の際父素菊復飾して熊田と復姓し専心神に奉仕し氏に至りて二十世連綿たり氏は幼より穎敏學を好み明治十年太田原小教院に入り専心皇漢の學を學ひ後高菴清風又齊藤松壽に就へて皇典學を修め又中村思儀磯田教道及び中村協に隨へ漢文算術を研究す明治十一年村社熊野神社祠掌を命せられ全十五年神風講社五等教師に拜す全十七年皇典講究分所に於て受験し學証を授けらる全二十年小學校授業生の試験を受け免許狀を得る後又准教員の驗定を受け免許狀を得る氏又祖父の遺傳を受け諸技を嗜み俳諧を好み明治十六年より東都の宗近月洲庵の門に入り斯道を研究し文章披露をなし雅號を桃陰莽素晋と稱して地方の撰者たり又弓術を能くし尾州派竹林流烏山黒崎先生の門に入り練習し免許を得る又教

育に熱く志し明治十三年より熊田學校會計係に教授助手を勤め授業生に轉し准訓導となり勤務中再三の賞與を受く全二十一年四月兵役に服し全年七月輻重輪卒組長の適任証書を得て除隊せらる同二十七年八月より日清の役に召集せられ第二軍第二野戰病院に屬し從軍し全二十八年六月凱旋し除隊せらる其戰役の功により敕定の從軍記章并に一時金を下賜せらる其他軍人慰勞會及び下野新聞社東京貴婦人會より紀念碑銀盃種々の物品を送與せらる全三十一年五月職務勉勵の廉を以て特例として葬祭要儀一部賞與せらる唯氏は祖父の遺傳とは云へなから諸技に達するは何ぞ勉勵の効に依らずんはあらざるなり  
氏か詠吟の一二を擧れば

明治廿八年一月金洲城にて

勇まじや海を見越の初日の出

月洲庵か祖翁紀念碑建設の時に

子を慕ふ聲や雉子の遠ひなき

### 中山光行氏傳

氏は中山恰の長子にして安政五年五月を以て下野國那須郡中野内村(今兩鄉村大字中野中)に生る幼より學を好み明治三年より全七年まで淨法寺建藏に就き漢學を學ひ全十五年より全十六年まで小泉檀造に隨

以皇典學を修め以て全二十二年七月本縣皇典講究分所に出て受験し三等仮學證を得て全年十二月本村郷社温泉神社祠掌を命せらるる后故ありて本職を辞す后又氏子の推撰に依り全三十三年四月本村郷社温泉神社の社掌に補せらる氏資性温厚篤實にして頗る職を盡すに精勵ならざるはなし

### 阿美靜氏傳

氏は嘉永四年十二月を以て下野國那須郡薄葉村(今野崎村大字薄葉)に於て生る氏の家は代々温泉神社の祠官にして初め天和三年六月阿美與家上京神祇管領長上に謁し本社の祠官に補し出雲守に任す次に寶永四年三月を以て全和泉守に享保十八年四月を以て全伊豆守に寛政八年七月全兵庫文化八年正月を以て全豊後正に安政三年正月を以て全主殿頭に先例の如く神祇管領長上殿下より裁許せられ氏に至りて七代連綿として神に仕へる久しきは偶然に非すといふし氏幼より英敏學を好み郡山政五郎に就へて漢學を修む後明治三年柿沼廣身に隨ひ皇典學を修めて大に得る處あり全十年三月神風講社教師を命せらる全十二年七月薄葉村々社温泉神社の祠掌に拜す全十七年十月本縣皇典講究分所に於て受験し三等仮學證を授けらる全十八年十月教導職申付らる全十九年三月本郡神官教第七組長を命せらる全二十年十二月訓導に補し全二十四年十月少講義に累進す尙進て全郡全村大字下石上村社温泉神社全郡親園村大字實取村社温泉神社の社掌に兼補せらる氏資性温厚篤實斯道に頗る盡して倦まず從つて衆の推戴尊崇する所ならんや

### 齊藤津守氏傳

氏は文久三年三月五日を以て下野國那須郡澤村(今野崎村大字澤)に生る其祖齊藤久助を以て神職の祖とす二代清重上京神祇管領長上に謁し伊勢守に任し祠官に補せらる三代清信山城守に第四代信和相摸守に第五代清申出雲正に第六代清繁相摸頭に任し祠官及び神主に補せらる氏に至りて七代連綿として温泉天王兩社に奉仕す氏は實に清繁の長子にして郡山政五郎に就き漢學を修め后逸見嵐に隨ひ皇漢の學を研究す明治十七年十月本縣皇典講究分所に出て試験を受け三等仮學證を得る全十八年十月神宮教導職試補を申付らる全十九年十月温泉神社祠掌を命せらる全二十年十二月訓導に補せらる全二十四年十月權少講義に進み全二十六年五月本村大字澤鎮座温泉神社々掌に改補し無格社八坂雷神社及び八幡宮の社掌に兼補せらる氏天資沈勇温慈にして職を盡して倦まず故に衆の能く推尊する所ならんや

### 小林伊集衛氏傳

氏は下野國壺谷郡木幡村(今矢板町大字木幡)に於て天保十四年十月三日を以て生る後出て那須郡花園村(今親園村大字花園)小林家を繼ぐ氏の家は地方稀有の古家なれとも惜むらくは元和年間火災に罹り家系譜及び古書類灰燼に歸したるにより明瞭ならず依て小林盛久を中興の祖とす盛久寛永五年五月上京神祇管領長上に謁し全郡小種嶋村温泉神社并に入幡宮兩社の神主に補し出雲頭に任し次に延寶四年二月を以

て全左近將監藤原盛次に元祿七年三月を以て全伯耆守藤原盛之次に享保三年三月を以て全大隅守藤原盛道次に元文二年二月全周防守藤原盛長次に文化八年三月を以て全大隅守藤原盛忠次に弘化二年十月を以て全伊勢頭藤原盛吉次に安政六年十一月を以て全伊勢頭藤原盛繼皆全社の神主として先例の如く裁許せられて氏に到る氏は實に盛繼の嗣子にして明治八年小種嶋村の村社温泉神社の祠掌を申付らる全九年二月兼教導職試補を命せらる全十年三月神風講社五等教師となり全十七年十一月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮學証を授けらる全十八年七月權訓導に補せらる全二十四年十月權少講義に累進す氏常に沈着にして愛敬すへきの威量を具へ能く忠亮にして職務に匪勉なるにより衆の欽仰せざるはなし

### 關谷喜一郎氏傳

氏は天保二年四月十二日を以て下野國那須郡神田村(今野崎村大字堂田)に生る幼より穎敏學を好み天保八年より全十年八月まで高野志摩正に就へて和漢の學を修業し全十一年より弘化二年三月まで齋藤唯世に從ひ數學及び和漢の學を研究す尙進て榊原宮城に從ひ神道學を講究す文久二年領主福原匠より名主役に申付られ爾來明治四年二月まで勤務す文久三年領主より麻上下拜領御目見を許さる明治元年三月佩刀并に鉄砲十匁より五十匁玉を許さる全八年十二月地租改正擔當人を申付らる全十一年勸業事務擔當を申付らる全十三年六月衛生委員申付らる全八年八月村會議員に撰まる全十四年一月准四等戸長に第七十五番學

區學務委員に任せらる全十六年二月第七十六番學區學務委員并に成田學校新築に對し盡力せしを以て縣知事より賞狀を賜はられ全年四月澤善學校會計係申付らる全年十二月村會議員に再撰せらる全十八年四月郵便切手賣下所を許さる全年十二月教導職試補申付らる全年十月村會議員に尙再撰せらる全二十年十月權訓導に補す全二十二年十月本縣皇典講究分所に於て受験し三等合格の証を受く全十一月本大字村社温泉神社の祠掌を命せらる全二十四年權少講義に全村大字平澤村社湯泉神社及び無格社諏訪神社の祠掌に兼補せらる氏賢性立鑑温慈にして常に敬神の志厚く且公共の事業に匪勉して倦さるは何そ至誠の貫通するに非ずんは能はざるなり故に衆に推れて神職に上る噫氏の如きは誠に得かたき人士と云ふへし

### 關一者氏傳

氏は天保三年十一月三日を以て下野國那須郡寺宿村(今兩鄉村大字寺宿)に生る氏の家祖は大關安碩公の六子にして大關増廣と稱し修驗道を信し優婆塞と爲り文祿三年正月を以て一寺を開き關泉寺と號す翌年紀州より熊野大權現を奉遷し社領百石を附せられ専ら該神社に奉仕し大關家の武運長久を祈る後代々其職を襲ふ氏に至りて十四代繼統たり王政維新に際し復飾し専心神に奉す氏は幼にして淨法寺祝職に從ひ漢學を修む嘉永二年より安政三年まで饒海に就き佛學を學び明治二年二月より小泉權造に從ひ皇學を修む后印南風に就て皇學を研究す明治十一年十一月を以て那須郡兩鄉村富士神社の祠掌を申付らる全十二

年六月兼教導職試補となる全十三年十一月全郡川原村愛宕神社の祠掌兼務を申付らる全十七年皇典講究分所に於て受験し學証を授けらる全十八年七月神宮教訓導に補せらる氏資性堅實温慈にして神に事へ人に接して矯飾なし故に人民に望を措くも信なる哉

### 薄井浪江氏傳

氏は嘉永五年三月を以て下野國那須郡漆塚村(今那須村大字漆塚)に生る氏の家祖は薄井備後と稱して地方の郷士なりと傳ふ后當山修驗となり持寶院と號す寛永二年中薄井派山寛儀僧都となり近郷十五院の觸頭役を仰付られ本村温泉神社の別當たり其子行信萬治年間職を襲きしより安政年間まで凡二百四十有余年代々觸頭役を勤務す天保年中氏の父宥覺早逝す氏に至りて十一世血統連綿として温泉神社に奉仕し高二石九斗社領として領主より代々寄附せらる明治三年九月復飾して神職となり専心神に奉す全十年十二月を以て村社温泉神社祠掌を命せらる全十一年十二月本郡寺子村々社温泉神社兼務祠掌に拜す全十七年本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮學証を授けられ氏資性篤直にして深沈堅忍にして不抜職務に匪勉其徳を博ふせんことを

### 瀧口八郎氏傳

氏は嘉永三年四月二日を以て下野國那須郡鹿子畑村に於て生る父を稻澤桂吉といへ其長子にして明治元年十二月出て全郡志鳥村(今下江川村大字志鳥)瀧口家を繼ぐ其家祖は優婆塞大森坊の開基にして八幡山吉神寺大泉院と號し八幡神社の別當たり天正十九年より養父渡まで十四代連綿として奉仕せり氏は幼にして明治二年二月より全四年十二月まで瀧口藤兵衛に從學し全六年一月より十二月まで稻澤權右衛門に就き漢學を修む全十五年一月より全十七年十二月まで高遠清風に從ひ皇學を修業す全十八年四月を以て教導職試補となる全十九年四月皇典講究分所に於て受験し學証を授與せらる全十九年九月二十四日を以て本郡志鳥村々社愛宕神社祠掌に拜す氏は滋々其職に勉勵せしも仮學証有効期限満期につき成規に基き更に推撰せられ全二十六年五月八日を以て再び村社愛宕神社の祠掌を命せらる氏資性温厚柔順の心深く毫も人に倨傲の意なく故に衆の欽仰ありて幾回も推されて其職に上るは平常氏か沈深にして愛敬せらるゝに由らすんはあらざるなり

### 關新平氏傳

氏は當國那須郡烏山郭内の人嘉永六年癸丑年十月四日酉の上刻を以て生る父は烏山藩士戸田立藏藤原重規母は磯田氏にして氏は其の二男なり幼名吉次郎と云ひ安政六年二月七日出て全郡小鳩村關家を繼ぎ名を改めて式部と稱し後又知壽と改稱す其中祖關和泉守藤原時秀にして寛永三年四月全村八幡宮外三社の祠官に拜す爾來代々全社の神職たり後寛永十七年全伊勢守集宣寛文四年全陸奥守春享寶永八年全志摩守

貞久寛延三年全對馬守但善寛政十二年全志摩守知喜文政三年全對馬守貴知天保十二年全志摩守知悦嘉永六年全保知安政元年全知昌全二年全知至たり中祖時秀祠官となりしより十一代にして皆上京神祇官に於て全社祠官及び神主に補せられ氏に及びて十二代神に奉する久しき常家の如き偶然にあらすといふへし氏幼にして文久元年二月より慶應三年三月迄養父知至に従ひ皇漢の學を學び傍ら珠算を習ひ全年四月より明治二年四月迄全郡島山藩士森淑人に就へて皇漢學を研究す慶應三年より明治六年五月まで小嶋村八幡宮外三社に奉仕す全六年五月二十日解職せらるる全年八月本村地券擔當雇に全九年四月伍長總代に全年七月地租改正擔當に命せらるる全十年三月全郡森田小學校々掌に拜す全十一年十一月郡村沿革調申付らるる全十二年八月本郡森田村外一ヶ村戸長役場筆生に全年十二月凶荒豫備蓄積取締に全十三年五月本村會議員に撰まるる全十年八月本村農事試驗委員に全十四年五月全郡森田村小嶋村戸長申付らるる全年六月島山警察分署新築費献金す全年九月第五百六十番神風講社出納取締役に全十五年二月全郡森田村外一ヶ村戸長役場備に全十六年九月全郡森田村外四ヶ村戸長役場用係を命せらるる全十七年四月本村用係に轉す全年七月本村會議員に再撰せらるる全年十一月本村地籍調員に全十八年七月田野倉村外十六ヶ村聯合會議員に舉げらるる全年十二月土地調査委員に全十九年八月村會議員に再撰せらるる全二十一年十月本村地誌材料編輯費裏者に撰まるる全年十一月本村共有財産所分總代に墓地管理者に全二十八年二月本郡荒川村消防組第五

部小頭に全年十一月全村小嶋組衛生世話係を勤む全三十年四月全郡全村大字小嶋村社八幡宮社掌に補せらるる全年五月全郡全村大字全無格社淺間神社々掌に兼補す全三十一年祭典作法を講習し講了証を本縣皇典講究分所長より授けらるる全三十二年十月全郡全村立尋常小學校新築委員を命せらるる氏資性篤實温恭仁慈なり故に衆に推れて其の職を盡すこと三十余年一日の如く醇々倦まざるは頗る賞すへし嘗て明治十三年十二月坂路開墾費に全十六年十一月學校寄附金利子明治六年より全十四年迄輸納し全二十三年一月十七日日本縣廳建費獻金全三十年六月二十七八年暇役從軍家族扶助金に全三十三年五月荒川村立尋常小學校學事上盡力せしにより全三十四年五月全村立曲畑尋常小學校建築費等へ献金又は寄附せしにつゝ本縣知事より木杯扇面及び賞狀を下賜せらるる以て性行の一斑を窺ふに足るへし

### 高根澤東氏傳

氏は弘化元年正月五日を以て下野國那須郡高久村(今那須村大字高久)に生る幼より學を好み某々に従ひ皇漢の學を學び大に得る所あり明治十二年一月を以て那須郡大嶋村々社溫泉神社祠掌に推撰せらるる全十三年十月兼教導職試補申付らるる全十七年十月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮試験に合格す氏資性温厚篤實にして深沈常に斯道に刻苦勉勵せり故に衆に推されて神職に上るや又農事に熱くして家政能く齊ひ以て神に盡して餘力を残さず蓋し聰敏明斷の士と云ふへし



### 奥澤良榮氏傳

氏は嘉永元年四月二十四日を以て下野國那須郡狹原村(今湯津上村大字狹原)に生る氏の家は永録十二年より代々本山修験にて温泉神社并に琴平神社の別當職にして殆ど十代職を繼ぎ該神社に奉仕せり王政一新に際し復飾し専心神に奉仕す明治十二年六月本村々社温泉神社の祠掌を申付らる氏は幼より學を好み黒羽藩士那須均に隨ひ皇漢の學を修む氏資性溫恭堅實にして毫も人に傲るの意なし蓋し氏の如きは神職林の人物といふへし

### 平山忠助氏傳

其心廉直沈勇にして剛毅あるの士は平山忠助なり氏は阿波國徳嶋の人文政七年三月を以て生る父は舊神官岡崎光教といひ氏は其長子なり故ありて父と共に諸國を周遊し文政年中遂に下野國那須郡豊原村松之倉に到り平山平助の跡式を繼ぎ姓名を改めて平山忠助といひ以て農を業とす慶應元年より黒羽藩主大關侯の卒に撰まれ戊辰の八月第四番隊に編入せられ會津の役に従事し所々の戦闘に功ありしより藩主より其賞として米十四石金二拾圓を下賜せられて歸郷し又農に従事す氏素より神職の胤なれば敬神の意厚く且戊辰の役出陣の際には朝夕神に戦勝を祈り遂に捷利を得たるは皆神の擁護なれば身を以て神に奉せんと慮り明治三年五月より高菴清風に從ひ皇學を修業し全十五年五月を以て本村々社温泉神社祠掌に拜す

爰に於てか氏の素志に叶へると云ふへし氏は是より先き本村衛生委員に擧られて勤務す全十七年十二月皇典講究分所に於て受験し學証を得る氏能く斯道に盡して神に事つる悠遊無窮父母の靈又地下に瞑すと云ふへし

### 池澤七五三氏傳

氏は嘉永四年三月を以て下野國那須郡横岡村(今芦野町大字横岡)に生る氏の家は永正十一年烏山城主石田次郎高清奥州下向の時温泉神社に詣て武運長久の祈願社と崇敬し池澤長太夫を以て本社之神主となし奉仕せしめしより代々神職たり天文年間其子池澤左京より氏の父鐵彌まで年を閱する三百八十七年連綿として神職を繼ぎす氏は戊辰の年黒羽藩の卒に擧られ第四番隊に編入せられ全年九月凛然として黒羽を出發し奥州若松へ向へり當時數度の戦ひにも勇敢にして如何なる烈火激流にも何んぞ辞せずして其功を顯し遂に歸陣す其慰勞として米二石五斗金拾圓を賞與せられて歸郷す明治二年五月温泉神社の神主を繼ぐ全十一年十一月村社温泉神社の祠掌を命せらる全十二年兼教導職試補申付らる全十七年十月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮學証を授けらる全十八年權訓導に全三十一年十一月全町大字宮岡無格社温泉神社々堂に全三十三年三月全町大字豊原無格社温泉神社々堂に兼補せらる此れ氏の經歷なり氏天資沈勇質儉にして能く忍耐の性強きを以て人これを稱すと云ふ

### 高野重明氏傳

姓は高野諱は重明下野國那須郡成田村の人天保五年九月九日を以て成田村に於て生る祖先是鎌倉の人高野真之にして文明年間本村に來住して鎌倉八幡宮を奉遷し神職となり累代奉仕せしと傳れとも其歴數詳かならず寛文年間の水帳に神職高野權太夫とあり後五十年を経て正徳四年藤原重利寛保三年重次八幡宮星宮兩社の神主に補し土佐守と稱す寶曆年間重則文化八年重鏡皆上京兩社の神主職に補す氏も又元治元年三月上京兩社の神主に補し伊豫守と稱し先考の職を襲く而るに明治の新天地に際し八幡宮は郷社と定められ氏は明治六年五月八日を以て郷社八幡宮の祠掌に申付られ并に第六區十二小區村社兼務を申付らる全八年十二月教導職を命せられ全十年八月郷社々格改正により全月二十二日改めて村社八幡宮の祠掌を申付らる全十八年四月三等仮學証を得る全年七月權訓導に全二十四年十月少講義に進む氏資性温厚にして沈勇あるを以て人賞讃せざるはなし

### 長谷川鯉之助氏傳

氏は元治元年二月十三日を以て下野國那須郡賀川村に生る氏の家は優婆塞にて菊藏院と號し元録七年より木村秋葉神社の別當なり中祖元光法印より氏に至りて六代職を繼承し王政維新に際し氏の父浦雄復飾轉身して専心神に奉ず全二十四年三月父歿す氏は實に長谷川浦雄の長子にして幼より學を嗜み某々に

從ひ皇漢の學を修む明治廿八年九月十三日を以て祖家奉祀の無格社秋葉神社の社掌に補せらる於此乎亡父の靈又地下に瞑すへし氏資性篤實純孝にして職務に勉勵するを感す必しも他日大成を期するの士乎

### 鮎澤卯源氏傳

氏は文久元年十一月八日を以て下野國那須郡河原村(今兩鄉村大字河原)に生る氏の家に重光院と稱し修驗にして富士神社の別當たり祖先宥仙坊より氏の父眞砂まで六代皆別當を繼續せり王政維新に際し明治二年四月復飾し鮎澤と姓を改む氏は實に眞砂の長子にして幼より學を好み長して津田政信に從ひ皇漢の學を修む明治十七年十月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等仮學証を授與せらる全十八年六月を以て那須郡南方村々社温泉神社祠掌申付らる全二十八年八月三十一日を以て本郡兩鄉村大字河原無格社富士神社々掌に補せらる氏資性温恭にして廉潔職を盡すに懇懃なり滋々職務に勉勵ならずんはあらざる也

### 蓮田勇仁氏傳

蓮田家は藤原兼房朝臣の息石山座主宗圓の子八田權守宗綱の後孫右衛門尉知家宇都宮氏の門葉たり慶長二年十月宗家の代宇都宮彌三郎國綱に所領を歿収せられしに由り那須郡佐久山に來り領主福原雅樂頭資保に仕へ承應年間高四十石を知行し代々同家の權臣たり故に治民の功跡舊領内に顯著なるものなり維新の際養父保島は番頭を勤め戊辰の役には全藩出兵隊の司令官となり大總督に附隨し錦旗を護衛し白河以



黒磯神社創立者井兼廣氏肖像

北三春二本松及び若松等に進軍し至る所戦功を奏し凱旋の後常務に復し明治三年大政變革に依り御扶持金百六拾六圓を賜はり土着せり勇仁は其相續者なり氏は水戸藩出身にして往昔は平氏の一族熊野別當齋藤實盛九代の孫藏人と稱し常陸國那珂郡戸村郷館庄に在り後佐竹氏に領地を沒收せられ元禄年間より水戸公に仕へ時監周徳大杉八幡宮の別當たり万延元年三月佐野光明等と共に櫻田騷動の役に死す二兄長五郎母方の姓を續き高野と稱し元治元年十一月水戸藩士武田伊賀守田丸稻右衛門等尊王攘夷の論旨を帝京に請はん爲め上洛の途越前敦賀に於て斬首せらる後松原神社に合祀せらる氏は其第三子にして幼名信吉父母に早く別れ兄を失ひ孤獨となり千辛万苦して人と成り明治七年四月齋然東都に出て井上謙三綿引退介に就き和漢學修業傍ら千葉氏に北辰一刀流の武術を學ひ允可を得更に神保氏に眞影流の免許を受け又柳原氏に附隨して諸國を遍歴し奥州守山に於て金林彦五郎と仕合に勝ち後明治八年十月警視廳に職を奉し全十年二月二等巡查に昇進西南逆徒追討の先發を争へ時の警視總官川路大警視に具申すと雖も許されず爲めに職を辭し全年十月福島縣准等外御用係拜命磐城赤井嶽に於て持兇強盜犯三代金丸を捕獲したる効により全縣より若干金の賞與を賜り全十五年小學教員檢定試験に及第し中等科修身讀書習字三科の教授免許狀を授與せられて全縣岩瀨郡推會小學區内巡回訓導を命せられ全十八年七月本縣に轉し更に小學教員となり全二十一年一月全縣警察官に歷任し在職中捕賊賞并に職務勉勵賞等受ること數回 常宮周宮

兩内親王北白川宮梨本宮殿下等護衛の際若干金の酒肴料下賜せられ全二十七年十月家政上都合に據り職を辭し勤績給助金二十四圓下賜せられ全三十一年二月本町村社湯泉神社々掌に補せられ頗る匪勉の土か附言祖先八田知家八嶋檀の浦の役に持たる軍刀月山丸の銘刀は蓮田家累代の重寶にして現に保存あり

### 澁井兼廣氏傳

深山幽谷龍蛇を生ずると眞なる哉那須嶽秀て那珂川の水清き邊りに一偉人の生ずるあり姓は澁井幼名金太郎諱は兼廣那須郡黒磯村(今東那須野村大字黒磯)の人嘉永二年十月二十五日を以て黒磯村自邸に生る其先は 清和天皇の皇子中務卿四品貞純親王より出づ親王の御子正四位上鎮守府將軍經基天徳五年六月十五日始めて姓を源と賜り經基五世の孫左衛門尉源定頼天喜三年十月八幡太郎源義家に從ひ奥州安積に於て戦死せり定頼の曾孫康村に至り一ノ井五郎と稱して那須與市宗隆に屬す正治二年十月其子滿康と共に討死せり滿康より數世の後貞光に至り新田左中將義貞に屬す貞光は弓馬達人の名あり元弘三年五月義貞に從つて北條高時を鎌倉に攻むるや先陣となり戦て功あり後故ありて姓を澁井と改め舊縁により下野那須郡狩野郷に住す之より世々那須氏に屬し貞氏に至り那須資近に仕へ殊功を立て黒磯郷を賜はらる其文に曰く

彌々以而神妙の至り向後可抽忠節依而黒磯の郷所領の事相違不可有之條因而如件